普通火災保険(工場・倉庫物件用)・地震保険 普通保険約款および特約集

(統合)

F0051-00-11 2510 1,000 (マ)

このたびは、セコム損保の普通火災保険をご契約いただきありがとうございます。

この「普通保険約款および特約集」(以下「約款集」といいます。) は、普通火災保険と地震保険の普通保険約款 および特約をとりまとめたもので、ご加入いただきました保険契約についての大切なことがらが記載されております。

ご一読のうえ保険証券と同様に保管くださいますようお願い申し上げます。

- ※1 この約款集に記載された特約以外の特約があるときは、証券に添付してあります。
- ※2 地震保険約款については、保険証券に地震保険金額が表示されたご契約にのみ適用されます。

信頼される安心を、社会へ。

SECOM セコム損害保険株式会社

一 目 次 一

◎火災保険普通保険約款(工場物件用)	1	24. テロ危険補償対象外特約 自動付帯	40
◎地震保険普通保険約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 10	25. 無体物に関する特約 自動付帯	40
◎普通火災保険、住宅火災保険、住宅総合保険および店舗総合保険に付帯される場合の特別	IJ	26. 法令禁止物件に関する特約 自動付帯	40
	19	27. 補償対象外となる損害に関する特約 自動付帯	40
◎火災保険普通保険約款(倉庫物件用)	· 21	28. サイバー攻撃等対象外特約 自動付帯	40
◎特約····································	27	29. 作業特約	40
○自動的に付帯される特約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27	30. 火気禁止特約(工場物件用)	. 41
<補償危険、補償範囲に関する特約>		31. 火気禁止特約(倉庫物件用)	. 41
1. 追加補償特約(工場物件用)	27	<支払額・契約方式に関する特約>	
2. 火災、落雷、破裂・爆発、雑危険臨時費用保険金補償対象外特約		32. 火災通知保険特約(普火·店総用)	41
(普火工場物件用)	· 32	33. 付保割合条件付実損払特約(普火用)	. 43
3. 火災、落雷、破裂・爆発危険臨時費用保険金補償対象外特約(普火倉庫物件用)…	· 32	34. 新価保険特約	. 44
4. 火災、落雷、破裂・爆発、雑危険残存物取片づけ費用保険金補償対象外特約		35. 特殊包括契約に関する特約	. 45
(普火工場物件用)	. 33	36. 支払限度額特約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 51
5. 火災、落雷、破裂・爆発危険残存物取片づけ費用保険金補償対象外特約		37. 免責金額特約	. 52
(普火倉庫物件用)	. 33	<賠償責任補償に関する特約>	
6. 風災、雹災、雪災危険補償対象外特約(普火一般物件·工場物件、店総用)······	. 33	38. 個人賠償責任補償特約	. 52
7. 風災、雹災、雪災危険臨時費用保険金補償対象外特約(普火工場物件用)	. 33	39. 賠償事故解決に関する特約 自動付帯	. 57
8. 風災、雹災、雪災危険残存物取片づけ費用保険金補償対象外特約		40. 電車等運行不能に対する賠償責任追加補償特約 自動付帯	. 59
(普火工場物件用)	. 33	41. 受託品に対する賠償責任追加補償特約 自動付帯	60
9. 地震火災費用保険金補償対象外特約(普火工場物件用)	. 33	<保険料に関する特約>	
10. 地震危険補償特約	. 33	42. 長期保険保険料一括払特約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
11. 地震危険補償特約(縮小支払方式)	. 34	43. 長期保険保険料年払特約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
12. 地震危険補償特約(支払限度額方式)	. 35	44. 保険料分割払特約 (一般)	64
13. 地震衝擊危険補償対象外特約	. 37	45. 保険料分割払特約 (大口)	65
14. 地震破裂爆発危険補償特約	. 37	46. 保険料クレジットカード払特約	65
15. 地震水災危険補償特約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 37	47. 初回保険料の口座振替特約(翌月振替用)	66
16. 噴火危険補償特約	. 37	48. 初回保険料の払込取扱票・請求書払特約	67
17. フィラメント風災・雹災危険補償対象外特約 自動付帯	. 37	49. 適用保険料に関する特約 自動付帯	67
18. 水災危険補償特約	. 37	50. 長期保険保険料払込特約(地震保険用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
19. ガラス損害補償特約	. 38	51. 長期保険保険料年払特約(地震保険用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
20. 冷凍(冷蔵)損害補償対象外特約 自動付帯	. 38	<契約の手続きに関する特約ほか>	
21. 冷凍(冷蔵)損害補償特約	. 38	52. 代位求償権不行使特約 自動付帯	69
22. ボイラ等破裂・爆発損害補償対象外特約 自動付帯	. 39	53. 共同保険に関する特約	69
23. トランクルーム拡張危険補償特約	. 39		

自動付帯 と記載がある特約は、ご契約の内容・条件により自動的にその特約が付帯されます。 自動付帯される条件については、「〇自動的に付帯される特約」をご参照ください。 この冊子に記載された特約以外の特約が付帯される場合は、保険証券に同封して送付します。

火災保険普通保険約款(工場物件用)

工場物件の火災保険契約の場合この普通保険約款が適用されます。

第1章 補償条項

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害(消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。以下同様とします。)に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。
 - ① 火災
 - ② 落雷
 - ③ 破裂または爆発(「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。以下この条において同様とします。)
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害(風、雨、雪、 雹、砂磨その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物 または屋外設備・装置(建物の外部にあって、地面等に固着されている設備、装置、 機械等をいいます。以下同様とします。)の外側の部分が次のいずれかに該当する 事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込 むことによって生じた損害に限ります。以下(2)において同様とします。なお、「建 物」とは、土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・ 装置を除きます。以下同様とします。また、「建物または屋外設備・装置の外側の 部分」とは、建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。)(③の事故によ る損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によっ て生じたことが第29条(保険金の支払時期)の規定に基づく確認を行ってもなお 明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。 この場合であっても、保険契約者または被保険者は、第25条(事故の通知)およ び第26条(損害防止義務および損害防止費用)の規定に基づく義務を負うものと します。以下(2)において同様とします。)を受け、その損害の額が20万円以上 となった場合には、その損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。 この場合において、損害の額の認定は、敷地内(特別の約定がないかぎり、囲いの 有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険 契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川 等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなしま す。以下同様とします。)ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行うもの とし、別表1に掲げる物の損害の額は除きます。
 - ① 風災(台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。)
 - ② 魙災
 - ③ 雪炎(豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。)
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害を受け、その損害の額が20万円以上となった場合には、その損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。この場合において、損害の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行うものとし、第3条(保険の対象の範囲)(2) ②に規定する自動車の損害の額は除きます。
 - ① 航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下
 - ② 車両(その積載物を含みます。以下同様とします。)の衝突または接触
 - ③ 騒擾およびこれに類似の集団行動(群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害

を生ずる状態であって、次条 (2) ①の暴動に至らないものをいいます。) または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

(4) 当会社は、給排水設備(水道管、排水管、貯水タンク、給水タンク、トイレの水洗用の設備、雨樋、浄化槽、スプリンクラー設備および装置、スノーダクト(屋根の積雪を熱で融かして排水する設備)等を指し、常設されておらずその都度排水の用に供する排水ホースの類を除きます。なお、流し台、風呂槽、洗濯機、皿洗器および洗面台等については、本体に連なる排水管部分のみを給排水設備に含み、本体そのものは給排水設備に含みません。以下(4)において同様とします。)の破損もしくは詰まりにより生じた漏水、放水等による水濡れによって保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。ただし、次の損害を除きます。

ア. (2) の事故による損害

- イ. 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ(崖崩れ、 地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。)・落石等による損害
- ウ. 給排水設備自体に生じた損害
- (5) 当会社は、(1) から(4) までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この約款に従い、臨時費用保険金を支払います。
- (6) 当会社は、(1) から(4) までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。) に対して、この約款に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。
- (7) 当会社は、次に掲げる①の事故によって②の損害が生じた場合には、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、この約款に従い、失火見舞費用保険金を支払います。
 - ① 保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または 爆発。ただし、第三者(保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険 契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。以下②において同様とします。なお、「親族」とは、6親等内の血族、配偶者または3親 等内の姻族をいい、また、「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。以下同様とします。)の所有物で被保険者以外の者が占有する部分(区分所有建物の共用部分を含みます。)から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。
 - ② 第三者の所有物(動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する場所にあるものに限ります。)の滅失、損傷または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。
- (8) 当会社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象である建物、屋外設備・装置または建物もしくは屋外設備・装置内収容の保険の対象である動産が損害を受け、その損害の状況が次に該当する場合(この場合においては、次条(2)②の規定は適用しません。)には、それによって臨時に生ずる費用に対して、この約款に従い、地震火災費用保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が屋外設備・装置(門、塀および垣を除きます。以下(8)において同様とします。)であるときは1基(主体となる屋外設備・装置およびこれと機能上分離できない関連付属の屋外設備・装置については、これらの全体を1基とみなします。以下(8)において同様とします。)ごとに、保険の対象が動産であるときはこれを収容する建物またはこれを収容する屋外設備・装置1基ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、

これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

- ① 保険の対象が建物である場合には、その建物が半焼以上となったとき(建物 の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の保険価額の20%以上と なった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対 する割合が20%以上となった場合をいいます。以下③において同様とします。 なお、「保険価額」とは、損害が生じた地および時における保険の対象の価額 をいいます。以下同様とします。また、「保険の対象の価額」とは、保険の対 象が貴金属等(貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の 美術品をいいます。以下同様とします。)である場合には、保険の対象と同等 と認められる物の市場流通価額を、保険の対象が商品・製品等(商品、原料、 材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。以下同様とし ます。) のうち貴金属等以外の物である場合には、再調達価額と保険の対象と 同等と認められる物の市場流涌価額のいずれか低い額を、保険の対象がこれら 以外の物である場合には、再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じ た減価額を差し引いた額をそれぞれいい、その減価額は再調達価額の別表2に 掲げる割合に相当する額を限度とします。以下同様とします。また、「再調達 価額」とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再 築、再作成または再取得するのに要する額をいいます。以下同様とします。)。
- ② 保険の対象が屋外設備・装置である場合には、火災による損害の額が、その屋外設備・装置の保険価額の50%以上となったとき。
- ③ 保険の対象が動産である場合には、その動産を収容する建物が半焼以上となったときまたはその動産を収容する屋外設備・装置の火災による損害の額が、その屋外設備・装置の保険価額の50%以上となったとき。
- (9) 当会社は、(1) の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり次のいずれかに該当する費用(居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。)が発生した場合は、その費用のうち当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用(以下「修理付帯費用」といいます。)に対して、この約款に従い、修理付帯費用保険金を支払います。
 - ① 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用 (被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が 法人である場合に、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはそ の従業員にかかわる人件費を除きます。以下②において同様とします。)
 - ② 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間(保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。以下⑤において「復旧期間」といいます。)を超える期間に対応する費用を除きます。
 - ③ 損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保 険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒 の費用を除きます。
 - ④ 損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。
 - ⑤ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用(敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。以下⑤および⑥において同様とします。)。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用を超えるものを除きます。
 - ⑥ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用(保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。)および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用

⑦ 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜 勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

第2条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金(損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金または修理付帯費用保険金をいいます。以下同様とします。) を支払いません。
 - ① 保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 前条の事故の際における保険の対象の紛失または盗難
 - ④ 保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業。ただし、これらの作業によって前条の事故が生じた場合を除きます。
 - ⑤ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊 行為
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(これらの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。)に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。) もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。) の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、前条の事故による場合を除き、保険金を支払いません。
 - ① 電気的事故による炭化または溶融の損害
 - ② 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
 - ③ 亀裂、変形その他これらに類似の損害
- (4) 当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害(前条の事故が生じた場合は、次のいずれかに該当する損害に限ります。)に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
 - ② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化(日常の使用に伴う磨耗、消耗または 劣化を含み、保険の対象が建物または屋外設備・装置の場合は、屋根材等のず れや釘のゆるみ、浮き上がり等を含みます。)または性質による変色、変質、 さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自 然発熱の損害その他類似の損害
 - ③ ねずみ食い、虫食い等
- (5) 当会社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、 かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚

損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を 伴わない損害(保険の対象が建物または屋外設備・装置の場合は、機能の喪失また は低下を伴わない雨桶や塀のゆがみ等を含みます。)に対しては、保険金を支払い ません。

- (6) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 別表1に掲げる物について生じた前条(2)の事故による損害
 - ② 次条(2)②の自動車について生じた前条(3)または(4)の事故による 指害

第3条 (保険の対象の範囲)

- (1) この保険契約における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の建物、 屋外設備・装置または動産(保険証券記載の建物内に収容される動産を保険の対象 とする場合には、特別の約定がないかぎり、敷地内に所在する床面積が66㎡未満 の物置、車庫その他の付属建物に収容される動産を含みます。)とします。
- (2) 次に掲げる物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれま せん。
 - ① 門、塀もしくは垣(「門」「塀」「垣」とは、この普通保険約款において、敷地 境界等における敷地内部と外部または敷地内部を区分、遮断する目的で設置さ れたものをいい、生垣を含みます。)または物置、車庫その他の付属建物
 - ② 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項 に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。)
 - ③ 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
 - ④ 貴金属等で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ⑤ 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他こ れらに類する物
- (3) 建物が保険の対象である場合には、次に掲げる物のうち、被保険者の所有する ものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
 - ① 骨、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフ ト等の設備のうち建物に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加
- (4) 動物、植物等の生物は、保険の対象には含みません。ただし、(2) ①に規定 する垣が牛垣である場合には、牛垣を保険の対象に含むものとします。

第4条 (保険金の支払額)

(1) 当会社が第1条(保険金を支払う場合)(1) から(4) までの損害保険金とし て支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。この場合において、損害が 生じた保険の対象を修理することができるときには、保険価額を限度とし、次の算 式(算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対 象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保 険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分 品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の 修理費は補修による修理費とします。)によって算出した額とします。

修理によって保険の対

象の価額が増加した場

修理費 - 合は、その増加額(再 調達価額の別表2に掲 げる割合に相当する額 を限度とします。)

修理に伴って生じ - た残存物がある場 = 損害の額 合は、その価額

(2) 保険金額が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合は、当会社は、

保険価額を限度とし、(1)の規定による損害の額を損害保険金として、支払います。 (3) 保険金額が保険価額より低い場合は、当会社は、次の算式によって算出した額 を損害保険金として、支払います。

> (1) の規定に = 損害保険金の額

(4) 当会社は、第1条(保険金を支払う場合)(5) の臨時費用保険金として、次の 算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごと に500万円を限度とします。

× 支払割合 第1条(1)から(4) = 臨時費用保険金の額 (30%)までの損害保険金

- (5) 当会社は、第1条(保険金を支払う場合)(1) から(4) までの損害保険金の 10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条(6)の残存物取 片づけ費用保険金として、支払います。
- (6) 当会社は、第1条(保険金を支払う場合)(7) の失火見舞費用保険金として、 次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、同条(7) ①の事故が生じた敷地内に所在する保険の対象の保険金額(保険金額が保険価額を 超える場合は、保険価額とし、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの 被保険者に属する保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。) の20%に相当する額を限度とします。

第1条(7)②の損害 が生じた世帯または法×

人(以下「被災世帯」

失火見舞費用 1被災世帯あたりの 支払額(20万円) 保険金の額

といいます。)の数

(7) 当会社は、第1条(保険金を支払う場合)(8) の地震火災費用保険金として、 次の算式(保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とし ます。)によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故(72時間以内に生 じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1 回の事故とみなします。) につき、1敷地内ごとに2.000万円を限度とします。

保険金額 × 支払割合(5%) = 地震火災費用保険金の額

- (8) 当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在 する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、 保険価額とし、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属す る保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。)に30%を乗じて 得た額または5,000万円のいずれか低い額を限度とし、修理付帯費用の額を第1 条 (保険金を支払う場合)(9) の修理付帯費用保険金として、支払います。
- (9)(4)から(6)までの場合または(8)の場合において、当会社は、(4)か ら(6)までの規定または(8)の規定によってそれぞれ支払うべき臨時費用保険 金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金または修理付帯費用保険金と 他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、これらの費用保険金を支払い ます。

第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等(この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する 被保険者所有の建物または建物以外のものについて締結された第1条(保険金を支 払う場合)の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。 以下同様とします。)がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約に つき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額 (以下「支払責任額」といいます。)の合計額が、保険金の種類ごとに別表3に掲げる支払限度額(以下「支払限度額」といいます。)を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計 額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2)(1) の場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第1条(保険金を支払う場合)(1)から(4)までの損害保険金については、その他の保険契約等がないものとして(1)の規定に基づいて算出した額を支払います。
- (3)(1)の場合において、第1条(保険金を支払う場合)(5)の臨時費用保険金および同条(6)の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、同条(1)から(4)までの損害保険金の額は、(1)または(2)の規定を適用して算出した額とします。
- (4) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1) の規定をおのおの別に適用します。

第6条(包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、第4条(保険金の支払額)(2)、(3) および(7) の規定をおのおの別に適用します。

第2章 基本条項

第7条 (保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。) の初日の午後4時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻) に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第8条(告知義務)

- (1)保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書の記載事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2) に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または 過失によってこれを知らなかった場合(当会社のために保険契約の締結の代理 を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしく は事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第1条(保険金を支払う場合)の事故による 損害の発生前に、保険契約申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を当会 社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を 受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社

- に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに 限り、これを承認するものとします。
- ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4)(2)に規定する事実が、当会社が保険契約申込書において定めた危険(損害の発生の可能性をいいます。)に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、(2)の規定を適用しません。ただし、他の保険契約等に関する事項については、(2)の規定を適用します。
- (5)(2)の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第19条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (6)(5)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

第9条(通知義務)

- (1)保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社に申し出る必要はありません。
 - ① 保険の対象または保険の対象を収容する建物の構造を変更すること、またはこれを改築、増築もしくは引き続き15日以上にわたって修繕すること。
 - ② 保険の対象または保険の対象を収容する建物の用途を変更すること。
 - ③ 保険の対象を他の場所に移転すること。
 - ④ ①から③までのほか、保険契約申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる 事実(保険契約申込書の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付す る書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限 ります。)が発生すること。
- (2)(1)の事実がある場合((4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。)には、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4)(1)に規定する手続を怠った場合には、当会社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)①、②または④に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときは除きます。
- (5)(4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

第10条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、 遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第11条 (保険の対象の譲渡)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2)(1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款 および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、

- (1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその 旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当会社が(2) の規定による承認をする場合には、第14条(保険契約の失効)
- (1) の規定にかかわらず、(2) の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第12条 (保険の対象の調査)

- (1) 当会社は、いつでも保険の対象またはこれを収容する建物もしくは敷地内を調査することができます。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険の対象を占有する者が、正当な理由がなく(1) の調査を拒んだ場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、(2)に規定する拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には適用しません。

第13条 (保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第14条 (保険契約の失効)

- (1)保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。
 - ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第32条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
 - ② 保険の対象が譲渡された場合
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1) の規定を適用します。

第15条 (保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第16条 (保険金額の調整)

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていた場合であっても、 保険契約者は、その超過部分について、この保険契約を取り消すことはできません。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第17条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第18条 (重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払 わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下③において同様とします。)に該当すると認められること。

- イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与を していると認められること。
- ウ、反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、また はその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、被保険者が(1) ③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。)を解除することができます。
- (3)(1)または(2)の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適
- 用しません。

第19条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第20条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第8条(告知義務)(1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、 保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料 との差額を返還または請求します。
- (2) 第9条(通知義務)(1) の事実が生じた場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、同条(1) の事実が生じた時以降の期間に対して、次の規定に従い、保険料を返還または請求します。
 - ① 変更後の保険料が、変更前の保険料よりも高い場合は、その差額に対して、 未経過期間に対する月割(1か月に満たない期間は1か月とします。以下同様 とします。)をもって計算した保険料を請求します。
 - ② 変更後の保険料が、変更前の保険料よりも低い場合は、その差額に対して、 既経過期間に対する月割をもって計算した保険料を差し引いた額を返還します。
- (3) 当会社は、保険契約者が(1) または(2) の規定による追加保険料の支払を 怠った場合(当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず 相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。) は、保険契約者に対する書 面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4)(1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の 規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。 この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求 することができます。
- (5)(4)の規定は、第9条(通知義務)(1)の事実が生じた場合における、その 事実が生じた時より前に発生した第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害 については適用しません。
- (6)(1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保

険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、(2)①および②の規定に従い、保険料を返還または請求します。

(7)(6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第21条(保険料の返還-無効または失効の場合)

- (1)第13条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- (2)保険契約が失効となる場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割をもって計算した保険料を差し引いて、その残額(未払込保険料がある場合は、その保険料を差し引きます。)を返還します。

第22条 (保険料の返還-取消しの場合)

第15条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第23条(保険料の返還-保険金額の調整の場合)

第16条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、次の①の額から②の額を差し引いて、その残額を返還します。

- ① 減額前の保険金額に対する保険料から、減額後の保険金額に対する保険料を 差し引いた残額
- ② ①の保険料の既経過期間に対し月割をもって計算した保険料

第24条 (保険料の返還-解除の場合)

- (1) 第8条(告知義務)(2)、第9条(通知義務)(2)、第12条(保険の対象の調査) (2)、第18条(重大事由による解除)(1)または第20条(保険料の返還または 請求一告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定により、当会社が保険契約を解除 した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料(未払込 保険料がある場合は、その保険料を差し引きます。)を返還します。
- (2) 第17条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割をもって計算した保険料を差し引いて、その残額(未払込保険料がある場合は、その保険料を差し引きます。)を返還します。ただし、中途更改(保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。)のうち次の3つの条件をすべて満たすときは、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料(未払込保険料がある場合は、その保険料を差し引きます。)を返還します。
 - ① 解除する契約の契約者が、新たに締結する契約の契約者と同一であること。
 - ② 解除する契約で対象としていた保険の対象が、新たに締結する契約に含まれること。
 - ③ 解除する契約の保険期間より、新たに締結する契約の保険期間が短くないこと。

第25条 (事故の通知)

- (1)保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容(既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。)を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、事故が生じた建物もしく は敷地内を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部も しくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払い

ます。

第26条 (損害防止義務および損害防止費用)

- (1) 保険契約者または被保険者は、第1条(保険金を支払う場合)の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
 (2) (1) の場合において、保険契約者または被保険者が、第1条(保険金を支払う場合)(1) の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、この保険契約に適用される普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われないとき(免責金額を差し引くことにより保険金が支払われない場合を除きます。)を除き、当会社は、次に掲げる費用に限り、これを負担します(同条(8) の損害の発生または拡大の防止のために支出した費用は負担しません。)。ただし、保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)から同条(1) の損害保険金の額を差し引いた残額を限度とします。
 - ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
 - ② 消火活動に使用したことにより損傷した物 (消火活動に従事した者の着用物を含みます。) の修理費用または再取得費用
 - ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。)
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1) に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

第1条(保険金を 損害の発生または拡大 支払う場合)の事 - を防止することができ = 損害の額 故による損害の額 たと認められる額

(4)第4条(保険金の支払額)(3)、第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1) および第6条(包括して契約した場合の保険金の支払額)の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第5条(1)の規定中「別表3に掲げる支払限度額」とあるのは「それぞれの保険契約もしくは共済契約の保険金額の合計額(それぞれの保険契約または共済契約の保険金額の合計額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)からそれぞれの保険契約もしくは共済契約によって支払われるべき損害保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額または第26条(損害防止義務および損害防止費用)(2)本文によって当会社が負担する費用のいずれか低い額」と読み替えるものとします。

第27条(残存物)

当会社が第1条(保険金を支払う場合)(1)から(4)までの損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

第28条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 損害見積書
 - ④ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証

拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、被保険者が前条(2)の手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払 われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(保険価額を含みます。)および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保 険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無およ び内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
 - ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく昭会その他法令に基づく昭会を含みます。) 180日
 - ② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果 の照会 90 F
 - ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
 - ⑤ 損害を受けた保険の対象もしくは損害発生事由が特殊である場合または同一 敷地内に所在する多数の保険の対象が同一事故により損害を受けた場合におい て、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結 果の照会 180日
- (3)(2) ①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2) ①から ⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合に は、当会社は、(2) ①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意 に基づきその期間を延長することができます。
- (4)(1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

第30条(時効)

保険金請求権は、第28条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場

合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会 社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差しよいた額

- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1) または(2) の債権の 保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協 力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用 は、当会社の負担とします。

第32条 (保険金支払後の保険契約)

- (1)第1条(保険金を支払う場合)(1)から(4)までの損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
- (2)(1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。
- (3)(1)の規定により、保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。
- (4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1) から(3) までの規定を適用します。

第33条 (保険契約の継続)

- (1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合(新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当会社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとします。)に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第8条(告知義務)の規定を適用します。
- (2) 第7条 (保険責任の始期および終期)(3) の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第34条(保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、 当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、 代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2)(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保 険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者 または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第35条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第36条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 1 風災・雹災・雪災における除外物件

- 1. 建築中の屋外設備・装置
- 2. 桟橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置
- 3. 海上に所在する建物およびこれに収容される動産ならびに設備・装置
- 4. 屋外にある商品・製品等
- 5. 第3条 (保険の対象の範囲)(2) ②に規定する自動車

別表2 再調達価額に乗じる割合の上限

	保険の対象		割合
1	建物		90%。ただし、保険の対象の維持管理が済むに行われている場合には
2	屋外設備·装置		理が適切に行われている場合には、 50%とします。
3	家財	(1)第3条(保 険の対象の範囲) (2)③に掲げる 通貨、有価証券、 印紙、切手その他 これらに類する物	0%
		(2)貴金属等	
		び (2) 以外の物	90%。ただし、保険の対象の維持管 理が適切に行われている場合には、 50%とします。
4	設備・計器等(設備、装置、機械、器具、工具、付器または備品をいいます。)	険の対象の範囲) (2)③に掲げる	0%
		(3) (1) およ び(2) 以外の物	90%。ただし、保険の対象の維持管理が適切に行われている場合には、50%とします。
5	商品·製品等	•	0%

別表3 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金	の種類	支払限度額
1	第1条 (保険金を支払う場合)(1) から(4) までの損害保険金		損害の額
2	第1条 (保険金を支払う場合)(5) の臨時費用保険金		1回の事故につき、1敷地内ごとに 500万円(他の保険契約等に、限度 額が500万円を超えるものがある 場合は、これらの限度額のうち最も 高い額)
3	第1条 (保険金を支払う場合)(6) の 残存物取片づけ費用保険金		残存物取片づけ費用の額
4	第1条(保険金を支払う場合)(7)の失火見舞費用保険金		1回の事故につき、20万円(他の 保険契約等に、1被災世帯あたりの 支払額が20万円を超えるものがあ る場合は、これらの1被災世帯あた りの支払額のうち最も高い額)に被 災世帯の数を乗じて得た額
5	第1条(保険金を 支払う場合)(8) の地震火災費用保 険金	保険契約または 共済契約の支払	1回の事故につき、1敷地内ごとに 2,000万円(他の保険契約等に、限 度額が2,000万円を超えるものが ある場合は、これらの限度額のうち 最も高い額)

		(2に合れ約約保い額1きご険価のに5のは払も乗超2に合れ約約保い額1きご険価のに5のは払も乗超10場でぞまの険での回、との額保、%がご合いて保井お象払額故のその%約割る場のち合たきになて保井が象払額はのその%約割る場のち合たきにない、険済のに責領に対の保、約割る場のち合たきのは、10場で製製のつ任がつ象保険他等がも合支最をを	に、その保険の対象の保険価額に 5%(他の保険契約等に、支払割合 が5%を超えるものがある場合は、
6	第1条(保険金を3 修理付帯費用保険金	支払う場合)(9) の 全	1回の事故につき、1敷地内ごとに5,000万円(他の保険契約等に、限度額が5,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額)または修理付帯費用の額のいずれか低い額

地震保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

- この利款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。 		
用語	定義	
一部損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注) の3%以上20%未満である損害をいいます。なお、建物の 主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物 の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の 費用を含むものとします。 (注)門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっ ても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の 10%以上30%未満である損害をいいます。	
危険	損害の発生の可能性をいいます。	
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。	
警戒宣言	大震法第9条(警戒宣言等)第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言をいいます。	
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。(注) (注)他の保険契約に関する事項を含みます。	
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。	
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。	
地震保険法	地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)をいいます。	

小半損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注) の20%以上40%未満である損害または建物の焼失もしくは 流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合 が20%以上50%未満である損害をいいます。なお、建物の 主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物 の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の 費用を含むものとします。 (注)門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっ ても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の 30%以上60%未満である損害をいいます。
生活用動産	生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産を いいます。ただし、建物に収容されている物に限ります。
全損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注) の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した 部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が70% 以上である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害 の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため 地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものと します。 (注)門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっ ても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の 80%以上である損害をいいます。
損害	地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難 に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含み ます。
大震法	大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)をい います。
大半損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注) の40%以上50%未満である損害または建物の焼失もしくは 流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合 が50%以上70%未満である損害をいいます。なお、建物の 主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物 の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の 費用を含むものとします。 (注)門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっ ても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の 60%以上80%未満である損害をいいます。

建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供する建物に限ります。
建物の主要構造部	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条(用 語の定義)第3号の構造耐力上主要な部分をいいます。
他の保険契約	(保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条(保険金の支払額)(2)①または②の建物または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。 (保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条(保険金の支払額)(3)①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい ます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2章 補償条項

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合は、この約款に従い、保険金を支払います。
- (2) 地震等を直接または間接の原因とする地すベリその他の災害による現実かつ急 迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能(注)に至った場合は、これを地震 等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物 の全損とみなして保険金を支払います。
 - (注) 一時的に居住不能となった場合を除きます。
- (3) 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が 床上浸水 (注1) または地盤面 (注2) より45cmを超える浸水を被った結果、そ の建物に損害が生じた場合 (注3) には、これを地震等を直接または間接の原因と する火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を 支払います。
 - (注1) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、 畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
 - (注2) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。
 - (注3) その建物に生じた(1)の損害が全損、大半損、小半損または一部損に 該当する場合を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(4)(1)から(3)までの損害の認定は、保険の対象が建物である場合には、 その建物ごとに行い、保険の対象が生活用動産である場合には、これを収容する 建物ごとに行います。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、 これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (4) 保険の対象が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、(1) から(3)までの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。
- (5)保険の対象が生活用動産である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、その生活用動産の全体について、これを収容する専有部分ごとに行います。

第3条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、地震等の際において、次のいずれかに該当する事由によって生じた 損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしく は重大な過失または法令違反
 - ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者 (注2) またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 保険の対象の紛失または盗難
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)
 - ⑤ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注 5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。 (注4) 使用済燃料を含みます。
 - (注5) 原子核分裂牛成物を含みます。
- (2) 当会社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第4条(保険の対象の範囲)

- (1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、建物または生活用動産に限られます。
- (2)(1)の建物が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。
- (3)(1)の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。
 - ① 畳、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

- (4)(1) および(3) の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。
 - ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類 する物
 - ② 白動車 (注)
 - ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、 1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑤ 商品、営業用仕器・備品その他これらに類する物
 - (注) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定 める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第4条 (保険の対象の範囲)

- (1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契 約の保険の対象のうち、専有部分もしくは共用部分(注)または生活用動産に限
 - (注) 居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険 の対象に含まれません。
- (2)(1)の共用部分が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯さ れている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付 属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含 まれます。
- (3)(1)の牛活用動産には、専有部分の所有者でない者が所有する次に掲げる 物を含みます。
 - ① 骨、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リ フト等の設備のうち専有部分に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち専有部分 に付加したもの
- (4)(1) および(3) の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。
 - ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類 する物
 - ② 自動車 (注)
 - ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、 1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑤ 商品、営業用仕器・備品その他これらに類する物
 - (注) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定 める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第5条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)の保険金として次の金額を支払い ます。
 - ① 保険の対象である建物または生活用動産が全損となった場合は、その保険 の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
 - ② 保険の対象である建物または生活用動産が大半損となった場合は、その保 険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当: する額を限度とします。

- ③ 保険の対象である建物または生活用動産が小半損となった場合は、その保! 降の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当¦ する額を限度とします。
- ④ 保険の対象である建物または生活用動産が一部指となった場合は、その保 険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当す る額を限度とします。
- (2)(1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生 活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超 えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用!
 - ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5.000
 - ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1.000万円
- (3)(2)①または②の建物または生活用動産について、地震保険法第2条(定義) 第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合におい て、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2)①または②に規定する限度 額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によっ て算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用し ます。
 - ① 建物

5.000万円または 保険価額のいずれ × か低い額

この保険契約の建物について

の保険金額

それぞれの保険契約の建物について

の保険金額の合計額

② 牛活用動産

1,000万円または 保険価額のいずれ ×

か低い額

この保険契約の生活用動産について の保険金額

それぞれの保険契約の生活用動産に ついての保険金額の合計額

- (4) 当会社は、(2) ①の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他! の建物がある場合、または(2)①の建物が2以上の世帯の居住する共同住宅で ある場合は、居住世帯を異にするその建物または戸室ごとに(2)および(3): の規定をそれぞれ適用します。
- (5)(2)から(4)までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、 次の残額に対する保険料を返還します。
 - ① (2) の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額か ら(2)①または②に規定する限度額を差し引いた残額
 - ② (3) の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険 金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額 ア. 建物

の保険金額

この保険契約の建物について

(2) ①に規定す

る限度額

それぞれの保険契約の建物について の保険金額の合計額

イ. 生活用動産

(2)②に規定する限度額

この保険契約の生活用動産について

の保険金額

それぞれの保険契約の生活用動産に ついての保険金額の合計額

- (注)(2) ①または②の建物または生活用動産について、それぞれの保険契約 の保険金額の合計額が(2)①または②に規定する限度額を超える場合に限ります。
- (6) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の 物権は、当会社に移転しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第5条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)の保険金として次の金額を支払います。
 - ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
 - ② 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。
 - ③ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。
 - ④ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。
- (2) 専有部分および共用部分を1保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別の保険の対象とみなして(1) および(4) の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分の保険価額の割合(注)によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみなします。
 - (注) 専有部分の保険価額と共用部分の共有持分の保険価額との合計額に対する専有部分の保険価額の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険価額の割合は40%とみなします。
- (3)(1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の専有部分の保険金額と共用部分の保険金額との合計額または生活用動産の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。
 - ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する専有部分および 井用部分 5.000万円
 - ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1.000万円
- (4)(3) ①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について、 地震保険法第2条(定義)第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締 結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3)① もしくは②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、 当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみな し、(1)の規定を適用します。

① 専有部分

5,000万円または保険価 額のいずれか低い額 この保険契約の専有部分の保険金額 × それぞれの保険契約の専有部分および 共用部分についての保険金額の合計額

② 共用部分

5,000万円または保険価 額のいずれか低い額 この保険契約の共用部分の保険金額 × それぞれの保険契約の専有部分および 共用部分についての保険金額の合計額

③ 生活用動産

1,000万円または保険価 額のいずれか低い額 この保険契約の生活用動産についての 保険金額 メカギカの保険契約の生活用動産につ

それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額

- (5) 当会社は、(3) ①の専有部分および共用部分のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の専有部分および共用部分がある場合、または(3) ①の専有部分および共用部分が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその専有部分および共用部分または戸室ごとに(3) および(4) の規定をそれぞれ適用します。
- (6)(3)から(5)までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。
 - ① (3) の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(3) ①または②に規定する限度額を差し引いた残額
 - ② (4)の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額

ア、専有部分および共用部分

(3) ①に規定 する限度額 この保険契約の専有部分および共用部分

についての保険金額

それぞれの保険契約の専有部分および共 用部分についての保険金額の合計額

イ. 生活用動産

この保険契約の生活用動産についての保

(3)②に規定 する限度額 院金額 それぞれの保険契約の生活用動産につい ての保険金額の合計額

- (注)(3) ①または②の専有部分および共用部分または生活用動産について、 それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3) ①または②に規定する限度 額を超える場合に限ります。
- (7) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の 物権は、当会社に移転しません。

第6条(包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に前条の規定を適用します。

第7条(保険金支払についての特則)

(1) 地震保険法第4条(保険金の削減)の規定により当会社が支払うべき保険金を

削減するおそれがある場合は、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めると ころに従い、支払うべき保険金の一部を概算払し、支払うべき保険金が確定した後 に、その差額を支払います。

(2) 地震保険法第4条(保険金の削減)の規定により当会社が支払うべき保険金を削減する場合には、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を保険金として支払います。

第8条(2以上の地震等の取扱い)

この保険契約においては、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の地震等として取り扱います。

第3章 基本条項

第9条(保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。
 - (注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、この保険契約の保険料とこの保険契約 が付帯されている保険契約の保険料との合計額を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条(告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2) に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または 過失によってこれを知らなかった場合(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
 - (注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを 動めた場合を含みます。
- (4)(2)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

第11条(通知義務)

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (1)保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険 契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
 - ① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。
 - ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
 - ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生したこと。
 - (注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において この条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (1)保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険 契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりませ ん。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
 - ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する 専有部分もしくは共用部分の構造または用途を変更したこと。
 - ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
 - ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実 (注) が発生したこと。
 - (注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において この条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
- (2)(1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4)(2)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(6)(2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(6)(2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供されなくなった場合(注)には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (注) 共用部分が居住の用に供されなくなった場合とは、共用部分を共有する 区分所有者の所有に属するこの区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用 に供されなくなった場合をいいます。
- (7)(6)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第12条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、 遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第13条 (保険の対象の譲渡)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2)(1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款 および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、
- (1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその 旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当会社が(2) の規定による承認をする場合には、第15条(保険契約の失効)(1) の規定にかかわらず、(2) の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第14条(保険契約の無効)

- (1)保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合は、大震法第3条(地震防災対策強化地域の指定等)第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する保険の対象についてその警戒宣言が発せられた時から同法第9条(警戒宣言等)第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日(注)までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時までに締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の対象を同一として引き続き締結された保険契約については、効力を有します。この場合において、その保険契約の保険金額が直前に締結されていた保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分については保険契約は無効とします。
 - (注) その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険 審査会の議を経て告示により指定する日とします。

第15条 (保険契約の失効)

- (1)保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。
 - ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第32条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
 - ② 保険の対象が譲渡された場合
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1) の規定を適用します。

第16条 (保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条 (保険金額の調整)

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保 険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者 は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消 すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第18条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第19条 (重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力 (注) に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の 関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力 (注) がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力 (注) と社会的に非難されるべき関係を有していると 認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を闲難とする重大な事由を生じさせたこと。
 - (注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2)(1)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第20条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第21条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第10条(告知義務)(1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、 保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保 険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基

- づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間 (注) に対し日割をもって 計算した保険料を返還または請求します。
 - (注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が 生じた時以降の期間をいいます。
- (3) 当会社は、保険契約者が(1) または(2) の規定による追加保険料の支払を 怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約 を解除することができます。
 - (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (4)(1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。
- (6)(1) および(2) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保 険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認す る場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料 と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還また は請求します。
- (7)(6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第22条 (保険料の返還-無効、失効等の場合)

- (1) 第14条(保険契約の無効)(1) の規定により保険契約が無効となる場合には、 当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 第14条 (保険契約の無効)(2) の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当会社は、その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。
- (3)保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条(付帯される保険契約との関係)(2) の規定により終了する場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第23条(保険料の返還-取消しの場合)

第16条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第24条 (保険料の返還-保険金額の調整の場合)

- (1)第17条(保険金額の調整)(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 第17条 (保険金額の調整)(2) の規定により、保険契約者が保険金額の減額 を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第25条 (保険料の返還-解除の場合)

(1) 第10条(告知義務)(2)、第11条(通知義務)(2)もしくは(6)、第19条(重大事由による解除)(1)または第21条(保険料の返還または請求-告知義務・通

- 知義務等の場合)(3) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第18条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保 険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる 短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第26条(事故の通知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約の有無および内容(注)を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
 - (注) 既に他の保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、その保険の対象もしくは その保険の対象が所在する敷地内を調査することまたはその敷地内に所在する被保 険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することが できます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条 (損害防止義務)

保険契約者または被保険者は、地震等が発生したことを知った場合は、自らの負担で、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

第28条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条(保険金を支払う場合)の事故による 損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 損害見積書
 - ④ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない 事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
 - (注) 法律上の配偶者に限ります。
- (4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が 保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険 金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5) の規定に違反した場合

または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払 われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額 (注2) および 事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消しまたは終了(注3)の事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項(注1)被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
 - (注2) 保険価額を含みます。
 - (注3) 第33条(付帯される保険契約との関係)(2) において定める終了に限ります。
- (2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
 - ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 365 円
 - ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
 - (注1) 被保険者が前条(2) および(3) の規定による手続を完了した日をいいます。
 - (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
 - (注3) 弁護士法 (昭和24年法律第205号) に基づく照会その他法令に基づく 照会を含みます。
- (3)(1) および(2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2) の期間に算入しないものとします。
 - (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) 当会社は、第7条(保険金支払についての特則)の規定により保険金(注)を 支払う場合には、(1)から(3)までの規定にかかわらず、支払うべき金額が確 定した後、遅滞なく、これを支払います。
 - (注) 概算払の場合を含みます。

第30条(時効)

保険金請求権は、第28条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して 3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
 - 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差 し引いた額
- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1) または(2) の債権の 保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協 力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用 は、当会社の負担とします。

第32条 (保険金支払後の保険契約)

(1) 当会社が第5条(保険金の支払額)(1) ①の保険金を支払った場合は、この保 険契約は、その保険金支払の原因となった損害が生じた時に終了します。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(2)(1) の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険 契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条(保険金の支払 額)(5) の規定が適用される場合には、保険金額から同条(5) ①または②の残 額を差し引いた金額を同条(5) の規定を適用する原因となった損害が生じた時 以後の未経過期間に対する保険金額とします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (2)(1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条(保険金の支払額)(6)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(6)①または②の残額を差し引いた金額を同条(6)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。
- (3)(1)の規定により、この保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。
- (4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1) から(3) までの規定を適用します。

第33条(付帯される保険契約との関係)

- (1) この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の対象を共通にする地震保 険法第2条(定義)第2項第3号に規定する保険契約に付帯して締結しなければそ の効力を生じないものとします。
- (2) この保険契約が付帯されている保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この保険契約も同時に終了するものとします。

第34条 (保険契約の継続)

(1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合(注)に、保険契約

申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第10条(告知義務)の規定を適用します。

- (注) 新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当会社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとします。
- (2) 第9条(保険責任の始期および終期)(3) の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第35条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第13条(保険の対象の譲渡)の規定によるものとします。
- (2)(1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を 当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の 死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する 権利および義務が移転するものとします。

第36条(保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、 当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、 代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2)(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保 険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者 または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第37条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合(%)
7日まで	10
15日まで	15
1 か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11 か月まで	95
1年まで	100

普通火災保険、住宅火災保険、住宅総合保険および店 舗総合保険に付帯される場合の特則

第1条(特則の適用条件)

この地震保険契約が2020年1月以降を保険期間の初日とする火災保険普通保険約款(一般物件用)、火災保険普通保険約款(工場物件用)、住宅火災保険普通保険約款、住宅総合保険普通保険約款および店舗総合保険普通保険約款に基づく保険契約に付帯される場合には、地震保険普通保険約款にこの特則が適用されます。

第2条(保険料の返還または請求の特則)

保険料の返還、請求または変更に関する規定について、地震保険普通保険約款の 規定にかかわらず、以下の規定を適用します。

(1)第21条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)の規定を 次のとおり読み替えて適用します。

第21条 (保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第10条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、 保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険 料との差額を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、保険契約者または被保険者の申出に基づく危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間に対して、次の規定に従い、保険料を返還または請求します。
 - ① 変更後の保険料が、変更前の保険料よりも高い場合は、その差額に対して、 未経過期間に対する月割(注)をもって計算した保険料を請求します。
 - ② 変更後の保険料が、変更前の保険料よりも低い場合は、その差額に対して、 既経過期間に対する月割 (注) をもって計算した保険料を差し引いた額を返 環します。
 - (注) 1か月に満たない期間は1か月とします。
- (3) 当会社は、保険契約者が(1) または(2) の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注) は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (4)(1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。
- (6)(1) および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって 保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承 認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(2)①および②の 規定に従い、保険料を返還または請求します。
- (7)(6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
- (2) 第22条(保険料の返還-無効、失効等の場合)の規定を次のとおり読み替え

て適用します。

第22条 (保険料の返還-無効、失効等の場合)

- (1)第14条(保険契約の無効)(1)の規定により保険契約が無効となる場合には、 当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 第14条(保険契約の無効)(2) の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当会社は、その無効となる保険金額に対する既に払い込まれた保険料を返還します。
- (3) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割(注1)をもって計算した保険料を差し引いて、その残額(注2)を返還します。
 - (注1) 1か月に満たない期間は1か月とします。
 - (注2) 未払込保険料がある場合は、その保険料を差し引きます。
- (4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条(付帯される保険契約との関係)(2) の規定により終了する場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割(注1)をもって計算した保険料を差し引いて、その残額(注2)を返還します。
 - (注1) 1か月に満たない期間は1か月とします。
 - (注2) 未払込保険料がある場合は、その保険料を差し引きます。
- (3)第24条(保険料の返還-保険金額の調整の場合)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第24条 (保険料の返還-保険金額の調整の場合)

- (1)第17条(保険金額の調整)(1)の規定により、保険契約者が超過部分の保 険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消され た部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 第17条 (保険金額の調整)(2) の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料から既経過期間に対し月割 (注) をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
 - (注) 1か月に満たない期間は1か月とします。
- (4)第25条(保険料の返還-解除の場合)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第25条 (保険料の返還-解除の場合)

- (1) 第10条(告知義務)(2)、第11条(通知義務)(2)もしくは(6)、第19条(重大事由による解除)(1)または第21条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料(注)を返還します。
 - (注) 未払込保険料がある場合は、その保険料を差し引きます。
- (2) 第18条 (保険契約者による保険契約の解除) の規定により、保険契約者が 保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割 (注 1) をもって計算した保険料を差し引いて、その残額 (注2) を返還します。ただし、中途更改 (注3) 次の3つの条件をすべて満たすときは、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料 (注2) を返還します。
 - ① 解除する契約の契約者が、新たに締結する契約の契約者と同一であること。
 - ② 解除する契約で対象としていた保険の対象が、新たに締結する契約に含まれること。

- ③ 解除する契約の保険期間より、新たに締結する契約の保険期間が短くないこと。
- (注1) 1か月に満たない期間は1か月とします。
- (注2) 未払込保険料がある場合は、その保険料を差し引きます。
- (注3) 保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。

第3条 (保険料率の適用)

この保険契約については、保険期間の初日に使用されている保険料率によるものとします。

第4条 (他の特約との関係)

- (1) この保険契約に長期保険保険料払込特約(地震保険用)が付帯される場合は、 長期保険保険料払込特約(地震保険用)の規定を優先して適用します。
- (2) この保険契約に長期保険保険料年払特約(地震保険用)が付帯される場合は、下表に掲げる日の属する契約年度の保険料の返還、請求または変更について、第2条(保険料の返還または請求の特則)の規定を準用します。

1	長期保険保険料年払特約(地震保険用)第5条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(2)に該当する場合は、危険増加または危険の減少が生じた時
2	長期保険保険料年払特約(地震保険用)第5条(6)に該当する場合は、承認した日
3	長期保険保険料年払特約(地震保険用)第6条(保険料の返還ー保険金額の調整の場合)(2)に該当する場合は、保険契約者が保険金額の減額を請求した日

火災保険普通保険約款(倉庫物件用)

倉庫物件の火災保険契約の場合この普通保険約款が適用されます。

第1章 補償条項

第1条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害(消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。以下同様とします。)に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。
 - ① 火災
 - ② 落雷
 - ③ 破裂または爆発(「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を 伴う破壊またはその現象をいいます。)
- (2) 当会社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この約款に従い、臨時費用保険金を支払います。
- (3) 当会社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。)に対して、この約款に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第2条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金(損害保険金、臨時費用保険金または残存物取片づけ費用保険金をいいます。以下同様とします。)を支払いません。
 - ① 保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 前条の事故の際における保険の対象の紛失または盗難
 - ④ 保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業。ただし、これらの作業によって前条の事故が生じた場合を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(これらの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。)に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。) もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。) の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、前条の事故による場合を除き、保険金を支払いません。

- ① 電気的事故による炭化または溶融の損害
- ② 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
- ③ 亀裂、変形その他これらに類似の損害
- (4) 当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害(前条の事故が生じた場合は、次のいずれかに該当する損害に限ります。)に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
 - ② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化(日常の使用に伴う磨耗、消耗または 劣化を含み、保険の対象が建物または屋外設備・装置の場合は、屋根材等のず れや釘のゆるみ、浮き上がり等を含みます。)または性質による変色、変質、 さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自 然発熱の損害その他類似の損害
 - ③ ねずみ食い、虫食い等
- (5) 当会社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害(保険の対象が建物または屋外設備・装置の場合は、機能の喪失または低下を伴わない雨樋や塀のゆがみ等を含みます。)に対しては、保険金を支払いません。

第3条 (保険の対象の範囲)

- (1) この保険契約における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の建物 (土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置(建 物の外部にあって、地面等に固着されている設備、装置、機械等をいいます。以下 同様とします。)を除きます。以下同様とします。)、屋外設備・装置または動産と します。
- (2)次に掲げる物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
 - ① 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
 - ② 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項 に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。)
 - ③ 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
 - ④ 貴金属等(貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品をいいます。以下同様とします。)で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ⑤ 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- (3)建物が保険の対象である場合には、次に掲げる物のうち、被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
 - ① 畳、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

第4条 (保険金の支払額)

(1) 当会社が第1条(保険金を支払う場合)(1) の損害保険金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時における保険の対象の価額(以下「保険価額」といいます。なお、「保険の対象の価額」とは、保険の対象が貴金属等である場合には、保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額を、保険の対象が商品・製品等(商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいま

す。以下同様とします。)のうち貴金属等以外の物である場合には、再調達価額と保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額のいずれか低い額を、保険の対象がこれら以外の物である場合には、再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をそれぞれいい、その減価額は再調達価額の別表1に掲げる割合に相当する額を限度とします。以下同様とします。また、「再調達価額」とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築、再作成または再取得するのに要する額をいいます。以下同様とします。)によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式(算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。)によって算出した額とします。

修理によって保険の対象 の価額が増加した場合は、 修理に伴って その増加額(再調達価額 – 生じた残存物 の別表1に掲げる割合に がある場合 相当する額を限度としま は、その価額 す。)

(2) 保険金額が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合は、当会社は、保険価額を限度とし、(1)の規定による損害の額を損害保険金として、支払います。 (3) 保険金額が保険価額より低い場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

> (1)の規定に × 保険金額 よる損害の額 × 保険価額 = 損害保険金の額

(4) 当会社は、第1条 (保険金を支払う場合)(2) の臨時費用保険金として、次の 算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内 (「敷 地内」とは、特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在す る場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者によって占有されているもの をいいます。以下同様とします。) ごとに300万円を限度とします。

> 第1条(1)の損害 × 支払割合 = 臨時費用保険金の額 保険金 (30%)

- (5) 当会社は、第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条(3)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。
- (6)(4)または(5)の場合において、当会社は、(4)または(5)の規定によってそれぞれ支払うべき臨時費用保険金または残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、これらの費用保険金を支払います。

第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1)他の保険契約等(この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または建物以外のものについて締結された第1条(保険金を支払う場合)の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。)がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額(以下「支払責任額」といいます。)の合計額が、保険金の種類ごとに別表2に掲げる支払限序額(以下「支払限序額」といいます。)を超えるときは、当会社は、

次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計 額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2)(1) の場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金については、その他の保険契約等がないものとして(1)の規定に基づいて算出した額を支払います。
- (3)(1)の場合において、第1条(保険金を支払う場合)(2)の臨時費用保険金および同条(3)の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、同条(1)の損害保険金の額は、(1)または(2)の規定を適用して算出した額とします。

第6条(包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、第4条(保険金の支払額)(2) および(3) の規定をおのおの別に適用します。

第2章 基本条項

第7条 (保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。) の初日の午後4時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻) に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第8条(告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書の 記載事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2) に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または 過失によってこれを知らなかった場合(当会社のために保険契約の締結の代理 を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしく は事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第1条(保険金を支払う場合)の事故による 損害の発生前に、保険契約申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を当会 社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を 受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社 に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに 限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

- (4)(2)に規定する事実が、当会社が保険契約申込書において定めた危険(損害の発生の可能性をいいます。)に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、(2)の規定を適用しません。ただし、他の保険契約等に関する事項については、(2)の規定を適用します。
- (5)(2)の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第19条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (6)(5)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

第9条(通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社に申し出る必要はありません。
 - ① 保険の対象または保険の対象を収容する建物の構造を変更すること、またはこれを改築、増築もしくは引き続き15日以上にわたって修繕すること。
 - ② 保険の対象または保険の対象を収容する建物の用途を変更すること。
 - ③ 保険の対象を他の場所に移転すること。
 - ④ ①から③までのほか、保険契約申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる 事実(保険契約申込書の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付す る書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限 ります。)が発生すること。
- (2)(1)の事実がある場合((4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。)には、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4)(1)に規定する手続を怠った場合には、当会社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)①、②または④に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときは除きます。
- (5)(4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

第10条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、 遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第11条 (保険の対象の譲渡)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2)(1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款 および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、
- (1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその 旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当会社が(2) の規定による承認をする場合には、第14条(保険契約の失効) (1) の規定にかかわらず、(2) の権利および義務は、保険の対象が譲渡された

時に保険の対象の譲受人に移転します。

第12条 (保険の対象の調査)

- (1) 当会社は、いつでも保険の対象またはこれを収容する建物もしくは敷地内を調査することができます。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険の対象を占有する者が、正当な理由がなく(1) の調査を拒んだ場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、(2)に規定する拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には適用しません。

第13条 (保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第14条(保険契約の失効)

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。
 - ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第32条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
 - ② 保険の対象が譲渡された場合
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1) の規定を適用します。

第15条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第16条 (保険金額の調整)

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていた場合であっても、 保険契約者は、その超過部分について、この保険契約を取り消すことはできません。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第17条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第18条 (重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下③において同様とします。)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与を していると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - 工. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、また

はその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

- オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を闲難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、被保険者が(1) ③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。)を解除することができます。
- (3)(1)または(2)の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4)保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第19条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第20条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第8条(告知義務)(1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、 保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料 との差額を返還または請求します。
- (2) 第9条(通知義務)(1) の事実が生じた場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、同条(1) の事実が生じた時以降の期間に対して、次の規定に従い、保険料を返還または請求します。
 - ① 変更後の保険料が、変更前の保険料よりも高い場合は、その差額に対して、 未経過期間に対する月割(1か月に満たない期間は1か月とします。以下同様 とします。)をもって計算した保険料を請求します。
 - ② 変更後の保険料が、変更前の保険料よりも低い場合は、その差額に対して、 既経過期間に対する月割をもって計算した保険料を差し引いた額を返還します。
- (3) 当会社は、保険契約者が(1) または(2) の規定による追加保険料の支払を 怠った場合(当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず 相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。) は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4)(1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、第9条(通知義務)(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。
- (6)(1) および(2) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保 険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認す る場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、(2)①および ②の規定に従い、保険料を返還または請求します。
- (7)(6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、

保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第21条(保険料の返還-無効または失効の場合)

- (1)第13条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割をもって計算した保険料を差し引いて、その残額(未払込保険料がある場合は、その保険料を差し引きます。)を返還します。

第22条(保険料の返還-取消しの場合)

第15条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第23条(保険料の返還-保険金額の調整の場合)

第16条 (保険金額の調整)(2) の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、次の①の額から②の額を差し引いて、その残額を返還します。

- ② ①の保険料の既経過期間に対し月割をもって計算した保険料

第24条 (保険料の返還-解除の場合)

- (1) 第8条(告知義務)(2)、第9条(通知義務)(2)、第12条(保険の対象の調査)
- (2)、第18条(重大事由による解除)(1)または第20条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料(未払込保険料がある場合は、その保険料を差し引きます。)を返還します。
- (2) 第17条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割をもって計算した保険料を差し引いて、その残額(未払込保険料がある場合は、その保険料を差し引きます。)を返還します。ただし、中途更改(保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。)のうち次の3つの条件をすべて満たすときは、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料(未払込保険料がある場合は、その保険料を差し引きます。)を返還します。
 - ① 解除する契約の契約者が、新たに締結する契約の契約者と同一であること。
 - ② 解除する契約で対象としていた保険の対象が、新たに締結する契約に含まれること。
 - ③ 解除する契約の保険期間より、新たに締結する契約の保険期間が短くないこと。

第25条 (事故の通知)

- (1)保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容(既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。)を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、事故が生じた建物もしく は敷地内を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部も しくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第26条(損害防止義務および損害防止費用)

(1)保険契約者または被保険者は、第1条(保険金を支払う場合)の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

- (2)(1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、この保険契約に適用される普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われないときを除き、当会社は、次に掲げる費用に限り、これを負担します。ただし、保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)から同条(1)の損害保険金の額を差し引いた残額を限度とします。
 - ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
 - ② 消火活動に使用したことにより損傷した物 (消火活動に従事した者の着用物を含みます。) の修理費用または再取得費用
 - ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。)
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1) に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

第1条 (保険金を支払 う場合) の事故による - 大を防止することが 行きたと認められる 額

(4)第4条(保険金の支払額)(3)、第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1)および第6条(包括して契約した場合の保険金の支払額)の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第5条(1)の規定中「別表2に掲げる支払限度額」とあるのは「それぞれの保険契約もしくは共済契約の保険金額の合計額(それぞれの保険契約または共済契約の保険金額の合計額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)からそれぞれの保険契約もしくは共済契約によって支払われるべき損害保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額または第26条(損害防止義務および損害防止費用)(2)本文によって当会社が負担する費用のいずれか低い額」と読み替えるものとします。

第27条 (残存物)

当会社が第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

第28条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第1条(保険金を支払う場合)の事故による 損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - 1 指害見積書
 - ④ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、被保険者が前条(2)の手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故 発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払 われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(保険価額を含みます。) および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保 険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無およ び内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
 - ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180日
 - ② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果 の照会 90日
 - ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
 - ⑤ 損害を受けた保険の対象もしくは損害発生事由が特殊である場合または同一 敷地内に所在する多数の保険の対象が同一事故により損害を受けた場合におい て、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結 果の照会 180日
- (3)(2)①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(2)①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4)(1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

第30条(時効)

保険金請求権は、第28条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して 3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、 当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の 保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協 力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用 は、当会社の負担とします。

第32条 (保険金支払後の保険契約)

- (1) 第1条(保険金を支払う場合)(1) の損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
- (2)(1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。
- (3)(1)の規定により、保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。
- (4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1) から(3) までの規定を適用します。

第33条 (保険契約の継続)

- (1)保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合(新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当会社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとします。)に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第8条(告知義務)の規定を適用します。
- (2) 第7条(保険責任の始期および終期)(3) の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第34条(保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、 当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、 代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2)(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3)保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第35条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第36条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 1 再調達価額に乗じる割合の上限

	保険の対象		割合	
1	建物		90%。ただし、保険の対象の維持管理が適切に行われている場合には、	
2	屋外設備·装置		50%とします。	
3	家財	(1)第3条(保 険の対象の範囲) (2)③に掲げる 通貨、有価証券、 印紙、切手その他 これらに類する物	0%	
		(2)貴金属等		
		(3) (1) およ び(2) 以外の物	90%。ただし、保険の対象の維持管理が適切に行われている場合には、50%とします。	
4	設備・計器等(設備、装置、機械、器具、工具、什器 または備品をいいます。)	険の対象の範囲) (2)③に掲げる 通貨、有価証券、 印紙、切手その他 これらに類する物	0%	
		(2)貴金属等		
		(3) (1) およ び(2) 以外の物	90%。ただし、保険の対象の維持管理が適切に行われている場合には、 50%とします。	
5	商品·製品等		0%	

別表2 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	第1条 (保険金を支払う場合)(1)の損害保険金	損害の額
2	第1条 (保険金を支払う場合)(2) の臨時費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに 300万円(他の保険契約等に、限度額 が300万円を超えるものがある場合 は、これらの限度額のうち最も高い額)
3	第1条(保険金を支払う場合)(3)の 残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額

特約

○自動的に付帯される特約

ご契約の内容・条件により、自動的に付帯される特約は下表のとおりです。自動的に付帯される特約は、保険証券には表示されない場合があります。

※お申し出により任意に付帯することができる特約につきましては、保険証券に表示しております。

ご契約の内容・条件	自動的に付帯される特約	掲載頁
ネオンサイン装置、広告灯等の 電節電球を保険の対象とする場 合	フィラメント風炎・電災危険補 償対象外特約	37
冷凍(冷蔵)損害補償特約が付 帯されていない場合	冷凍(冷蔵)損害補償対象外特 約	38
機械、設備・装置を保険の対象 とする場合	ボイラ等破裂・爆発損害補償対 象外特約	39
1 敷地内あたりの保険金額の合計額(他の保険契約等を含みます。)が次の金額以上の敷地内に所在する保険の対象である場合 ① 工場物件の場合 15 億円 ② 倉庫物件の場合 10 億円	テロ危険補償対象外特約	40
すべてのご契約	無体物に関する特約	40
すべてのご契約	法令禁止物件に関する特約	40
すべてのご契約	補償対象外となる損害に関する 特約	40
すべてのご契約	サイバー攻撃等対象外特約	40
個人賠償責任補償特約または個 人賠償責任保険包括契約に関す る特約が付帯された場合	賠償事故解決に関する特約	57
個人賠償責任補償特約または個 人賠償責任保険包括契約に関す る特約が付帯された場合	電車等運行不能に対する賠償責 任追加補償特約	59
個人賠償責任補償特約または個 人賠償責任保険包括契約に関す る特約が付帯された場合	受託品に対する賠償責任追加補 償特約	60
すべてのご契約	適用保険料に関する特約	67
賃貸借契約または使用貸借契約 に基づき、所有者以外の者が占 有する建物を保険の対象とする 場合で、保険契約者から反対の 意思表示がないとき(建物に適 用)	代位求償権不行使特約	69

1. 追加補償特約(工場物件用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

この独立について	、人の用品の息外は、てもても人の足我によりより。
用語	定義
主契約事故	定義 次のいずれかに該当する事故をいいます。 ① 火災、落雷、破裂・爆発(「破裂・爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。) ② 風災(台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。以下同様とします。)、電災または雪災(豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩等をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。) ③ 航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下 ④ 車両(その積載物を含みます。)の衝突または接触 ⑤ 騒擾およびこれに類似の集団行動(群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状
	規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、第3条(保険金を支払わない場合)(2)①の暴動に至らないものをいいます。)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為⑥ 給排水設備(水道管、排水管、貯水タンク、給水タンク、トイレの水洗用の設備、雨樋、浄化槽、スプリンクラー設備および装置、スノーダクト(屋根の積雪を熱で
	融かして排水する設備)等を指し、常設されておらずその都度排水の用に供する排水ホースの類を除きます。なお、流し台、風呂槽、洗濯機、皿洗器および洗面台等については、本体に連なる排水管部分のみを給排水設備に含み、本体そのものは給排水設備に含みません。)の破
	損もしくは詰まりにより生じた漏水、放水等
普通約款	火災保険普通保険約款(工場物件用)をいいます。
	5 IT 4)

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、下表の「事故の種類」欄のうち、保険証券に添付された追加補償特約補償内容一覧表(以下「補償内容一覧表」といいます。)の「補償範囲」欄に「○」を付した事故に対する下表の「損害保険金を支払う損害」欄に規定する損害(主契約事故によって生じた損害を除きます。)に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

	事故の種類	損害保険金を支払う損害	
1	盗難	盗難(窃盗、強盗またはこれらの未遂をいいます。以下同様とします。)によって保険の対象である建物(土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。以下同様とします。)、屋外設備・装置または設備・行器等(設備、装置、機械、器具、工具、行器または備品をいいます。以下同様とします。)について生じた盗取、損傷または汚損の損害。ただし、(2)①および②の損害を除きます。	
2	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ(崖崩れ、 地滑り、土石流または山崩れをいいます。)・落石等の水災によって保険の対象について生じた損害	
3	電気的・機械的事故	電気的・機械的事故(不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気の作用や機械の稼動に伴って発生した事故をいいます。以下同様とします。)によって、保険の対象である建物または屋外設備・装置のうち、別表1に掲げる機械、機械設備または装置について生じた損害	
4	不測かつ突発的な事故	不測かつ突発的な事故 (主契約事故 または①から③までの事故以外の偶然 な事故をいいます。主契約事故または ①から③までの事故は、損害保険金の 支払の有無にかかわらず含まれませ ん。) によって保険の対象について生 じた損害	

- (2) 当会社は、補償内容一覧表の「補償範囲」欄において、(1) ①の盗難について「○」が付された場合は、設備・代器等が保険の対象であるときに限り、次に掲げる損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。
 - ① 保険証券記載の建物内における業務用の通貨の盗難によって生じた損害
 - ② 保険証券記載の建物内における業務用の預貯金証書の盗難によって生じた損害。ただし、次に掲げる事実がすべてあったことを条件とします。
 - ア. 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害 の届出を行ったこと。
 - イ. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。 (現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能を第三者に不正 に利用され、預貯金口座から現金が引き落とされた場合も同様とします。)
- (3) 当会社は、(1) に掲げる表の事故の種類のうち、補償内容一覧表の「臨時費用保険金」欄に「○」を付した事故による損害に対して(1) の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この特約に従い、臨時費用保険金を支払います。

(4) 当会社は、(1) に掲げる表の事故の種類のうち、補償内容一覧表の「残存物取片づけ費用保険金」欄に「○」を付した事故による損害に対して(1)の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。)に対して、この特約に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、この特約においては、次のいずれかに該当する事由によって生じた 損害に対しては、保険金(損害保険金、臨時費用保険金または残存物取片づけ費用 保険金をいいます。以下同様とします。)を支払いません。
 - ① 保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(これらの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた場合を含みます。)に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。) もしくは核燃料 物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発 性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ④ ③以外の放射線照射または放射能汚染
- - ① 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害
 - ② (2) に掲げるいずれかの事由または、主契約事故もしくは前条(1)②から④までの事故の際における保険の対象の紛失または恣難によって生じた損害
 - ③ 次のいずれかに該当する者が単独でまたは他人と共謀して行った窃盗、強盗、 恐喝、その他の不誠実行為によって牛じた損害
 - ア. 保険契約者または被保険者の使用人
 - イ. 保険契約者または被保険者(これらの者が法人である場合は、その理事、 取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の同居の親族
 - ウ. 保険の対象の使用または管理を委託された者
 - ④ 万引きのほか、次の行為のいずれもすることなく行われた盗難による損害 ア. 保険の対象が所在する建物、戸室等への不法侵入
 - イ. 暴行または脅迫
 - ⑤ 普通約款第3条(保険の対象の範囲)(2) ④に掲げるもの(責金属等で、1 個または1組の価額が30万円を超えるもの)または同条(2)⑤に掲げるもの(稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物)に生じた前条(1)②、③または④の事故による損害
 - (6) 屋外または軒下に設置された自販機等(自動販売機、駐車券発券機、精算機、

ゲーム機、コインランドリー機等、現金を投入することで商品やサービスを提供する機械をいいます。) に生じた損害

- ⑦ 冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止によって生じた損害
- ⑧ 保険の対象である楽器、骨董または美術品に生じた格落ちの損害
- ⑨ 保険の対象である動産が屋外にある間に生じた損害
- ⑩ 保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の 責任(法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製 造者または販売者の責任を含みます。)を負うべき損害
- ① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- (2) 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化(日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはポイラスケールを含み、保険の対象が建物または屋外設備・装置の場合は、屋根材等のずれや釘のゆるみ、浮き上がり等を含みます。) または性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャピテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ⑬ ねずみ食い、虫食い等
- ① 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、 塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷、汚損または 臭気付着であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失ま たは低下を伴わない損害(保険の対象が建物または屋外設備・装置の場合は、 機能の喪失または低下を伴わない雨桶や塀のゆがみ等を含みます。)
- (4) 当会社は、この特約においては、前条(1) ④の事故によって生じた次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
 - ② 次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
 - ア. 保険契約者または被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の同居の 親族または使用人
 - イ. 保険の対象の使用または管理を委託された者
 - ③ 保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた損害を除きます。
 - ④ 保険の対象に対する加工・修理・清掃等(建築・増改築・組立・据付等を含みます。)の作業上の過失または技術の拙劣によって、その保険の対象に生じた指案
 - ⑤ 保険の対象である設備・竹器等または商品・製品等を加工または製造することに起因して、その設備・竹器等または商品・製品等に生じた損害(加工または製造することに使用された機械、設備または装置等の停止によってその設備・竹器等または商品・製品等に生じた損害を含みます。)
 - ⑥ 紛失または置き忘れによって生じた損害
 - ⑦ 詐欺または横領によって生じた損害
 - ⑧ 土地の沈下、移動または降起によって生じた損害
 - ⑨ 保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に生じた場合は除きます。
 - ⑩ 保険の対象のうち、ピアノ、ギターその他の楽器について生じた次の損害

- ア. 弦楽器の弦もしくは打楽器の打皮等の振動体(ピアノ線を含みます。)の 損傷。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合は除きます。 イ. 音色または音質の変化
- ① 検品、棚卸しの際に発見された数量の不足によって生じた損害(不法に侵入した第三者の盗取によって生じた損害を除きます。)
- ② 保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによって生じた損害
- ③ 電力の停止または異常な供給により、商品・製品等(商品、原料、材料、仕 掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。以下同様とします。) のみに生じた損害
- ④ 保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、これらに関し、汚染、 異物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化、品質の低下、目減りその 他類似の事由に起因して生じた損害
- (5) 保険の対象である液体の流出または混合による損害。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害を除きます。
- (5) 当会社は、この特約においては、前条(1) ④の事故によって次に掲げる物に 生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険の対象が商品・製品 等である場合は、この規定は適用しません。
 - ① 移動体通信端末機器および携帯式電子事務機器 (注) ならびにこれらの付属品
 - ② ドローンその他の無人航空機およびラジオコントロール模型ならびにこれらの付属品
 - ③ ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボート、カヌー、雪上オートバイ、ゴーカートその他これらに類する物およびこれらの付属品
 - ④ ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンその他これらに類する物およびこれらの付属品
 - (注)「移動体通信端末機器および携帯式電子事務機器」とは、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、ワープロ、電子手帳等をいいます。

第4条 (保険の対象の範囲)

- (1) この特約における保険の対象は、普通約款およびこれに付帯された他の特約の 規定による保険の対象のうち、建物、屋外設備・装置または建物に収容される設備・ 行器等もしくは商品・製品等とします。ただし、次に掲げる物については除きます。
 - ① 個人が所有し、かつその者が自ら居住している建物
 - ② 建築および増築中の建物
 - ③ 組立・据付中の設備・行器等
 - ④ 工事用仮設建物、工事用仮設物、建築用仮工事の対象物
 - ⑤ 軌道、防油堤その他の十木構築物
 - ⑥ 桟橋、護岸およびこれに取り付けられた設備・装置
 - (7) 海上に所在する建物およびこれに収容される動産ならびに設備・装置
 - ⑧ 船舶および航空機ならびにこれらに定着または装備されている付属品
 - ⑨ 雷車、機関車、客車、貨車等
- (2) 普通約款第3条(保険の対象の範囲)(2)②に掲げる自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。)または③に掲げる通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物が保険証券に明記されている場合でも、この特約においては、保険の対象に含まれません。
- (3) 設備・竹器等が保険の対象である場合において、業務用の通貨または業務用の 預貯金証書に、第2条 (保険金を支払う場合)(2) の盗難による損害が生じたとき は、(2) の規定にかかわらず、これらを保険の対象として取り扱います。この場 合であっても、この約款にいう保険価額および保険金額ならびに保険証券記載の設 備・竹器等の保険金額は、これら以外の保険の対象についてのものとします。

第5条 (保険金の支払額)

(1) 当会社は、この特約においては、普通約款第4条(保険金の支払額)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第4条 (保険金の支払額)

(1) 当会社が、追加補償特約(工場物件用)(以下「追加補償特約」といいます。) 第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金として支払うべき損害の額は、 保険価額(損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。以下 同様とします。)によって定めた損害の額(盗難によって損害が生じた場合にお いて、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出し た必要な費用を含むものとします。ただし、その保険価額を限度とします。)から、 1回の事故(1事由から発生した一連の事故をいいます。以下同様とします。) につき、補償内容一覧表に記載の免責金額を差し引いた残額とします。この場合 において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、保険価額 から1回の事故につき、補償内容一覧表に記載の免責金額を差し引いた残額を限 度とし、次の算式(算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害 が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいい ます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能で あり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認め たときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。)によって算出し た額とします。

修理によって保険の対象 の価額が増加した場合は、 その増加額(再調達価額 の普通約款の別表2に掲 げる割合に相当する額を 限度とします。)

 修理に伴って
 1回の事故に

 生じた残存物
 つき、補償内

 がある場合
 容一覧表に記載の免責金額

= 損害の額

- (2) 保険金額が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合は、当会社は、保険価額を限度とし、(1) の規定による損害の額を損害保険金として、支払います。ただし、普通約款第3条(保険の対象の範囲)(2)④に掲げる貴金属等で、1個または1組の価額が30万円を超えるものを保険証券に明記して保険の対象に含めた場合において、その物に追加補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1)①に掲げる盗難による損害が生じたときの当会社の支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度とします。
- (3) 保険金額が保険価額より低い場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。(2) ただし書きの規定は、この場合に準用します。

(1)の規定による \times 保険金額 = 損害保険金の額

(4) 当会社は、追加補償特約第2条 (保険金を支払う場合)(3) の臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円を限度とします。

追加補償特約第2条 (1)の損害保険金 × 支払割合 = 臨時費用保険金 の額

- (5) 当会社は、追加補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条(4)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。
- (6)(4)または(5)の場合において、当会社は、(4)または(5)の規定によってそれぞれ支払うべき臨時費用保険金または残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、これらの費用保険金を支払います。
- (2) この保険契約に他の特約が付帯されている場合で、その特約の規定中、普通約款第4条(保険金の支払額)(1)から(3)までの規定を参照、準用または適用するときは、その特約に特段の約定がないかぎり、この特約により読み替えられた普通約款第4条(1)から(3)までの規定をそれぞれ参照、準用または適用することとします。
- (3) 1回の事故により2以上の保険の対象に当会社が損害保険金を支払うべき損害が生じた場合、免責金額の適用にあたっては、損害の額が高いものから順次差し引くものとします。

第6条(損害保険金の支払額一業務用通貨または業務用預貯金証書の盗難の場合)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)(2) ①の業務用の通貨の盗難の場合には、当会 社は、1回の事故(1事由から発生した一連の事故をいいます。以下同様とします。) につき、1敷地内ごとに30万円を限度とし、その損害の額から補償内容一覧表に 記載の免責金額を差し引いた残額を損害保険金として、支払います。
- (2)第2条(保険金を支払う場合)(2)②の業務用の預貯金証書の盗難の場合には、 当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円または設備・代器等の保 険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額から補償内容一覧表に記載の免 責金額を差し引いた残額を損害保険金として、支払います。
- (3) 前条(3) の規定は、この条においても適用します。この場合において、1回の事故における損害の額の順は、前条およびこの条で区分せずに定めるものとします。

第7条(包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、第5条(保険金の支払額)の規定によって読み替えられた普通約款第4条(保険金の支払額)(2) および(3) の規定をおのおの別に適用します。

第8条(支払限度額が設定された場合の保険金の支払額)

- (1) 当会社は、補償内容一覧表の「支払限度額」欄に支払限度額が記載されている場合において、1回の事故について、第5条(保険金の支払額)、第6条(損害保険金の支払額一業務用通貨または業務用預貯金証書の盗難の場合)および前条の規定による損害保険金を合計して得られた額が、補償内容一覧表に記載の支払限度額を超える場合は、その支払限度額に相当する額を損害保険金として支払います。
- (2) 1回の事故につき、2以上の敷地内の保険の対象に損害が生じた場合において、
- (1)の規定が適用されるときは、(1)の規定を適用する前のそれぞれの敷地内に所在する保険の対象の損害保険金の額の割合によって(1)の規定を適用した損害保険金の額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの敷地内に対する損害保険金とみなし、第5条(保険金の支払額)の規定により読み替えて適用される普通約款第4条(保険金の支払額)(4)の規定によって当会社が支払うべき臨時費用保険金をおのおの別に算出します。

第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

普通約款第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定は、第2条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合にこれを準用します。この場合において、普通約款第5条(1)

の規定中「支払限度額」とあるのは「追加補償特約の別表2に掲げる支払限度額」 と読み替えるものとします。

第10条(普通約款に掲げる費用保険金等との関係)

この特約においては、普通約款に掲げる失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金ならびに修理付帯費用保険金の支払および損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

第11条(残存物および盗難品の帰属)

- (1) 当会社が第2条(保険金を支払う場合)(1) の損害保険金を支払った場合でも、 保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当会社が第2条 (保険金を支払う場合)(1) ①の損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、保険の対象の回収のために支出した必要な費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) 保険の対象が盗取された場合に、当会社が第2条(保険金を支払う場合)(1) ①の損害保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (4)(3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額(保険の対象の回収のために支出した必要な費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。)を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

第12条 (保険金支払後の保険契約)

当会社は、この特約に従い、普通約款第32条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第32条 (保険金支払後の保険契約)

(1) 第1条(保険金を支払う場合)(1) から(4) までの損害保険金または免責金額および支払限度額の適用がないものとして算出した追加補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1) の損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。) の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約はその保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

第13条(準用規定)

- (1) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通約款第28条(保険金の請求)の規定は、同条(2)に掲げる書類または証拠に、「⑤保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類」を加えます。
- (2) この特約が付帯された保険契約に支払限度額特約または免責金額特約が付帯されている場合でも、この特約においては、これらの特約の規定は準用しません。

別表 1 電気的・機械的事故の対象となる機械、機械設備

または装置

設備名称	機械、機械設備または装置 (注)		
太陽光発電設備	太陽電池、架台、集電箱・接続箱(複数の並列回路になった 太陽電池出力を1つの回路として束ねる装置をいいます。)、 パワーコンディショナ(太陽電池により発電された直流電力 を交流電力に変換するための装置をいいます。)、保護継電器、 売電用・買電用電力量計、各種センサ(日射量計、外気温度 計等をいいます。)、データ収集装置(各種センサで計測され たデータ等を記録するためのものをいいます。)、データ表示 装置(発電電力、発電電力量、日射量等をPR用に表示する 装置をいいます。)、蓄電池、分電盤、配線等		
受変電設備	変圧器、電圧調整器、整流器、受配電盤、制御監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、蓄電器、リアクトル、充電設備、無停電装置、非常用発電設備、蓄電池、碍子・碍管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線等		
配線設備	動力用および配電用の配線・配管・分電盤・ダクト・器具・ 支柱等		
照明設備	照明器具等		
放送・通信・時計・ 表示設備	送受信設備、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、 表示装置等		
保安設備	火 炎報知設備、盗難防止装置等		
避雷針設備	突針、突針支持棒、接地電極、導体、碍子等		
集中制御装置	受変電用および機械、機械設備または装置用の継電器盤・監 視盤・操作盤等		
ポイラ付属設備	給水ポンプ、給水処理装置、油移送装置、水・油タンク、微 粉炭装置、石炭運搬用ベルトコンベア、灰処理装置、自動制 御装置、木屑輸送装置、蒸気アキュムレータ、貯湯槽、薬液 注入装置、付属配管等		
用水設備	給水設備、給湯設備、衛生設備、飲料用冷水設備、冷却塔、 浄水装置、純水装置、ろ過機、圧縮機、ポンプ、タンク、水 槽、配管等		
燃料設備	圧縮機、ポンプ、燃料タンク、気化器、加熱器、配管等		
エア供給・ガス供給	空気圧縮機、エアレシーバ、脱湿装置、アフタークーラ、気		
設備	化器、ポンプ、タンク、ダクト、配管等		

(注)次のいずれかに該当するものは含みません。

- ① 可搬式、移動式の機械、機械設備または装置
- ② ポイラ
- ③ 蒸気タービン装置
- ④ 常用の発電設備およびそれに付属する設備一式。ただし、常用の発電設備が 太陽光発電設備である場合は、④の規定は適用しません。
- ⑤ 試験用または実験用の変電設備

- ⑥ 炉または電解槽に用いられる変圧器、整流器または蓄電器
- ① コンクリート槽、コンクリート製・陶磁器製(碍子・碍管を除きます。)・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具
- ⑧ 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ
- ⑨ 上表に記載の保険の対象以外の機械、機械設備または装置に付属する電気設備(制御装置を含みます。)、圧縮機・ポンプ・ろ過機・冷却器等の機器、タンク、ダクトおよび配管ならびにこれらの機器相互間の配線・配管
- ⑩ ベルト、エレベータ用以外のワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、 管球類
- ① 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロール、その他の型 類
- ② 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料、その他の運転に供せられ る資材。ただし、変圧器または開閉装置内の絶縁油および水銀整流器内の水銀 は、保険の対象に含みます。
- ③ フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠

別表2 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類		支払限度額
1	第(金払合(①故す害2保をう 1のにる保条険支場))事対損険	(1) 普通約款 第3条(保険 の対象の範囲) (2) ④に掲 げる物	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円(他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額)または保険価額によって定めた損害の額から、1回の事故につき、補償内容一覧表に記載の免責金額を差し引いた残額のいずれか低い額。この場合において、他の保険契約等にこの特約の免責金額より低いものがあるときは、これらの免責金額のうち最も低い額とします。
	金	(2) 上記以外 の物	保険価額によって定めた損害の額から、1回の事故につき、補償内容一覧表に記載の免責金額を差し引いた残額。この場合において、他の保険契約等にこの特約の免責金額より低いものがあるときは、これらの免責金額のうち最も低い額とします。
2	第2条(保険金を支払う場合)(1)②から④までの事故に対する損害保険金		保険価額によって定めた損害の額から、1回の 事故につき、補償内容一覧表に記載の免責金額 を差し引いた残額。この場合において、他の保 険契約等にこの特約の免責金額より低いものが あるときは、これらの免責金額のうち最も低い 額とします。

3	に (金払合(の の に が して の の に が す り り り り り り り り り り り り り り り り り り	① 業務用の通 貨	1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円(他の保険契約等に、限度額が30万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額から補償内容一覧表に記載の免責金額を差し引いた残額のいずれか低い額。この場合において、他の保険契約等にこの特約の免責金額より低いものがあるときは、これらの免責金額のうち最も低い額とします。
	る損害保険金	② 業務用の預 貯金証書	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円(他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額から補償内容一覧表に記載の免責金額を差し引いた残額のいずれか低い額。この場合において、他の保険契約等にこの特約の免責金額より低いものがあるときは、これらの免責金額のうち最も低い額とします。
4	210 - 210	(保険金を支払う場 の臨時費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円(他の保険契約等に、限度額が500万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額)
5	第2条 (保険金を支払う場合)(4) の残存物取片づけ 費用保険金		残存物取片づけ費用の額

2. 火災、落雷、破裂・爆発、雑危険臨時費用保険金 補償対象外特約(普火工場物件用)

第1条(保険金を支払わない場合)

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)(5)の規定にかかわらず、この特約が付帯された保険の対象が普通約款第1条(1)および(3)ならびに(4)の事故によって損害が生じた場合でも、臨時費用保険金を支払いません。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通 約款および他の特約の規定を準用します。

3. 火災、落雷、破裂・爆発危険臨時費用保険金補償 対象外特約(普火倉庫物件用)

第1条(保険金を支払わない場合)

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通約款」といいます。) 第1条(保険金を支払う場合)(2)の規定にかかわらず、この特約が付帯された保 険の対象が普通約款第1条(1)の事故によって損害が生じた場合でも、臨時費用 保険金を支払いません。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通 約款および他の特約の規定を準用します。

費用保険金補償対象外特約(普火工場物件用)

第1条(保険金を支払わない場合)

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通約款」といいます。) 第1条(保険金を支払う場合)(6)の規定にかかわらず、この特約が付帯された保 険の対象が普通約款第1条(1) および(3) ならびに(4) の事故によって損害 が生じた場合でも、残存物取片づけ費用保険金を支払いません。

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通 約款および他の特約の規定を準用します。

5. 火災、落雷、破裂・爆発危険残存物取片づけ費用 保険金補償対象外特約(普火倉庫物件用)

第1条(保険金を支払わない場合)

当会社は、この特約が付帯された普诵保険約款(以下「普通約款」といいます。) 第1条(保険金を支払う場合)(3)の規定にかかわらず、この特約が付帯された保 険の対象が普通約款第1条(1)の事故によって損害が生じた場合でも、残存物取 片づけ費用保険金を支払いません。

第2条(進用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通 約款および他の特約の規定を準用します。

6. 風災、雹災、雪災危険補償対象外特約 (普火一般物件・工場物件、店総用)

第1条(保険金を支払わない場合)

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通約款」といいます。) 第1条(保険金を支払う場合)(2)の規定にかかわらず、この特約が付帯された保 険の対象が普通約款第1条(2)によって損害が生じた場合で±、保険金を支払い ませんの

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通 約款および他の特約の規定を準用します。

7. 風災、雹災、雪災危険臨時費用保険金補償対象外 特約(普火工場物件用)

第1条(保険金を支払わない場合)

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通約款」といいます。) 第1条(保険金を支払う場合)(5)の規定にかかわらず、この特約が付帯された保 **険の対象が普通約款第1条(2)の事故によって損害が生じた場合でも、臨時費用** 保険金を支払いません。

第2条(進用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通 約款および他の特約の規定を準用します。

4. 火災、落雷、破裂・爆発、雑危険残存物取片づけ 8. 風災、雹災、雪災危険残存物取片づけ費用保険金 補償対象外特約(普火工場物件用)

第1条(保険金を支払わない場合)

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通約款」といいます。) 第1条(保険金を支払う場合)(6)の規定にかかわらず、この特約が付帯された保 険の対象が普通約款第1条(2)の事故によって損害が生じた場合でも、残存物取 片づけ費用保険金を支払いません。

第2条(進用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通 約款および他の特約の規定を準用します。

9. 地震火災費用保険金補償対象外特約 (普火丁場物件用)

第1条(保険金を支払わない場合)

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通約款」といいます。) 第1条(保険金を支払う場合)(8)の規定にかかわらず、この特約が付帯された保 険の対象が普通約款第1条(8)によって損害が生じた場合でも、地震火災費用保 険金を支払いません。

第2条(進用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通 約款および他の特約の規定を準用します。

10. 地震危険補償特約

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通約款」といいます。) 第2条(保険金を支払わない場合)(2)②の規定にかかわらず、この特約に従い、 この特約の保険の対象について生じた次のいずれかに該当する損害に対して、損害 保険金を支払います。

- ① 地震による火災によって生じた損害
- ② 地震によって生じた損壊、埋没等の損害

第2条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、普通約款第2条(保険金を支払わない場合)に掲げる損害に対して は、保険金を支払いません。この場合において、同条(3)および(4)の規定中、 「前条の事故」とあるのは、「地震危険補償特約第1条(保険金を支払う場合)の 事故しと読み替えるものとします。
- (2) 当会社は、次に掲げる損害に対しても、保険金を支払いません。
 - ① 地震による破裂または爆発によって生じた損害
 - ② 地震による津波、洪水その他の水災によって生じた損害
 - ③ 噴火または噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波の際における保険の対象の盗難ま たは紛失による損害

第3条 (小損害額の控除)

(1) 当会社が第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金として支払うべき損害の 額は、1回の事故(72時間以内に生じた2以上の地震は、これらを一括して、1 回の事故とみなします。)につき、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の 特約の規定による損害の額(この場合において、普通約款またはこの保険契約に付 帯された他の特約の規定において、損害の額を算出する過程で免責金額を適用する 旨の規定があるときでも、その免責金額は適用しません。)から保険価額の2%に 相当する額を差し引いた残額とします。

- (2)(1)の規定は、保険の対象が建物である場合はその建物ごとに、保険の対象が建物内収容の動産である場合はこれを収容する建物ごとに、それぞれ適用し、また、保険の対象が建物および建物内収容の動産以外のものである場合は、その全体について、敷地内ごとに適用します。
- (3)(1) および(2) の場合において、差し引く額が1万円に満たない場合は、これを1万円とし、10万円を超える場合は、これを10万円とします。

第4条(普通約款等に掲げる費用保険金等との関係)

この特約においては、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約に掲げる費用保険金の支払および損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

第5条 (通知義務)

- (1)保険契約締結の後、この特約の保険の対象を他の場所に移転する場合には、保 険契約者または被保険者は、あらかじめその旨を当会社に申し出て、承認を請求し なければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社に申し出る 必要はありません。
- (2)(1)の事実(この特約の保険の対象を他の場所に移転することをいいます。以下(3)から(5)までにおいて同様とします。)がある場合には、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4)(1)に規定する手続を怠った場合には、当会社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた第1条(保険金を支払う場合)に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。
- (5)(4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害については 適用しません。

第6条 (保険料の返還-解除の場合)

前条(2)の規定により、当会社がこの特約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し、日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、この特約が付帯される保険契約に付帯される他の特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合において、当会社が別に定める方法により保険料を返還または請求することがあります。

第7条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社が第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金を支払う場合において、普通約款の保険金の支払時期に関する規定における(1)①から⑤までの事項の確認をするため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における調査が不可欠なときには、普通約款の保険金の支払時期に関する規定にかかわらず、当会社は、普通約款の保険金の請求に関する規定における(2)の手続を完了した日からその日を含めて365日を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- (2)(1)に規定する調査を開始した後、(1)に規定する期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(1)に規定する期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(3)(1) および(2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保 険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2) の期間に算入しないものとします。

第8条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通 約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

1. 地震危険補償特約(縮小支払方式)

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通約款」といいます。) 第2条(保険金を支払わない場合)(2)②の規定にかかわらず、この特約に従い、 この特約の保険の対象について生じた次のいずれかに該当する損害に対して、損害 保険金を支払います。

- ① 地震による火災によって生じた損害
- ② 地震によって生じた損壊、埋没等の損害

第2条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、普通約款第2条(保険金を支払わない場合)に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、同条(3) および(4) の規定中、「前条の事故」とあるのは、「地震危険補償特約(縮小支払方式)第1条(保険金を支払う場合)の事故」と読み替えるものとします。
- (2) 当会社は、次に掲げる損害に対しても、保険金を支払いません。
 - ① 地震による破裂または爆発によって生じた損害
 - ② 地震による津波、洪水その他の水災によって生じた損害
 - ③ 噴火または噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波の際における保険の対象の盗難または紛失による損害

第3条 (小損害額の控除)

- (1) 当会社が第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金として支払うべき損害の額は、1回の事故(72時間以内に生じた2以上の地震は、これらを一括して、1回の事故とみなします。)につき、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定による損害の額(この場合において、普通約款またはこの保険契約に付帯された他の特約の規定において、損害の額を算出する過程で免責金額を適用する旨の規定があるときでも、その免責金額は適用しません。)から保険価額の2%に相当する額を差し引いた残額とします。
- (2)(1)の規定は、保険の対象が建物である場合はその建物ごとに、保険の対象が建物内収容の動産である場合はこれを収容する建物ごとに、それぞれ適用し、また、保険の対象が建物および建物内収容の動産以外のものである場合は、その全体について、敷地内ごとに適用します。
- (3)(1) および(2) の場合において、差し引く額が1万円に満たない場合は、これを1万円とし、10万円を超える場合は、これを10万円とします。

第4条 (損害保険金の支払額)

当会社がこの特約によって支払うべき損害保険金の額は、前条の規定、普通約款の保険金の支払額に関する規定または損害保険金の支払額に関する規定および包括して契約した場合の保険金の支払額に関する規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した損害保険金の額に保険証券記載の割合を乗じて得た額とします。

第5条(普通約款等に掲げる費用保険金等との関係)

この特約においては、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約に掲げる費用保険金の支払および損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しませ

h.

第6条 (通知義務)

- (1)保険契約締結の後、この特約の保険の対象を他の場所に移転する場合には、保 険契約者または被保険者は、あらかじめその旨を当会社に申し出て、承認を請求し なければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社に申し出る 必要はありません。
- (2)(1)の事実(この特約の保険の対象を他の場所に移転することをいいます。以下(3)から(5)までにおいて同様とします。)がある場合には、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4)(1)に規定する手続を怠った場合には、当会社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた第1条(保険金を支払う場合)に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。
- (5)(4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害については 適用しません。

第7条 (保険料の返還-解除の場合)

前条(2)の規定により、当会社がこの特約を解除した場合には、当会社は、未 経過期間に対し、日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、この特約が 付帯される保険契約に付帯される他の特約の規定により保険契約者が保険料を分割 して払い込む場合において、当会社が別に定める方法により保険料を返還または請 求することがあります。

第8条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社が第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金を支払う場合において、普通約款の保険金の支払時期に関する規定における(1)①から⑤までの事項の確認をするため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における調査が不可欠なときには、普通約款の保険金の支払時期に関する規定にかかわらず、当会社は、普通約款の保険金の請求に関する規定における(2)の手続を完了した日からその日を含めて365日を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- (2)(1)に規定する調査を開始した後、(1)に規定する期間中に保険金を支払う 見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(1)に規定する期間内 に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (3)(1) および(2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保 険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2) の期間に算入しないものとします。

第9条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通 約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通約款の保険金支払後の保険契約に関する規定中「第1条(保険金を支払う場合)(1)または(2)の損害保険金の支払額」、「第1条(保険金を支払う場合)(1)から(4)までの損害保険金の支払額」または「第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金の支払額」とあるのは、「地震危険補償特約(縮小支払方式)第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金を同特約第4条(損害保険金の支払額) に定める割合で除した額」と読み替えて適用するものとします。

12. 地震危険補償特約(支払限度額方式)

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通約款」といいます。) 第2条(保険金を支払わない場合)(2)②の規定にかかわらず、この特約に従い、 この特約の保険の対象について生じた次のいずれかに該当する損害に対して、損害 保険金を支払います。
 - ① 地震による火災によって生じた損害
 - ② 地震によって生じた損壊、埋没等の損害
- (2) 当会社は、この特約に従い、(1) の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用 (取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。)が発生した場合は、その費用のうち当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用(以下「残存物取片づけ費用」といいます。)に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第2条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、普通約款第2条(保険金を支払わない場合)に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、同条(3) および(4) の規定中、「前条の事故」とあるのは、「地震危険補償特約(支払限度額方式)第1条(保険金を支払う場合)の事故」と読み替えるものとします。
- (2) 当会社は、次に掲げる損害に対しても、保険金を支払いません。
 - ① 地震による破裂または爆発によって生じた損害
 - ② 地震による津波、洪水その他の水災によって生じた損害
 - ③ 噴火または噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波の際における保険の対象の盗難または紛失による損害

第3条(控除額)

当会社が第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金として支払うべき損害の額または同条(2)の残存物取片づけ費用保険金として支払うべき残存物取片づけ費用の額(以下これらを「損害の額等」といいます。)は、1回の事故(72時間以内に生じた2以上の地震は、これらを一括して、1回の事故とみなします。)につき、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定による損害の額(この場合において、普通約款またはこの保険契約に付帯された他の特約の規定において、損害の額を算出する過程で免責金額を適用する旨の規定があるときでも、その免責金額は適用しません。)および残存物取片づけ費用の額の合計額から、保険証券記載の控除額を差し引いた残額とします。

第4条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社は、保険金額を限度として、前条の規定による損害の額等を第1条(保険金を支払う場合)(1) の損害保険金または同条(2)の残存物取片づけ費用保険金として支払います。この場合において、普通約款の残存物取片づけ費用保険金の限度額に関する規定は、これを適用しません。
- (2)(1)の規定によって算出した損害保険金および残存物取片づけ費用保険金の合計額が保険証券記載の支払限度額を超えた場合には、これらの保険金の合計額は当該支払限度額を限度とします。
- (3) 保険期間中の支払限度額を定めた場合において、この保険契約の保険期間中に 既に当会社が第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金または残存物取片づけ費 用保険金を支払っていた場合は、(2)の保険金の限度となる支払限度額は、保険 証券記載の支払限度額からすでに支払ったこれらの保険金の合計額を差し引いた残 額とします。

第5条(普通約款等に掲げる費用保険金等との関係)

この特約においては、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約に掲げる費用保険金の支払および損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

第6条 (通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、この特約の保険の対象を他の場所に移転する場合には、保 険契約者または被保険者は、あらかじめその旨を当会社に申し出て、承認を請求し なければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社に申し出る 必要はありません。
- (2)(1)の事実(この特約の保険の対象を他の場所に移転することをいいます。以下(3)から(5)までにおいて同様とします。)がある場合には、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4)(1)に規定する手続を怠った場合には、当会社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた第1条(保険金を支払う場合)に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。
- (5)(4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

第7条 (保険料の返還-解除の場合)

前条(2)の規定により、当会社がこの特約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し、日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、この特約が付帯される保険契約に付帯される他の特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合において、当会社が別に定める方法により保険料を返還または請求することがあります。

第8条 (保険料の返還に関する特則)

この特約に保険期間中の支払限度額を定めた場合において、この保険契約が失効したときまたはこの特約が解除となるとき(この保険契約が解除となるときを含みます。以下この条において同様とします。)に、既経過期間中に第1条(保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき損害が発生していたときには、この特約の失効または解除に伴う保険料の返還に関する規定は、次の①または②のとおりとします。ただし、この特約が付帯される保険契約に付帯される他の特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合において、当会社が別に定める方法により保険料を返還または請求することがあります。

① この保険契約が失効したとき 次の算式によって算出した額をこの特約の返還保険料の額とします。

普通約款の保険料の返還-無効または 失効の場合に関する規定の(2)によ る返還保険料の額 既経過期間中に発生 した第1条(保険金 を支払う場合)の事 故による損害に対す 1 - る保険金として当会 社が支払うべき保険

> 保険期間中の支払限 度額

金の合計額

② この特約が解除となるとき 次の算式によって算出した額をこの特約の返還保険料の額とします。

普通約款の保険料の返還ー解除の場合 に関する規定による返還保険料の額 既経過期間中に発生 した第1条(保険金 を支払う場合)の事 故による損害に対す 1 - る保険金として当会 社が支払うべき保険 金の合計額

> 保険期間中の支払限 度額

= この特約の返還保険料の額

第9条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社が第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金を支払う場合において、普通約款の保険金の支払時期に関する規定における(1)①から⑤までの事項の確認をするため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における調査が不可欠なときには、普通約款の保険金の支払時期に関する規定にかかわらず、当会社は、普通約款の保険金の請求に関する規定における(2)の手続を完了した日からその日を含めて365日を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- (2)(1)に規定する調査を開始した後、(1)に規定する期間中に保険金を支払う 見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(1)に規定する期間内 に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (3)(1) および(2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保 険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2) の期間に算入しないものとします。

第10条(保険金支払後の保険契約)

- (1) 第4条(保険金の支払額)(2) および(3) の規定がないものとして算出した 第1条(保険金を支払う場合) の損害保険金および残存物取片づけ費用保険金の合 計額がそれぞれ1回の事故につき、保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、 保険価額とします。) の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、これらの 保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
- (2) この特約に保険期間中の支払限度額を定めた場合において、この特約の保険期間中の当会社が支払うべき第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金および残存物取片づけ費用保険金の合計額がその支払限度額に達したときは、この特約は、その支払限度額に達した原因となった損害が発生した時に終了します。
- (3)(1)の規定により保険契約が終了した場合または(2)の規定によりこの特約が終了した場合には、当会社はこの特約の保険料を返還しません。

第11条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約 款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

= この特約の返還保険料の額

13. 地震衝擊危険補償対象外特約

当会社は、次に掲げる規定にかかわらず、地震によって生じた損壊、埋没等の損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 地震危険補償特約または地震危険補償特約(縮小支払方式)第1条(保険金を支払う場合)②
- ② 地震危険補償特約(支払限度額方式)第1条(保険金を支払う場合)(1)②

14. 地震破裂爆発危険補償特約

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、地震危険補償特約(地震危険補償特約(縮小支払方式)または地震危険補償特約(支払限度額方式)を含みます。以下同様とします。)第2条(保険金を支払わない場合)(2)①の規定にかかわらず、この特約に従い、地震による破裂または爆発(破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破裂またはその現象をいいます。)によってこの特約の保険の対象について生じた損害に対しても、損害保険金を支払います。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)および地震危険補償特約の規定を準用します。この場合において、普通約款第2条(保険金を支払わない場合)(3) および(4) の規定中、「前条の事故」とあるのは、「地震破裂爆発危険補償特約第1条(保険金を支払う場合)の事故」と読み替えるものとします。

15. 地震水災危険補償特約

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、地震危険補償特約(地震危険補償特約(縮小支払方式)または地震危険補償特約(支払限度額方式)を含みます。以下同様とします。)第2条(保険金を支払わない場合)(2)②の規定にかかわらず、この特約に従い、地震による津波、洪水その他の水災によってこの特約の保険の対象について生じた損害に対しても、損害保険金を支払います。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)および地震危険補償特約の規定を準用します。この場合において、普通約款第2条(保険金を支払わない場合)(3) および(4) の規定中、「前条の事故」とあるのは、「地震水炎危険補償特約第1条(保険金を支払う場合)の事故」と読み替えるものとします。

16. 噴火危険補償特約

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、地震危険補償特約(地震危険補償特約(縮小支払方式)または地震危険補償特約(支払限度額方式)を含みます。以下同様とします。)第2条(保険金を支払わない場合)(2)③の規定にかかわらず、この特約に従い、噴火によってこの特約の保険の対象について生じた損害に対しても、損害保険金を支払います。

第2条(保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通約款」といいます。) 第2条(保険金を支払わない場合) および地震危険補償特約第2条(保険金を支払 わない場合)に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、 普通約款第2条(3) および(4) の規定中、「前条の事故」とあるのは、「噴火危 険補償特約第1条(保険金を支払う場合)の事故」と読み替えるものとします。

- (2) 当会社は、次に掲げる損害に対しても、保険金を支払いません。
 - ① 噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害
 - ② 噴火の降灰による汚損等の損害
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波の際における保険の対象の盗難または紛失による損害

第3条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震危険補償特約の規定を準用します。

17. フィラメント風災・雹災危険補償対象外特約

当会社は、風災または電災の直接の結果であると否とを問わず、保険の対象である電飾電球のフィラメントのみについて生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

18. 水災危険補償特約

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通約款」といいます。) 第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害のほか、この特約に従い、台風、 暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ(崖崩れ、地滑り、土石流 または山崩れをいいます。)・落石等の水災によってこの特約の保険の対象について 牛じた損害に対しても、損害保険金を支払います。

第2条(保険金を支払わない場合)

当会社は、普通約款第2条(保険金を支払わない場合)に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、同条(3)および(4)の規定中、「前条の事故」とあるのは、「水災危険補償特約第1条(保険金を支払う場合)の事故」と読み替えるものとします。

第3条 (小損害額の控除)

- (1) 当会社が第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金として支払うべき損害の額は、1回の事故につき、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定による損害の額(この場合において、普通約款またはこの保険契約に付帯された他の特約の規定において、損害の額を算出する過程で免責金額を適用する旨の規定があるときでも、その免責金額は適用しません。)から保険価額の2%に相当する額を差し引いた残額とします。
- (2)(1)の規定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が建物内収容の動産であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ適用し、また、保険の対象が建物および建物内収容の動産以外のものであるときは、その全体について、敷地内ごとに適用します。
- (3)(1) および(2) の場合において、差し引く額が1万円に満たない場合は、これを1万円とし、10万円を超えるときは、これを10万円とします。
- (4)(1)、(2)および(3)の規定によってそれぞれ差し引く額の合計額(ただし、 損害額が1万円以下のものの差し引く額は、これを除いて計算します。)が1回の 事故につき、1敷地内において50万円を超える場合は、これを50万円とします。

第4条 (損害保険金の支払額)

当会社がこの特約によって支払うべき損害保険金の額は、前条の規定、普通約款第4条(保険金の支払額)および第6条(包括して契約した場合の保険金の支払額)の規定ならびにこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって算出した損害保険金の額に保険証券記載の割合を乗じて得た額とします。

第5条(普通約款等に掲げる費用保険金等との関係)

この特約においては、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約に掲げる費用保険金の支払および損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

第6条(特約保険料の返還-特約解除の場合)

普通約款第17条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者がこの特約を解除した場合は、当会社は、普通約款第24条(保険料の返還ー解除の場合)(2)の規定にかかわらず、既に払い込まれた特約保険料から既経過期間に対し別表に掲げる特別短期保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第7条(進用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通 約款の規定を準用します。この場合において、この特約の付帯された普通約款第 32条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定は、「水災危険補償特約第1条(保険 金を支払う場合)の損害保険金を同特約第4条(損害保険金の支払額)に定める割 合で除した額がそれぞれ1回の事故につき保険金額(保険金額が保険価額を超える 場合は、保険価額とします。)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、 その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。」と読み替えるも のとします。

別表 特別短期保険料表

特別短期保険料は、年保険料に下記割合を乗じたものとします。 1. 保険期間が6月から11月までの間にある場合で、 (1) 既経過期間が1か月までのもの・・・・・・・・・ 50% (2) 既経過期間が1か月を超え2か月まで $\emptyset = \emptyset$ (3) 既経過期間が2か月を超えるもの・・・・・・・・ 100% 2. 保険期間が12月から5月までの間にある場合、 既経過期間にかかわらず・・・・・・・・・・・・・ 30% 3. 保険期間が1. および2. の双方に渡る場合、 (1) 既経過期間が1か月までのもので、 ① 既経過期間中1. に属する日数が15日 ② 既経過期間中1. に属する日数が15日 を超えるもの・・・・・・・・・・・・ 50% (2) 既経過期間が1か月を超え2か月までのもので、 ① 既経過期間中1. に属する日数が15日 までのもの・・・・・・・・・ 55% ② 既経過期間中1. に属する日数が15日 を超えるもの・・・・・・・・・・・・・・・・ 80% (3) 既経過期間が2か月を超えるもので、 ① 既経過期間中1. に属する日数が15日 までのもの・・・・・・・・・ 55% ② 既経過期間中1. に属する日数が15日 を超え30日までのもの ・・・・・・・・ 80% ③ 既経過期間中1. に属する日数が30日 を超え45日までのもの ・・・・・・・・・ 95% ④ 既経過期間中1. に属する日数が45日 を超えるもの・・・・・・・・・・・・・・・ 100% (注) 保険期間が1年を超える契約の場合、上表の保険期間は、契約年度(初年 度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれ の保険期間の初日応当日から1年間、最終年度については、最終年度の保険期間の初日応当日から保険期間の末日までをいいます。)ごとに適用するものとし、未到来の契約年度に対する特別短期保険料は年保険料の0%相当額とします。

19. ガラス損害補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義		
ガラス	この特約の保険の対象である建物に定着する板ガラスをい います。		
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。		

第2条(保険金を支払う場合)

当会社は、普通約款の保険金を支払う場合に関する規定に定める事故による損害のほか、この特約に従い、不測かつ突発的な事故によって、ガラスについて生じた破損の損害(注)に対しても、損害保険金を支払います。

(注) ガラスの破損に伴い生じたそのガラスに付属する枠・取っ手等の損害およびガラスの取付費用を含みます。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、普通約款の保険金を支払わない場合に関する規定に掲げる損害のほか、次に掲げる損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 保険契約締結の当時既に亀裂その他の欠陥のあったガラスに生じた損害
- ② 取付上の欠陥によって取付後7日以内に生じた損害
- ③ ガラスに付属する枠、取っ手等についてのみ生じた損害

第4条(普通約款等に掲げる費用保険金等との関係)

この特約においては、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約に掲げる費用保険金の支払および損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通 約款の規定を準用します。

20. 冷凍(冷蔵)損害補償対象外特約

当会社は、保険の対象である冷凍(冷蔵)物について、冷凍(冷蔵)装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止によって起こった温度変化のために生じた損害に対しては、その原因がこの保険契約で補償する事故であると否とを問わず、保険金を支払いません。

21. 冷凍(冷蔵)損害補償特約

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、保険の対象である冷凍(冷蔵)物について、冷凍(冷蔵)装置または 設備の破壊・変調もしくは機能停止によって起こった温度変化のために生じた損害 に対し、この特約に従い、同一敷地内での火災による場合に限り損害保険金を支払 います。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この

22. ボイラ等破裂・爆発損害補償対象外特約

当会社は、汽器(化学工場その他における1作業設備・装置の一部を構成するものを除きます。)、ボイラ、蒸気タービン、ガスタービン、蒸気機関、内燃機関、油圧機、水圧機等(これらの付属装置を含み、汽器およびボイラのうち、法令による定期検査または性能検査を必要としないものを除きます。)の破裂または爆発によりその機器に生じた損害(注3)に対しては、保険金を支払いません。

(注1)「ポイラ」(炉および煙道の構成部分を含みます。)、「汽器」とは、密閉した容器または管内で水を熱し、温水または水蒸気を他へ供給またはこれを受け入れる装置およびこれらの付属装置であって、蒸気缶、温水缶、エコノマイザ、貯湯槽、水蒸気の蒸気だめ、水蒸気による蒸発器、蒸缶、蓄熱器および蒸気管、給湯管を含みます。

(注2)「化学工場その他における1作業設備・装置の一部を構成するもの」とは、 熱交換器、クーラ、コンデンサ、ブローンがま、蒸留器、塔類、加熱炉および 反応器等が1作業設備・装置の中に含まれていて、機構上分離できないものを いいます。

(注3) その機器の外部で生じた破裂または爆発による損害およびその機器の外部で生じた火災によりその機器に生じた破裂または爆発による損害については除きます。

23. トランクルーム拡張危険補償特約

第1条(この特約が適用される範囲)

この特約は、標準トランクルームサービス約款に基づき、倉庫業者(倉庫業法(昭和31年法律第121号)の規定により倉庫業を営む者をいいます。以下同様とします。)の占有管理する倉庫(倉庫業法施行規則(昭和31年運輸省令第59号)第3条(倉庫の種類)第1項第1号に規定する一類倉庫に限ります。)に収容される保険の対象である貨物について適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、火災保険普通保険約款(倉庫物件用)(以下「普通約款」といいます。) 第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害のほか、この特約に従い、給排水設備(水道管、排水管、貯水タンク、給水タンク、トイレの水洗用の設備、雨樋、浄化槽、スプリンクラー設備および装置、スノーダクト(屋根の積雪を熱で融かして排水する設備)等を指し、常設されておらずその都度排水の用に供する排水ホースの類を除きます。なお、流し台、風呂槽、洗濯機、皿洗器および洗面台等については、本体に連なる排水管部分のみを給排水設備に含み、本体そのものは給排水設備に含みません。以下同様とします。)の破損もしくは詰まりにより生じた漏水、放水等によって保険の対象について生じた損害に対しても、損害保険金を支払います。ただし、次のいずれかに該当する損害は除きます。
 - ① 風災(台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。)による指害
 - ② 電災による損害
 - ③ 雪炎(豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。)による損害
 - ④ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ(崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいいます。)・落石等による損害
 - ⑤ 給排水設備自体に生じた損害
- (2) 当会社は、普通約款第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害のほか、

この特約に従い、倉庫業者の業務に従事中の倉庫業者(倉庫業者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはその使用人の作業上の過失または拙劣による事故によって保険の対象についてその作業中に生じた損傷の損害に対しても、損害保険金を支払います。ただし、汚損・擦損のみの損害を除きます。

- (3) 当会社は、普通約款第2条 (保険金を支払わない場合)(4) ③の規定にかかわらず、この特約に従い、保険の対象に生じたねずみ食いの損害に対しても、損害保険金を支払います。ただし、汚損・擦損のみの損害および臭気付着の損害を除きます。
- (4) 当会社は、普通約款第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害のほか、この特約に従い、盗難(強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。以下同様とします。)によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損の損害に対しても、損害保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、普通約款第2条(保険金を支払わない場合)に掲げる損害(同条(4) ③のうち、ねずみ食いの損害を除きます。)に対しては、保険金を支払いません。 この場合において、同条(3) および(4) の規定中、「前条の事故」とあるのは、 「トランクルーム拡張危険補償特約第2条(保険金を支払う場合)の事故」と読み 替えるものとします。
- (2) 当会社は、次に掲げる損害に対しても、保険金を支払いません。
 - ① 事故発生後60日以内に知ることができなかった損害
 - ② 保険の対象を倉庫業者から寄託者に引渡す際または引渡した後に発見された 損害
 - ③ 保険の対象の紛失の損害
 - ④ 保険の対象の機能の低下の損害。ただし、前条の事故による場合を除きます。
 - ⑤ 前条(1)の事故の際における保険の対象の盗難による損害
 - ⑥ 保険の対象が屋外にある間に生じた盗難による損害
 - ② 倉庫業者の使用人または保険の対象もしくはその収容倉庫の監守人が自ら行いまたは加担した盗難による損害

第4条 (小損害額の控除)

当会社が第2条(保険金を支払う場合)の損害保険金として支払うべき損害の額は、1回の事故につき、損害の額から3万円を差し引いた残額とします。この場合において、2以上の保険の対象について損害が生じた場合は、3万円をおのおのの損害の額の割合によって比例配分します。

第5条 (損害保険金の支払額-明記物件の盗難の場合)

普通約款第3条(保険の対象の範囲)(2) ④に掲げる物を保険証券に明記して保険の対象に含めた場合において、その物に第2条(保険金を支払う場合)(4) の損害が生じた場合の当会社の支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度とします。

第6条(他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額-明記物件の盗難の場合)

保険の対象が普通約款第3条(保険の対象の範囲)(2) ④に掲げる物で、他の保険契約等(第2条(保険金を支払う場合)(4) の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。)がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円(他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額(以下「支払限度額」といいます。)を超えるときは、当会社は、次に定める額を損害保険金として、支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第7条(普通約款等に掲げる費用保険金等との関係)

この特約においては、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約に掲げる費用保険金の支払および損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

第8条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通 約款および他の特約の規定を準用します。

24. テロ危険補償対象外特約

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)および普通約款に付帯された他の特約の規定にかかわらず、この特約に従い、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によってもしくはその事由の結果として生じた損失、損害または費用に対しては保険金を支払いません。

- ① テロ行為(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、当該主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。)
- ② 生化学物質による汚損・損傷・破損

25. 無体物に関する特約

この特約が付帯された保険契約において、データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物 (注) は、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれません。

(注) OSなど、コンピュータが新品として販売された時に既にコンピュータに 記録されていたプログラム、データその他これらに類する物については、その コンピュータと同時に損害が生じ、コンピュータについて損害保険金または水 害保険金が支払われる場合にかぎり、保険の対象に含むものとします。

26. 法令禁止物件に関する特約

この特約が付帯された保険契約において、損害が生じた地および時において、法 令により被保険者による所有または所持が禁止されている物は、特別の約定がない かぎり、保険の対象に含まれません。

27. 補償対象外となる損害に関する特約

この特約が付帯された保険契約において、次のいずれかに該当する場合でも、当会社は、保険の対象に損害が生じたものとみなしません。

- ① ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはこれらの疑いがある場合
- ② この保険契約に適用される普通保険約款またはこの保険契約に付帯された他の特約の規定により保険金が支払われる場合において、保険の対象の修理その他の復旧作業を行った後に、保険の対象の機能に著しい支障をきたさない臭気が残存する場合
- ③ この保険契約に適用される普通保険約款またはこの保険契約に付帯された他の特約に規定する事故の発生により、日常生活または通常の業務に伴う臭気と同程度の臭気が残存する場合

28. サイバー攻撃等対象外特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、下表の用語は、次の定義によります。

用語	定義
サイバー攻撃等	方法手段を問わず、電子的方式、磁気的方式または人の知覚によっては認識することができない方式により記録、発信、伝送、受信される情報が漏えい、滅失または毀損されることをいいます。
敷地外物件	供給者または受入者が占有するものをいいます。
敷地外ユーティリティ設備	保険証券記載の建物または屋外設備・装置と配管または配線により接続している次に掲げる事業者の占有する電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道または電信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線で次に掲げる事業者の占有するものをいいます。 ① 電気事業法(昭和39年法律第170号)に定める電気事業者 ② ガス事業法(昭和29年法律第51号)に定めるガス事業者 ③ 熱供給事業法(昭和47年法律第88号)に定める熱供給事業者 ④ 水道法(昭和32年法律第177号)に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に定める工業用水道事業法の通信事業法(昭和59年法律第86号)に定める電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に定める電気通信事業者

第2条(保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定にかかわらず、 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃等の結果として生じた損害、損 失または費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険の対象(敷地外物 件および敷地外ユーティリティ設備を除きます。)に火災、破裂または爆発が生じ た場合を除きます。

第3条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通 保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

29. 作業特約

- (1) 保険期間中、保険契約者および被保険者は、保険の対象である倉庫建物(屋外タンクまたはサイロを含みます。以下同様とします。)または保険の対象を収容する倉庫建物において、荷扱作業以外の作業を行わないものとし、また、何人にも同様にこれを行わせないものとします。ただし、別表(付帯作業表)に掲げる作業については除きます。
- (2)(1)に違反した場合は、当会社は、その事実に起因して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

別表 (付帯作業表)

倉庫業者または協同組合が寄託者のために保管貨物を庫入または庫出に伴って倉庫

建物内で行う通常倉庫業に付帯する作業であって次に掲げるもの。ただし、その作業の行われる場所の床面積の合計は、原則として建物の延床面積の10%以内または150m²以内であり、この場合において作業に動力を用いるときは使用動力機械は可搬式のものに限られ、かつ、動力の合計は10kWを超えないものとします。

- ① 荷解き、開納
- ② 荷直し、包装、荷造
- (注) 袋詰のためのミシン掛け、箱詰、縄掛け、バンド掛けを含みます。
- ③ 缶詰、びん詰製品の詰替え、詰合せ
- ④ マーク付け・刷り、シール貼り・剥がし、ラベル付け・剥がし、カード付け、 荷札付け(エフ付け)、送り状付け、ナンバー付け、値札付け
- (注) インク等に危険品を使用しないものに限ります。
- ⑤ 検査、検量、計量、検数、看貫、見本抽出
- ⑥ 家具類の組立て
- (注) ネジ、ボルト・ナット等による組立てで、接着剤等に危険品を使用しない ものに限ります。
- ⑦ 洋紙または織物の裁断
- ⑧ 各種金属のさび落し
- ⑨ 牛ゴムまたは電線の切断
- ⑩ 繊維製品のクリーニング
- (注)溶剤等に危険品を使用しないものに限ります。

30. 火気禁止特約(工場物件用)

工場物件の火気禁止特約を付す貯蔵倉庫、屋外貯蔵用タンクまたはサイロを保険の 対象とする契約には、当該物件につきこの特約が適用されます。

- (1) 保険期間中、保険契約者および被保険者は、保険の対象である建物(貯蔵用タンク・サイロを含みます。以下(1) において同様とします。)または保険の対象を収容する建物において、喫煙その他一切の火気、電力および動力を使用しないものとし、また、何人にも同様にこれらを使用させないものとします。ただし、次に掲げるものに使用する場合の電力および動力については除きます。
 - ① 荷役用機械(車両を含みます。) およびこれを運転または操作するための電 気設備
 - ② 照明設備。ただし、白熱電球にあっては、適当な防護設備があるものに限ります。
 - ③ 冷房、暖房、換気、送風および除湿用の空調設備。ただし、暖房にあっては、 熱交換方式で燃料タンクおよび燃焼室の設備のいずれもが建物内にない場合に 限ります。
 - ④ 荷扱用車両の充電設備
 - ⑤ 消防法(昭和23年法律第186号)に規定する消防用設備等
 - ⑥ 警備業法(昭和47年法律第117号)に規定する警備業務用機械装置
- (2)(1)に違反した場合は、当会社は、その事実に起因して生じた損害に対しては、 保険金を支払いません。

31. 火気禁止特約(倉庫物件用)

倉庫物件の火気禁止特約を付す倉庫建物、保管用屋外タンク・サイロまたはこれら の収容動産を保険の対象とする契約の場合は、この特約が適用されます。

(1) 保険期間中、保険契約者および被保険者は、保険の対象である倉庫建物(屋外タンクまたはサイロを含みます。以下(1)において同様とします。)または保険の対象を収容する倉庫建物において、喫煙その他一切の火気(倉庫建物の修繕等の

ため当会社が特に認めたものを除きます。)、電力および動力を使用しないものとし、 また、何人にも同様にこれらを使用させないものとします。 ただし、次に掲げるも のに使用する場合の電力および動力については除きます。

- ① 荷役用機械(車両を含みます。) およびこれを運転または操作するための電 気設備
- ② 照明設備。ただし、白熱電球にあっては、適当な防護設備があるものに限ります。
- ③ 冷房、暖房、換気、送風および除湿用の空調設備。ただし、暖房にあっては、 熱交換方式で燃料タンクおよび燃焼室の設備のいずれもが倉庫建物内にない場 合に限ります。
- ④ 荷扱用車両の充電設備
- ⑤ 消防法(昭和23年法律第186号)に規定する消火設備および警報設備
- ⑥ 警備業法(昭和47年法律第117号)に規定する警備業務用機械装置
- ⑦ 作業特約別表(付帯作業表)に掲げる作業
- ⑧ 作業特約別表(付帯作業表)に掲げる作業に従事する作業員のために使用する電気カーペットまたは電気毛布
- (2)(1)に違反した場合は、当会社は、その事実に起因して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

32. 火災通知保険特約(普火・店総用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義		
最終通知価額	罹災前に当会社が受領した最終の通知における通知価額を いいます。		
収容建物等	① 普火約款に基づく保険契約の場合 保険の対象を収容する建物または屋外設備・装置をいいます。② 店総約款に基づく保険契約の場合 保険の対象を収容する建物をいいます。		
商品·製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または 副資材をいいます。		
制限額	支払保険金制限額をいいます。		
損害保険金等	① 普火約款に基づく保険契約の場合 損害保険金をいいます。② 店総約款に基づく保険契約の場合 損害保険金または水害保険金をいいます。		
対象明細書	保険証券に添付される対象明細書をいいます。		
単一方式	制限額ごとにその収容建物等の在庫価額を通知する方式をいいます。		
通知単位	単一方式または包括方式のいずれか定めたものをいいます。		
通知日	対象明細書に記載の通知日をいいます。		
通知日在庫価額	第8条(在庫価額の通知)の規定によって通知すべき実際 の在庫価額をいいます。		

店総約款	この特約が付帯された店舗総合保険普通保険約款をいいます。
普火約款	この特約が付帯された火災保険普通保険約款(一般物件用) または火災保険普通保険約款(工場物件用)をいいます。
普通の保険契約	保険の対象についてこの特約による保険契約と契約方式を 異にする他の保険契約をいいます。
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
包括方式	同一敷地内の複数の制限額に対して、それらの収容建物等 の在庫価額をまとめて通知する方式をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、この特約が付帯された保険契約における保険の対象のうち、商品・ 製品等についてのみ適用されます。

第3条(保険の対象および支払保険金制限額)

- (1) この特約が付帯された保険契約においては、保険契約締結の際に収容建物等ごとに制限額を定めるものとし、その制限額、収容建物等の名称、所在地、構造等を対象明細書に記載するものとします。
- (2) この特約が付帯された保険契約においては、(1) の規定により定めた制限額のそれぞれについて通知単位を定め、保険契約締結の際に対象明細書にその内容を記載するものとします。

第4条 (保険責任の始期および終期)

当会社の保険責任は、普通約款の保険責任の始期および終期に関する規定のとおりとします。ただし、その規定中「保険料」とあるのは、この特約においては「暫定保険料」と読み替えて適用します。

第5条(暫定保険料)

制限額の75%に相当する額に所定の保険料率を乗じて得た額を暫定保険料とします。

第6条 (制限額または保険の対象の収容建物等の変更)

- (1)保険契約者は、保険契約締結の後、書面により制限額の増額または収容建物等の追加の承認を請求することができます。
- (2)(1) の場合において、当会社がこれを承認する場合は、当会社は保険期間の 末日までの未経過期間に対し、月割(1か月に満たない期間は1か月とします。) をもって計算した追加暫定保険料を請求します。なお、収容建物等の追加の場合は、 保険契約者は第3条(保険の対象および支払保険金制限額)(2)の規定に従い、通 知単位についても約定するものとします。
- (3) 当会社は、(2) の追加暫定保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、(1) の請求がなかったものとして、取り扱います。
- (4) この特約が付帯された保険契約においては、制限額を減額すること、一部の収容建物等を解約することまたは収容建物等を削除することはできません。ただし、第14条(一部の収容建物等についての保険契約の解約)(1) もしくは(4) に規定する場合は除きます。

第7条(在庫価額の計算方式)

通知日における在庫価額と罹災時の在庫価額は、同一の計算方式によって算出するものとします。

第8条 (在庫価額の通知)

- (1)保険契約者または被保険者は、保険期間開始後、通知日における保険の対象の在庫価額について、通知単位ごとにその通知日から30日以内に書面により当会社に通知しなければなりません。
- (2)(1)の規定による通知がなされなかった場合には、制限額と前回の通知価額

- とのいずれか高い額をもってその通知日の通知価額とみなします。ただし、いかなる場合でも、その通知日の在庫価額を下回ることはないものとします。
- (3) 通知単位が包括方式である場合は、(2) の規定の適用上、それぞれの収容建物等の制限額を合計した額をもって制限額とみなします。
- (4)(1)の約定通知日が適当でないと認められる場合には、保険契約者または当社は、いつでも、相手方に対しこの変更を求めることができます。ただし、既に到来した通知日については除きます。

第9条 (保険料の精算)

- (1)保険期間満了後、通知単位ごとに、前条の通知価額の平均価額を算出し、これ に所定の保険料率を乗じて得た額を確定保険料とします。
- (2)(1)の計算において、普通の保険契約で当会社の承認を得たものがある場合には、その保険契約の存する通知日の通知価額からその保険金額を差し引きます。 ただし、通知価額を超えては差し引きません。
- (3) 当会社が第12条(保険金の支払額)の規定によって損害保険金等を支払った場合において、罹災時以降の通知日の通知価額((2)の規定が適用される場合には、通知価額から普通の保険契約の保険金額を差し引いた残額とします。)に支払った損害保険金等の額(損害保険金等の支払が2回以上あった場合には、それぞれの罹災時以降の通知日までに支払った損害保険金等の額のうち最も高い額とします。)を下回るものがあるときは、その通知日の通知価額に代えて損害保険金等の額をもって、(1)の通知価額の平均価額を算出します。
- (4) 当会社は、(1)、(2) および(3) による確定保険料と暫定保険料(包括方式の場合は同一の通知単位内の制限額に対する暫定保険料を合計した額)をそれぞれ合計した額を比較してその差額を返還または請求します。
- (5)(4)の暫定保険料は、保険期間の中途において、当会社が収受したものを加算し、返還したものを差し引いた額とします。

第10条(最低保険料)

暫定保険料の合計額の15分の4を最低保険料とし、前条により当会社が差額を返還する場合でも、その返還する額は、暫定保険料の合計額の15分の11を超えないものとします。

第11条(損害の発生)

保険の対象が罹災した場合には、被保険者は、遅滞なく、これを当会社に通知するとともに、当会社の請求するところに従い、入出庫状況を示す証憑書類の写を添付した損害見積書を当会社に提出しなければなりません。

第12条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社が損害保険金等として支払うべき損害の額は、この特約が付帯された普通約款の規定により算出した額とします。
- (2) 当会社は、制限額を限度とし、(1) の規定による損害の額を損害保険金等として、支払います。なお、店総約款に基づく保険契約の場合、店総約款第6条(水害保険金の支払額)(4) の規定にかかわらず、次の算式(制限額が罹災時の在庫価額を超えるときは、算式の制限額は、罹災時の在庫価額とします。)によって算出した額を水害保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。

制限額 × 支払割合(5%) = 水害保険金の額

(3) 損害が生じた保険の対象(包括方式による保険契約の場合は、その損害のあった収容建物等の保険の対象をいいます。)について、普通の保険契約がある場合は、当会社の承認を得たものであると否とを問わず、当会社は、制限額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金等として、支払います。ただし、次の算式において、普通の保険契約の保険金額は、罹災時の在庫価額を超えないものとします。

(1)または(2) 罹災時の _ 普通の保険契約 の規定により算 × 在庫価額 の保険金額 = 損害保険金等の額

出した額 罹災時の在庫価額

(4) 最終通知価額が通知日在庫価額に不足していた場合には、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金等として、支払います。ただし、②の場合において、普通の保険契約の保険金額が最終通知価額と同額のときまたはこれを超えるときは、当会社は損害保険金等を支払いません。

① 最終通知価額の通知日に普通の保険契約がない場合

(3)の規定による × <u>最終通知価額</u> = 損害保険金等 損害保険金等の額 × <u>通知日在庫価額</u> = 損害保険金等

② 最終通知価額の通知日に普通の保険契約がある場合

第13条 (保険者の検査権)

当会社は、この保険契約の保険期間中およびその終了後1年以内において、保険の対象およびこれに関する帳簿、記録その他の書類を検査することができます。

第14条(一部の収容建物等についての保険契約の解約)

- (1) 単一方式による保険契約の場合は、保険期間中に、法令その他これに準ずる命令に基づく収容建物等の取りこわし、譲渡もしくは移転または収容建物等の滅失その他やむを得ない事由が生じたときにおいて、当会社の承認を得たときは、保険契約者は、その収容建物等について保険契約を解約することができます。この場合には、その収容建物等について第9条(保険料の精算)の規定に準じ、暫定保険料と既経過期間に対し月割(1か月に満たない期間は1か月とします。)計算した確定保険料とを比較してその差額を返還または請求します。
- (2)(1) の場合において、既経過期間中に、当会社が損害保険金等を支払うべき 損害が発生していた場合は、解約日から満期日までの未経過期間に対し、その損害 保険金等相当額に対応して月割(未経過月数について1か月未満の端日数は切り捨 てて0か月とします。)計算した保険料を(1)の確定保険料に加算し、その額をもっ て(1)の確定保険料とします。
- (3)(1)の確定保険料は、既経過期間に対し、その収容建物等の制限額の20%に相当する額について月割(1か月に満たない期間は1か月とします。)計算した額を下回ることはないものとします。
- (4)包括方式による保険契約の保険期間中に、(1)の事由が生じた場合において、当会社の承認を得たときは、保険契約者は、その収容建物等をその通知単位から除外することができます。この場合でも、当会社は、暫定保険料を返還しません。ただし、同一の通知単位に属する制限額を有する建物等のすべてについて(1)の事由が生じた場合は、(1)から(3)の規定を準用し、保険料を返還または請求します。

第15条 (保険契約の解約)

- (1) 保険契約者は、いつでも、この保険契約を解約することができます。
- (2)(1) の場合においては、第9条(保険料の精算)の規定に準じ、既経過期間に対し月割(1か月に満たない期間は1か月とします。)計算した確定保険料によって精算するものとします。
- (3) 法令その他これに準ずる命令に基づく収容建物等全部の取りこわし、譲渡もし

くは移転または収容建物等全部の減失その他やむを得ない事由の生じた場合は、保 険契約者は、当会社の承認を得てこの保険契約を直ちに解約することができます。 この場合は、(2) の規定にかかわらず、第9条(保険料の精算)の規定に準じ、 既経過期間に対し月割(1か月に満たない期間は1か月とします。)計算した確定 保険料によって精算するものとします。

- (4)(2) および(3) の場合において、既経過期間中に、当会社が損害保険金等を支払うべき損害が発生していたときは、前条(2)に準じ計算した保険料を(2) および(3) の確定保険料に加算し、その額をもって(2) および(3) の確定保険料とします。
- (5)(2) および(3) の確定保険料の合計額は、既経過期間に対し、制限額の 20%に相当する額について月割(1か月に満たない期間は1か月とします。) 計算した額の合計額を下回ることはないものとします。

第16条(普通約款に掲げる損害防止費用との関係)

第12条(保険金の支払額)(3) および(4) の規定は、普通約款の損害防止義務および損害防止費用に関する規定の(2) の負担金を算出する場合にこれを準用します。

第17条 (保険金の請求)

被保険者が保険金の支払を請求する場合には、普通約款の保険金の請求に関する 規定の(2)に掲げる書類または証拠のほか、保険の対象の入出庫状況を示す書類 を当会社にしなければなりません。なお、この書類が提出されない場合は、普通約 款の保険金の支払時期に関する規定の(1)に定める手続きは完了しないものとし ます。

第18条(準用規定)

- (1) 普通約款の保険金支払後の保険契約に関する規定にかかわらず、この特約の保 険の対象について損害保険金等を支払った場合でも、保険契約は終了しません。
- (2) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通約款の規定中「保険金額」とあるのは「支払保険金制限額または在庫価額のいずれか低い額」と、保険料分割払特約(一般)または保険料分割払特約(大口)を付帯するときには、同特約の規定中、「総保険料」とあるのは「暫定保険料」とそれぞれ読み替えるものとします。

33. 付保割合条件付実損払特約(普火用)

第1条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社は、この特約が付帯された普通保険約款の次の①に掲げる規定を次の② のとおり読み替えて適用します。
 - ① 次に掲げる普通保険約款の規定

火災保険普通保険約款(一般物件用)第4条(保険金の支払額)(2)

火災保険普通保険約款(工場物件用)第4条(保険金の支払額)(2)

火災保険普通保険約款(倉庫物件用)第4条(保険金の支払額)(2)

- ② 読み替え後の規定
 - (2) 保険金額が保険価額に保険証券記載の付保割合(以下「付保割合」といいます。)を乗じて得た額以上の場合は、当会社は、保険金額を限度とし、(1)の規定による損害の額を損害保険金として、支払います。
- (2) 当会社は、この特約が付帯された普通保険約款の次の①に掲げる規定を次の② のとおり読み替えて適用します。

① 次に掲げる普通保険約款の規定

火災保険普通保険約款(一般物件用)第4条(保険金の支払額)(3)

火災保険普通保険約款(工場物件用)第4条(保険金の支払額)(3)

火災保険普通保険約款(倉庫物件用)第4条(保険金の支払額)(3)

② 読み替え後の規定

(3)保険金額が保険価額に付保割合を乗じて得た額未満の場合は、当会社は、保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。

(1)の規定による損害の額

保険金額 保険価額×付保割合

損害保険金の額

第2条(他の特約が付帯されている場合の読み替え)

この保険契約に他の特約が付帯されている場合で、その特約の規定中、前条(1) ①または(2)①に掲げる規定を参照、準用または適用するときは、その特約に特別の約定のないかぎり、この特約により読み替えられた規定を参照、準用または適用することとします。

第3条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この 保険契約に適用された普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

34. 新価保険特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義			
減価割合	再調達価額から時価額を控除した額を再調達価額で除した 割合をいいます。			
再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のも のを再築または再取得するのに要する額をいいます。			
時価額	再調達価額から使用による消耗および経過年数に応じた減 価額を控除した額をいいます。			
付帯特約	この保険契約に付帯されたこの特約以外の特約をいいます。			
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。			

第2条(この特約が適用される範囲)

この特約は、保険の対象が建物、設備・代器等(設備、装置、機械、器具、工具、 代器または備品をいいます。以下同様とします。)または屋外設備・装置である場合に適用されます。ただし、次のいずれかに該当する保険の対象である場合は除きます。

- (1) 減価割合が50%を超えるもの
- ② 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品
- ③ 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

第3条(新価損害額および新価支払額の定義)

(1) この特約においては、損害が生じた地および時におけるこの特約の保険の対象 の再調達価額によって定めた損害の額をもって、新価損害額とします。この場合に おいて、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額を限度とし、次の算式(算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。)によって算出した額とします。

修理に伴って生じた 修理費 - 残存物がある場合は、 = 新価損害額 その価額

- (2) 普通約款または付帯特約の規定中、盗難によって損害が生じ、盗取された保険の対象を回収することができた場合において、そのために支出した必要な費用の額を損害の額に含める旨の規定があるときは、その規定を準用し、その費用の額を(1)の規定による新価損害額に加算するものとします。ただし、損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額を限度とします。
- (3) 普通約款または付帯特約の規定中、保険の対象について生じた損害の額から免責金額等(免責金額、控除額その他これらに類する額をいいます。以下同様とします。)を差し引く旨の規定がある場合は、その規定を準用し、(1) および(2) の規定による新価損害額から、免責金額等を差し引いた残額をもって新価損害額とします。この場合において、免責金額等の適用方法に関する普通約款または付帯特約の規定は、特別の約定がないかぎり、準用するものとします。
- (4)(1)から(3)までの規定による新価損害額を保険の対象について生じた損害の額として、普通約款または付帯特約の規定に従い算出した損害保険金の額をもって、新価支払額とします。この場合において、普通約款または付帯特約の規定中、「保険価額」とあるのは、「損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額」と読み替えて適用します。

第4条 (時価支払額の定義)

この特約においては、この特約がないものとして算出した損害保険金の額をもって、時価支払額とします。

第5条 (損害保険金の支払額)

当会社は、新価支払額を損害保険金として支払います。ただし、その額が時価支払額より低い場合は、時価支払額を損害保険金として支払います。

第6条(この特約を付帯しない他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額)

この特約の保険の対象について、この特約と同種の特約を付帯しない他の保険契約等がある場合で、前条の規定により新価支払額を損害保険金として支払うときは、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出したこの保険契約の損害保険金の額を限度とします。

新価損害額(第3条(新価損害額および新価支払額の定義)_(3)の規定は適用しないものとします。)

他の保険契約等によっ

て支払われるべき損害 = 損害保険金の額 保険金の額

第7条(準用規定)

(1) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款および付帯特約の規定を準用します。この場合において、普通約款の規定中「保険の対象の価額」とあるのを「保険の対象の再調達価額」と、「保険価額」とあるのを「損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額」とそれぞれ読み替えるものとします。

(2)下表の付帯特約を準用する場合は、特約の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

<該当なし>

35. 特殊包括契約に関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

C0)14%3(C0)C1 C				
用語	定義			
応当日	各契約年度の保険期間の初日応当日をいいます。			
協定保険価額	保険の対象について、保険の対象の価額として当会社と保 険契約者との間で協定した額をいいます。			
契約年度	保険期間の初日からその日を含めて計算して満1か年を1年目の契約年度といいます。以降、応当日から順次2年目の契約年度、3年目の契約年度となります。			
稿本等	稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物をいいます。			
在庫価額	保険の対象が商品・製品等である場合において、在庫の再 調達価額と保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額 のいずれか低い額をいいます。			
時価額	保険の対象の再調達価額から使用による消耗、経過年数等 に応じた減価額を差し引いた額をいい、その減価額は再調達 価額の普通約款別表2に掲げる割合に相当する額を限度とし ます。			
精算不要基準額	保険契約締結時(長期契約の場合は、追加物件の取得等が 発生した日の属する契約年度の応当日とします。)における 保険金額の10%または10億円のうちいずれか低い額をいい ます。			
建物·設備等	建物、屋外設備・装置または設備・什器等をいいます。			
長期契約	長期保険保険料一括払特約を付帯した契約をいいます。			
追加補償特約	追加補償特約(一般物件用)または追加補償特約(工場物件用)をいいます。			
特約条件書	保険証券に添付された特殊包括契約特約条件書をいいます。			
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。			
物件種別	一般物件、工場物件、住宅物件または倉庫物件の区分をい います。			
保険の対象の種類	建物、屋外設備・装置、設備・什器等または商品・製品等 のいずれかをいいます。			

保険の対象の価額	協定基準が「新価」である保険の対象の場合は、保険の対象の再調達価額をいい、協定基準が「時価」である保険の対象の場合は、保険の対象の時価額をいいます。 ただし、貴金属等の場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいい、商品・製品等のうち貴金属等以外の物である場合には、再調達価額と保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額のいずれか低い額をいいます。
免責金額	特約条件書に記載の免責金額をいいます。

第2条(保険金を支払う場合の読替え)

(1) この保険契約に追加補償特約(一般物件用)が付帯されている場合、当会社は、同特約第2条(保険金を支払う場合)(1)に掲げる表のうち、①、③および⑦の「損害保険金を支払う損害」の内容を次のとおり読み替えて適用します。

	事故の種類	損害保険金を支払う損害		
1	盗難	盗難(窃盗、強盗またはごれらの未遂をいいます。以下同様とします。)によって保険の対象である建物(土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。以下同様とします。)、屋外設備・装置、設備・什器等(設備、装置、機械、器具、工具、代器または備品をいいます。以下同様とします。)または商品・製品等について生じた盗取、損傷または汚損の損害。ただし、(2)①および②の損害ならびに商品・製品等である書画、骨董、彫刻物その他の美術品について生じた損害を除きます。		

_		
3	電気的・機械的事故	ア. 特約条件書の電気的・機械的事故の「対象範囲」欄に「建物、屋外設備・装置」の記載がある場合保険の対象である建物または屋外設備・装置のうち、追加補償特約(一般物件用)別表1に掲げる機械、機械設備または装置について、電気的・機械的事故(不測かつつのない、電気の作用や機械の事故に伴同様とします。)により、特別条範囲」欄に、2を動した事が多いでは、2を動した事故の「対象範囲」欄に、2を動した事故の「対象範囲」欄に、2を動した事故の「対象範囲」欄に、2を動した場合の対象である。設備・付器等について、保険の対象である。設備・行器等について、保険の対象である。設備・行器等について、保険の対象である。設備・行器等について、保険の対象である。設備・行器等について生じた損害を大きに定める物について生じた損害を除きます。
①	不測かつ突発的な事故	ア. 特約条件書の不測がつ突発的な事故の「補償タイプ」欄に「標準型」の記載がある場合 不測がから⑥までの事故は、主契約事故または①から⑥までの事故は、主契約事故または①から⑥までの事故は、対事故といいます。主契約事故または①から⑥までのにかから⑥までにかがした。有無にて保険の対象につから⑥までのが対象につがり、行きのでは、対象には、対象には、対象には、対象には、対象には、対象には、対象には、対象に

(2) この保険契約に追加補償特約(工場物件用)が付帯されている場合、当会社は、同特約第2条(保険金を支払う場合)(1)に掲げる表のうち、①、③および④の「損害保険金を支払う損害」の内容を次のとおり読み替えて適用します。

	事故の種類	損害保険金を支払う損害
①	盗難	盗難(窃盗、強盗またはこれらの未遂をいいます。以下同様とします。)によって保険の対象である建物(土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。以下同様とします。)、屋外設備・装置、設備・代器等(設備、装置、機械、器具、工具、代告器または備品をいいます。以下同様とします。)または商品・製品等について生じた盗取、損傷または汚損の損害。ただし、(2)①および②の損害ならびに商品・製品等である書画、骨董、彫刻物その他の美術品について生じた損害を除きます。
3	電気的・機械的事故	ア. 特約条件書の電気的・機械的事故の「対象範囲」欄に「建物、屋外設備・装置」の記載がある場合保険の対象である建物または屋外設備・装置のうち、追加補償特約(工場物件用)別表1に掲げる機械、機械設備または装置について、電気的・機械的事故(不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気の作用や機械の稼動に伴って発生した事故をいいます。以下同様とします。)によって生じた損害イ. 特約条件書の電気的・機械的事故の「対象範囲欄」に「建物、屋外設備・装置、設備・什器等」の記載がある場合アに加えて、保険の対象である設備・装置、設備・行器等について、電気的・機械的事故によって生じた損害。ただし、特殊包括契約に関する特別表2により、ただし、特殊包括契約に関する特別表2に定りなる物について生じた損害を除きます。

不測かつ突発的な事故 ア. 特約条件書の不測かつ突発的な事 故の「補償タイプ」欄に「標準型」 の記載がある場合 不測かつ突発的な事故(主契約事 故または①から③までの事故以外の 偶然な事故をいいます。主契約事故 または①から③までの事故は、損害 保険金の支払の有無にかかわらず含 まれません。) によって保険の対象 について生じた損害 イ. 特約条件書の不測かつ突発的な事 故の「補償タイプ」欄に「外部飛来 等限定型 | の記載がある場合 ア. に定める損害のうち、建物ま たは屋外設備・装置の外部からの物 体の落下、飛来、衝突、接触もしく は倒壊によって保険の対象について 生じた損害。ただし、雨、雪、あら れ、砂塵、粉塵、煤煙その他これら に類する物の落下もしくは飛来、土 砂崩れ(崖崩れ、地滑り、土石流ま たは山崩れをいい、落石を除きま

第3条 (保険の対象)

(1) 普通約款第3条 (保険の対象の範囲)(1) および (2) の規定にかかわらず、この保険契約における保険の対象は、日本国内に所在する物件のうち、保険契約者が所有する下表の①から④までに規定するすべてのものとします。ただし、特約条件書に保険の対象に関する条件が記載されている場合は、その条件に該当する物件に限ります。

す。) の事故による損害を除きます。

1	建物
2	屋外設備・装置
3	設備·什器等
4	商品·製品等

- (2)(1)の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
 - ① 居住の用に供する個人所有の建物
 - ② 家則
 - ③ 動物、植物等の生物。ただし、(3)①に規定する垣が生垣である場合には、 生垣を保険の対象に含むものとします。
 - ④ 海等 (海、湖、沼または河川等をいいます。)に所在する建物、屋外設備・装置および動産
 - ⑤ 船舶 、航空機、人工衛星、ロケット、電車、機関車、客車および貨車その 他これらに類する物
 - ⑥ 坑道内所在物件
 - ① 工事用仮設建物、工事用仮設物、建築用仮工事の対象物
 - ⑧ 保険の対象が設備・代器等である場合は、走行範囲が敷地内に限定されない 自動車、運搬車、牽引車または被牽引車
 - ⑨ 保険の対象が商品・製品等である場合は、次に掲げる物ア. 自動車

- イ、 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
- ウ. 貴金属等で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 工、稿本等
- (10) 法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物
- ① 特約条件書記載の敷地内または追加敷地内(特約条件書記載の条件に該当するものに限ります。)に所在しない物
- ② その他特約条件書に除外物件として記載された物
- (3)(1)の規定にかかわらず、次に掲げる物は、特約条件書に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
 - ① 基礎工事、門、塀、垣または建物外に施設された煙突、煙道、コンクリート 水槽もしくは桟橋
 - ② 軌道、護岸、防油堤その他の土木構築物
 - ③ 他人に貸与または管理を委託している物
 - ④ 保険の対象が設備・什器等である場合、次に掲げる物
 - ア、通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
 - イ. 貴金属等で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ウ、稿本等
 - ⑤ 特約条件書の「事前照会物件」欄に記載されている物
- (4)(1)の規定にかかわらず、特約条件書記載の敷地内に所在する保険契約者以外の者が所有する物は、(2) および(3)②から⑤までに規定するものに該当しないもので、かつ、保険契約者が占有管理しているものに限り、その物件の所有者を特約条件書に明記することにより、保険の対象に含めることができます。

第4条(追加補償特約の保険の対象およびその範囲)

この保険契約に追加補償特約が付帯される場合、当会社は、同特約第4条(保険の対象の範囲)(1)の規定のうち、「建物に収容される設備・代器等もしくは商品・製品等」とあるのを、「建物もしくは屋外設備・装置に収容される設備・代器等もしくは商品・製品等」と読み替えて適用します。

第5条 (敷地内の記載)

保険契約者は、保険契約締結時において、第3条(保険の対象)の規定による保 険の対象が所在する敷地内について、特約条件書に敷地内の名称、所在地および保 険の対象の種類を記載するものとします。

第6条(保険の対象の価額の評価および申告)

- (1) 建物・設備等が保険の対象である場合は、当会社と保険契約者は、保険契約締結時(長期契約であるときは、保険契約締結時および応当日とします。)において、保険の対象の価額を評価し、その額を評価額とします。
- (2) 商品・製品等が保険の対象である場合は、保険契約者は、保険契約締結時において、最近の会計年度または保険期間開始日以前の把握可能な最近1年間における保険の対象の在庫価額を当会社に申告するものとします。
- (3) 商品・製品等が保険の対象である場合で、長期契約であるときは、保険契約者は、各契約年度(最終の契約年度を除きます。)終了の30日前までに、最近の会計年度または把握可能な最近1年間の保険の対象の在庫価額を当会社に通知するものとします。

第7条 (保険価額の協定)

(1) 保険契約締結時において、保険契約者は、下表の額を協定保険価額として特約 条件書に記載するものとします。

(1)	保険の対象である建物・設備等について	は、	前条	(1)	0)
	評価額				

2	保険の対象である商品・製品等については、前条(2)の
	規定により当会社に申告された在庫価額に基づいて計算した
	在庫価額の平均額

(2) 保険契約締結の後、一つの敷地内 (注1) において保険の対象 (注2) に下表のいずれかに該当する事実が発生した場合は、保険契約者は、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、新たな保険の対象 (注2) について保険の対象の価額を協定し、(1) の協定保険価額を修正するものとします。

1	保険契約者が第3条(保険の対象)の規定により保険の対象 (注2) とすべき物件を取得した場合 (注3)
2	保険の対象 (注2) である物件が増築または増設された場合 (注4)
3	保険の対象(注2)の全部または一部が敷地内から取り除かれた場合(注5)
4	この保険契約において当会社が補償しない事故によって保険の対象 (注2) の全部または一部が滅失した場合

- (3) 保険期間の中途において、物価の変動または改修 (注6) 等により保険の対象の価額に変動が生じた場合は、保険契約者は、その旨を当会社に通知し、協定保険価額を修正するものとします。ただし、商品・製品等については、この規定は適用しません。
- (4) 保険の対象 (注2) について当会社が損害保険金を支払うべき損害が生じた場合は、その保険の対象の協定保険価額から損害の額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の保険期間に対する協定保険価額とします。ただし、その保険の対象について修復が行われた場合(長期契約の場合、その損害が生じた時の属する契約年度内に、その保険の対象について修復が行われた場合とします。)は、(2) ①または②の場合に準じて協定保険価額を修正するものとします。
- (5) 保険契約締結の後、保険契約者が特約条件書に記載のない追加敷地内(注7) において、新たに第3条(保険の対象)の規定により保険の対象(注2) とすべき 物件を取得した場合(注8) は、保険契約者はその都度書面をもってその旨を当会社に通知し、新たな保険の対象の価額を協定するものとします。この場合において、特約条件書に追加敷地内(注7)の名称、所在地および保険の対象の種類を記載するものとします。
- (6)保険の対象が商品・製品等の場合において、保険期間中に在庫価額が変動したときには、その変動に伴い協定保険価額は自動的に修正されるものとします。
- (7)長期契約の場合、当会社と保険契約者は、応当日において、(1)に規定する 協定保険価額を下表の額に修正します。

1	保険の対象である建物・設備等については、前条(1)の 評価額
2	保険の対象である商品・製品等については、前条(3)の 規定により当会社に通知された在庫価額に基づいて計算した 在庫価額の平均額

- (注1) 特約条件書記載の敷地内に限ります。
- (注2) 商品・製品等を除きます。
- (注3) 物件の用途または物件種別が変更されたこと等により、第3条(保険の対象)の規定により保険の対象とすべき物件に該当した場合および一つの敷地内(注1) へ他の敷地内(注1) から保険の対象を移転した場合を含みます。
- (注4)(2) ④に規定する事故によって一部が滅失した保険の対象について修復が行われた場合を含みます。

- (注5) 物件の用途または物件種別が変更されたこと等により、第3条(保険の対象)の規定により保険の対象とすべき物件に該当しなくなった場合および一つの敷地内(注1)から他の敷地内(注1)へ保険の対象を移転した場合を含みます。
- (注6)(2) ②または③に規定する場合を除きます。
- (注7) 特約条件書記載の条件に該当するものに限ります。
- (注8) 物件の用途または物件種別が変更されたこと等により、第3条(保険の対象)の規定により保険の対象とすべき物件に該当した場合および追加敷地内(注7) へ保険の対象を移転した場合を含みます。

第8条(保険金額)

- (1) 保険金額は、特約条件書記載の敷地内に所在するすべての保険の対象を包括して定めるものとし、これらの保険の対象の協定保険価額の合計額とします。
- (2) 前条(2)、(3)、(4) ただし書、(5) または(7) の規定により新たな保険の対象の価額を協定し、または協定保険価額を修正する場合は、その都度協定保険価額の追加分、増減分または減失分を保険金額の増減分として保険金額に加え、または差し引くものとします。
- (3) 前条(4) に規定する損害が生じたことにより、協定保険価額が減少した場合は、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かってその損害の額を限度に保険金額の減額を請求することができます。ただし、長期契約のときは、その損害が生じた時の属する契約年度内に限ります。
- (4)(3)に規定する保険金額の減額が行われない場合において、前条(4)ただし書の規定により協定保険価額を修正するときは、(2)の規定にかかわらず、協定保険価額の増加分を保険金額に加えません。ただし、修正された協定保険価額が前条(4)に規定する損害が生じる前の協定保険価額を超える場合は、その超過額を保険金額に加えるものとします。
- (5) 前条(6) の規定により保険の対象である商品・製品等の協定保険価額が修正された場合は、協定保険価額の増減分が保険金額に加えられ、または保険金額から差し引かれるものとします。

第9条(保険料の返還または請求)

- (1) 前条(2) から(4) までの場合において、当会社は、同条(2) から(4) までに規定する保険金額の増減分に対し未経過期間について日割(長期契約のときは、当会社の定める長期保険未経過料率とします。)によって計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の払込みを怠った場合 (注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間に対し日割(長期契約のときは、当会社の定める長期保険未経過料率とします。)をもって計算した保険料(未払込保険料がある場合は、その保険料を差し引きます。)を返還します。
 - (注) 当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当 の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

第10条 (保険金の支払額)

- (1) 保険の対象について当会社が普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)または追加補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1) の損害保険金を支払うべき損害が生じた場合において、当会社が損害保険金として支払うべき損害の額は、普通約款第4条(保険金の支払額)(1) の規定(注1) にかかわらず、協定保険価額が定められている保険の対象ごとに、次の①または②の規定によって定めます。
 - ① 保険の対象が建物・設備等で、協定基準が「新価」の場合 損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額によって定め た損害の額(注2)から、1回の事故につき、免責金額を差し引いた残額とし

ます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額から、1回の事故につき、免責金額を差し引いた残額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

修理費 修理に伴って生じた残 1 回の事故につ = 損害の額 (注3) 存物がある場合は、そ - き、免責金額 = 損害の額

② ①以外の場合

保険価額によって定めた損害の額(注2)から、1回の事故につき、免責金額を差し引いた残額とします。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、保険価額から1回の事故につき、免責金額を差し引いた残額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

修理によって保険 の対象の価額が増 修理に伴っ 加した場合は、そ て生じた残 1回の事 修理費 の増加額(再調達 存物がある - 故につき、= 損害の額 (注3) 価額の普通約款の 場合は、そ 免責金額 別表2に掲げる割 の価額 合に相当する額を 限度とします。)

- (2) 保険の対象が建物・設備等の場合、当会社は、普通約款第4条(保険金の支払額)(2) および(3) の規定(注1) にかかわらず、協定保険価額が定められている保険の対象ごとに、次の①または②の額を損害保険金として、支払います。ただし、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等が保険の対象である場合において、その物に盗難による損害が生じたときの当会社の支払うべき追加補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1) の損害保険金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度とします。
 - ① 保険の対象の協定保険価額が保険価額 (注4) と同額である場合またはこれを超える場合

協定保険価額を限度とし、(1)の規定による損害の額

② 保険の対象の協定保険価額が保険価額(注4)より低い場合協定保険価額を限度として、次の算式によって算出した額

(1) の規定による × <u>協定保険価額</u> = 損害保険金の額 損害の額 × <u>保険価額 (注4</u>) = 損害保険金の額

- (3) 保険の対象が商品・製品等の場合、当会社は、普通約款第4条(保険金の支払額)(2) および(3) の規定(注1) にかかわらず、(1) ②の規定による損害の額を損害保険金として、支払います。ただし、1敷地内ごとに、第7条(保険価額の協定)(1) ②または(7) ②の規定による保険契約締結時または応当日における保険の対象の協定保険価額が、第6条(保険の対象の価額の評価および申告)(2)または(3) の規定に基づき実際に申告または通知すべき在庫価額の平均額に不足していたときは、その不足する割合により、当会社は、支払うべき損害保険金の額を削減します。
- (4) 1回の事故によって2以上の保険の対象に当会社が損害保険金を支払うべき損害が生じた場合、(1) および追加補償特約第6条(損害保険金の支払額一業務用通貨または業務用預貯金証書の盗難の場合)における免責金額の適用にあたっては、損害の額が高いものから順次差し引くものとします。
- (5) 1回の事故につき、(1)から(3)までの規定および追加補償特約第6条(損

害保険金の支払額一業務用通貨または業務用預貯金証書の盗難の場合)の規定による損害保険金の合計額が、特約条件書記載の支払限度額を上回る場合は、その支払限度額を損害保険金の額とします。(注5)

- (6) 1回の事故につき、2以上の敷地内の保険の対象に損害が生じた場合において、(5) の規定が適用されるときは、それぞれの敷地内に所在する保険の対象の(5) の規定を適用する前の損害保険金の合計額の割合によって損害保険金の額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの敷地内に対する損害保険金とみなし、普通約款またはこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって当会社が支払うべき臨時費用保険金をおのおの別に算出します。
- (7) この保険契約において、2以上の保険の対象について一括して保険価額を協定した場合には、火災保険普通保険約款(一般物件用)第1条(保険金を支払う場合)(6)または火災保険普通保険約款(工場物件用)第1条(保険金を支払う場合)(8)の地震火災費用保険金の支払額については、それぞれの保険の対象の保険価額(注4)の割合によって協定保険価額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する協定保険価額とみなして算出します。
 - (注1) 追加補償特約第5条(保険金の支払額)(1) の規定によって読み替えられた場合を含みます。

(注2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用を含むものとします。 ただし、その保険価額(注4)を限度とします。

- (注3) 修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
- (注4) 保険の対象が建物・設備等で、協定基準が「新価」の場合は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額とします。
- (注5) 次条(2) または(3) の規定により損害保険金が算出される場合を含みます。

第11条(他の保険契約等)

- (1)保険契約者は、この保険契約の保険期間中、第3条(保険の対象)の保険の対象について、この特約が付帯された火災保険契約以外の保険契約または共済契約を締結することができません。ただし、当会社の承認を得た場合を除きます。
- (2)他の保険契約等がある場合、普通約款別表3に「損害の額」とあるのを「保険価額によって定めた損害の額から、1回の事故につき、特約条件書に記載の免責金額を差し引いた残額。この場合において、他の保険契約等にこの保険契約の免責金額より低いものがあるときは、これらの免責金額のうち最も低い額とします。」と読み替えて、普通約款第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定を適用します。
- (3) 再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金(共済金を含みます。)を支払う旨の約定のない他の保険契約等がある場合で、保険の対象が協定基準を「新価」とした建物・設備等であるときは、普通約款第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1) または追加補償特約第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定にかかわらず、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出したこの保険契約の損害保険金の額を限度とします。

他の保険契約等に 損害の額 - よって支払われるべ = 損害保険金の額 き損害保険金の額

第12条(自動補償)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者が特約条件書記載の敷地内または特約条件書に 記載のない追加敷地内(注1)において新たに第3条(保険の対象)の規定により 保険の対象とすべき追加物件(商品・製品等、および同条(3)に規定するものの うち特約条件書に保険の対象として明記されていないものを除きます。以下「追加 物件 | といいます。)を取得した場合(注2)において、その追加物件の価額(注3) が精算不要基準額以下であるときは、当会社は、その追加物件を取得した日から、 その追加物件について生じた損害に対して、保険金を支払います。この場合におい て、長期契約のときは、その追加物件を取得した日からその日の属する契約年度が 終了する日までを対象とします。
- (2) 保険契約者が(1) に規定する追加物件を取得した場合は、損害が生じた追加 物件の価額(注3)を協定保険価額とみなして第10条(保険金の支払額)の規定
 - (注1) 特約条件書記載の条件に該当するものに限ります。
 - (注2) 物件の用途または物件種別が変更されたこと等により、追加物件に該当 した場合、特約条件書記載の敷地内または特約条件書に記載のない追加敷地内 へ保険の対象を移転した場合、第7条(保険価額の協定)(2)②の増築または 増設された場合および同条(4)のただし書に規定の修復が行われた場合を含
 - (注3) 第6条 (保険の対象の価額の評価および申告)(1) に規定する保険の対 象の価額の評価と同一の方法により評価した額とします。

第13条 (通知・精算等の省略)

下表のいずれかに該当する場合は、第7条(保険価額の協定)(2) および(5) の通知、同条(4)ただし書の協定保険価額の修正、第8条(保険金額)(2)、(3) および(4)ただし書の保険金額の増減ならびに第9条(保険料の返還または請求) (1) の保険料の返還または請求の規定は適用しません。

1	保険契約者が精算不要基準額以下の追加物件を取得した場合
2	保険の対象(商品・製品等を除きます。)に次のいずれかに該当する事実が発生した場合において、その保険の対象の価額(注)が精算不要基準額以下であるときア、第7条(保険価額の協定)(2)③または④に該当する事実が発生した場合イ、この保険契約において当会社が補償する事故によって保険の対象の全部または一部が滅失した場合

(注) 第6条 (保険の対象の価額の評価および申告)(1) に規定する保険の対象 の価額の評価と同一の方法により評価した額とします。

第14条(契約の解除)

- (1) 保険契約者が第3条(保険の対象)の規定により保険の対象とすべき物件を保 険の対象としなかった場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもっ て、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。
- (2)(1)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、未経 過期間に対し日割(長期契約のときは、当会社の定める長期保険未経過料率)をもっ て計算した保険料(未払込保険料がある場合は、その保険料を差し引きます。)を 返還します。

第15条(保険料の返還または請求)

普通約款の規定により保険料を返還または請求すべき事中が生じた場合には、当 会社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の 定めるところにより、保険料を返還または請求します。

第16条 (保険金支払後の保険契約)

普通約款の保険金支払後の保険契約に関する規定はこの特約においても準用しま す。ただし、同規定中、「保険金額」とあるのは、「特殊包括契約に関する特約第8 条(保険金額)の規定による保険金額」と読み替えて適用します。

第17条(拡張補償危険に関する自動補償不適用)

次に掲げる特約の規定により損害保険金が支払われるべき損害については、第 12条(自動補償) および第13条(通知・精算等の省略) の適用はないものとしま す。

- ① 電気的事故補償特約
- ② スプリンクラー不時放水危険補償特約
- ③ ガラス損害補償特約
- ④ 給排水設備不時放水危険補償特約
- ⑤ 地震危険補償特約
- ⑥ 地震破裂爆発危険補償特約
- ⑦ 地震水災危険補償特約
- ⑧ 地震危険補償特約(縮小支払方式)
- ⑨ 地震危険補償特約(支払限度額方式)
- ⑩ 噴火危険補償特約
- ① 特約条件書に自動補償が不適用であると記載された特約

第18条(質権または譲渡担保権が設定されている契約に関する取扱い)

- (1) この保険契約の保険の対象と他の保険契約の保険の対象とを合わせて一つの免 責金額の設定単位としている場合において、この保険契約の保険の対象および他の 保険契約の保険の対象に損害が生じたときは、第10条(保険金の支払額)(4)の 規定に準じて免責金額を適用します。
- (2) この保険契約の保険の対象と他の保険契約の保険の対象とを合わせて一つの支 払限度額の設定単位としている場合において、第10条(保険金の支払額)(5)を 適用する前の損害保険金の合計額が、特約条件書記載の支払限度額を上回る場合は、 その支払限度額を次の算式により比例配分した額をこの保険契約の損害保険金の額 とします。

この保険契約における保険の対 象の第10条 (保険金の支払額)

特約条件書記載の支 × 払限度額

(5)を適用する前の損害保険

損害保険金の合計額

金の額 ーー それぞれの保険契約における保 険の対象の第10条 (保険金の 支払額)(5)を適用する前の

損害保険金

この保険契約の

第19条(グループ企業等を被保険者に含める場合の取扱い)

- (1)「グループ企業等」とは、特約条件書の「被保険者②(グループ企業等を対象 とする場合) | 欄に記載された法人をいいます。
- (2) グループ企業等が被保険者として設定されている場合、当会社は、この特約の 規定を次のとおり読み替えて適用します。

	読み替え箇所	読み替え前	読み替え後
1	第3条(保険の対象) (1)、(4)、第7条 (保険価額の協定)(2) ①および第12条(自動 補償)	保険契約者	保険契約者またはグル 一プ企業等
2	第3条(保険の対象) (3)③	他人	他人(保険契約者およびグループ企業等以外の者をいいます。)
3	第7条(保険価額の協定)(5)	保険契約締結の後、保 険契約者が特約条件書 に記載のない追加敷地 内(注7)において、	保険契約締結の後、保 険契約者またはグルー ブ企業等が特約条件書 に記載のない追加敷地 内(注7)において、
4	第11条(他の保険契約 等)	保険契約者	保険契約者およびグル ープ企業等

第20条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通 約款および他の特約の規定を準用します。この場合において、普通約款および他の 特約の規定中「保険金額」とあるのは「協定保険価額」と読み替えるものとします。 また、協定基準が「新価」である場合は、「保険価額」とあるのを「損害が生じた 地および時における保険の対象の再調達価額」と読み替えるものとします。

別表1 設備・什器等に生じた電気的・機械的事故におけ

る除外物件(一般物件用)

- ① ボイラ
- ② コンクリート製・陶磁器製(碍子・碍管を除きます。)・ゴム製・布製・ガラス 製の機器または器具
- ③ 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ
- ④ ベルト、エレベータ用以外のワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、 管球類
- ⑤ 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロール、その他の型類
- ⑥ 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料、その他の運転に供せられる 資材。ただし、変圧器または開閉装置内の絶縁油および水銀整流器内の水銀は、 保険の対象に含みます。
- ⑦ フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠

別表2 設備・ 代器等に生じた電気的・機械的事故における除外物件 (工場物件用)

- ① ボイラ
- ② 蒸気タービン装置
- ③ 常用の発電設備およびそれに付属する設備一式
- ④ 試験用または実験用の変電設備
- ⑤ 炉または電解槽に用いられる変圧器、整流器または蓄電器
- ⑥ コンクリート槽、コンクリート製・陶磁器製(碍子・碍管を除きます。)・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具
- ⑦ 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ
- ⑧ 圧縮機・ポンプ・ろ過機・冷却器等の機器、タンク、ダクトおよび配管ならびにこれらの機器相互間の配線・配管
- ③ ベルト、エレベータ用以外のワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、 管球類
- ⑩ 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロール、その他の型類
- ① 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料、その他の運転に供せられる 資材。ただし、変圧器または開閉装置内の絶縁油および水銀整流器内の水銀は、 保険の対象に含みます。
- ② フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠

36. 支払限度額特約

第1条(この特約が適用される範囲)

- (1) この特約は、この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)の保険の対象のうち、次に掲げるものについて適用されます。
 - ① 建物
 - ② 屋外設備·装置
 - ③ 設備・什器等
 - ④ 商品·製品等
- (2)特殊包括契約に関する特約が付帯された保険の対象に対しては、この特約は適用されません。

第2条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社は、(2) の規定によって算出した額を損害保険金として、支払います。 ただし、1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額を限度とします。
- (2) 保険証券記載の支払限度額を適用すべき額は、普通約款第4条(保険金の支払額) および他の特約の規定によって算出した普通約款第1条(保険金を支払う場合) の損害保険金の合計額とします。
- (3) 1回の事故につき、2以上の敷地内の保険の対象に損害が生じ、支払限度額が、当会社が支払うべき損害保険金の額となった場合は、(1)の規定を適用する前のそれぞれの敷地内に所在する保険の対象の損害保険金の額の割合によって(1)の規定を適用した損害保険金の額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの敷地内に対する損害保険金とみなし、普通約款またはこの保険契約に付帯された他の特約の規定によって当会社が支払うべき臨時費用保険金をおのおの別に算出します。

第3条(保険金支払後の保険契約の終了)

当会社は、この特約に従い、普通約款第32条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第32条 (保険金支払後の保険契約)

(1) 免責金額特約に定める免責金額および支払限度額特約に定める支払限度額の 適用がないものとして算出した第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金の支 払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、 保険価額とします。)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約はその保険 金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

第4条(他の特約の損害保険金との関係)

普通約款に他の特約が付帯された場合において、他の特約の規定によって保険金が支払われる損害(普通約款の規定によって保険金が支払われる損害を除きます。)に対しては、第2条(保険金の支払額)の規定は適用しません。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通 約款および他の特約の規定を準用します。

37. 免責金額特約

第1条(この特約が適用される範囲)

- (1) この特約は、この特約が付帯された普通保険約款(以下「普通約款」といいます。) の保険の対象のうち、次に掲げるものについて適用されます。
 - ① 建物
 - ② 屋外設備·装置
 - ③ 設備·什器等
 - ④ 商品·製品等
- (2)特殊包括契約に関する特約が付帯された保険の対象に対しては、この特約は適用されません。

第2条 (保険金の支払額)

(1) 当会社は、普通約款第4条(保険金の支払額)(1) の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第4条 (保険金の支払額)

(1) 当会社が、普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額(損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。以下同様とします。)によって定めた損害の額から、1回の事故(1事由から発生した一連の事故をいいます。)につき、保険証券に記載の免責金額を差し引いた残額とします。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、保険価額から1回の事故につき、保険証券に記載の免責金額を差し引いた残額を限度とし、次の算式(算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。)によって算出した額とします。

修理によって保険

の対象の価額が増加した場合は、そ

修理に伴っ1回の事て生じた残故につき、

修理費 _ の増加額(再調達 価額の普通約款の 別表2に掲れる割

- 存物がある - 保険証券 = 損害の額 場合は、そ に記載の の価額 免責金額

が表される。 合に相当する額を 限度とします。)

(2) この保険契約に他の特約が付帯されている場合で、その特約の規定中、普通約款第4条(保険金の支払額)(1)の規定を参照、準用または適用するときは、その特約に特段の約定がないかぎり、この特約により読み替えられた普通約款第4条

- (1) の規定をそれぞれ参照、準用または適用することとします。
- (3) 1回の事故により2以上の保険の対象に損害保険金を支払うべき損害が生じた場合、免責金額の適用にあたっては、損害の額が高いものから順次差し引くものとします。

第3条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合、普通約款別表3に「損害の額」とあるのを「保険価額によって定めた損害の額から、1回の事故につき、保険証券に記載の免責金額を差し引いた残額。この場合において、他の保険契約等にこの保険契約の免責金額より低いものがあるときは、これらの免責金額のうち最も低い額とします。」と読み替えて適用します。

第4条(保険金支払後の保険契約の終了)

当会社は、この特約に従い、普通約款第32条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第32条 (保険金支払後の保険契約)

(1) 免責金額特約に定める免責金額および支払限度額特約に定める支払限度額の 適用がないものとして算出した第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金の支 払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、 保険価額とします。)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約はその保険 金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

第5条(他の特約の損害保険金との関係)

普通約款に他の特約が付帯された場合において、他の特約の規定によって保険金が支払われる損害(普通約款の規定によって保険金が支払われる損害を除きます。)に対しては、第2条(保険金の支払額)の規定は適用しません。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通 約款および他の特約の規定を準用します。

38. 個人賠償責任補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。

財物の損壊	財物の滅失 (注)、汚損または損傷をいい、これらに起因するその財物の使用不能損害を含みます。 (注)紛失、盗難および詐取を含みません。	
住宅	本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。	
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。	
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。	
他人	第3条(被保険者の範囲)に定める被保険者以外の者をい います。	
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである 他の保険契約または共済契約をいいます。	
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。	
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。	
本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。	
未婚	婚 これまでに婚姻歴がないことをいいます。	
免責金額	保険金の支払額の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券記載のこの特約の免責金額(注)をいいます。被保険者の自己負担となります。 (注)保険証券に記載がない場合は0円とします。	

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、日本国内において生じた次のいずれかの事故(注1)により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害(注2)に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 被保険者の日常生活 (注3) に起因する偶然な事故
- (注1) 以下この特約において「事故」といいます。
- (注2) 以下この特約において「損害」といいます。
- (注3) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第3条 (被保障者の範囲)

- (1) この特約における被保険者は、次の者をいいます。
 - ① 本人
 - ② 本人の配偶者
 - ③ 本人またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ⑤ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の 法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者 (注1)。た だし、本人に関する事故に限ります。
 - ⑥ ②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
 - (注1) 監督義務者に代わって本人を監督する者は本人の親族に限ります。
 - (注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族

に限ります。

- (2)(1)の本人と本人以外の被保険者との関係性は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- (3)(1)の本人として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合においても、当会社は保険契約者または被保険者がその事由に基づく本人の変更を当会社に申し出て、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

第4条(個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第7条(保険金の支払額)に定める保険金額が増額されるものではありません。

第5条(保険金を支払わない場合-その1)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ 環境汚染 (注5) に起因する事故
- ② ②から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に 基づいて生じた事故
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を 執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。 (注3) 使用済燃料を含みます。
- (注4) 原子核分裂生成物を含みます。
- (注5) 流出、溢出(溢れ出ることをいいます。) もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壌中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ身体の障害または財物の損壊が発生するおそれがある状態をいいます。

第6条(保険金を支払わない場合-その2)

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務(注1)遂行に直接起因する損害賠償責任(注2)
- ② 専ら被保険者の職務 (注1) の用に供される動産または不動産 (注3) の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 (注2)
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害 に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に 対する損害賠償責任を除きます。
- ⑤ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、 その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき 正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、区分所有建物 の共用部分について他の区分所有者に対して負担する損害賠償責任を除きま す
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶・車両(注4)または銃器(注5)の所有、使用または管理に 記因する損害賠償責任
- (注1) 職務にはアルバイトおよびインターンシップを含みます。なお、アルバイトとは、一時的、臨時的に収入を得るために行う仕事または勉学と両立させる形で行う仕事をいいます。また、インターンシップとは在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した企業等内での就業体験を行うことをいい、各種免許交付または資格付与の条件として法令に定められている実習、実地修練、実技または就業等を除きます。
- (注2) 被保険者がゴルフの競技または指導を職業としている者以外の場合は、ゴルフの練習、競技または指導(注6) 中に生じた偶然な事故に起因する損害 賠償責任を除きます。
- (注3) 住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
- (注4) 船舶・車両には、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含みません。
- (注5) 空気銃を除きます。
- (注6) ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。

第7条 (保険金の支払額)

(1) 1回の事故につき、当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険金額を限度とします。

被保険者が被害者に対し て負担する法律上の損害 - 免責金額 = 保険金の額 賠償責任の額(注)

- (注) 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、損害賠償金を支払うことにより、被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引きます。
- (2) 当会社は、(1) に定める保険金のほか、次条に規定する費用の全額を支払います。ただし、同条⑥の費用は、(1) に規定する損害賠償責任の額が保険金額を超える場合は、その保険金額の(1) の損害賠償責任の額に対する割合によってこれを支払います。

第8条(費用)

保険契約者または被保険者が支出した次の費用 (注) は、これを損害の一部とみなします。

	費用の種類	費用の内容
1	損害防止費用	第11条(事故発生時の義務)(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
2	求償権保全費用	第11条(1)④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

③ 緊急費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明した場合、その手段を講じたことによって要した費用のうち、次の費用ア. 応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用イ. あらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④ 示談交渉費用	被保険者が行う折衝または示談について被保険者が当会社 の同意を得て支出した費用
⑤ 協力費用	第10条(当会社による解決)の規定により被保険者が当 会社に協力するために要した費用
⑥ 争訟費用	被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

(注)収入の喪失を含みません。

第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1)他の保険契約等がある場合、当会社の支払う保険金の額は次に定める額とします。
 - ① この特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合 この保険契約の支払責任額(注)
 - ② 他の保険契約等によりこの特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額。ただし、この保険契約の支払責任額(注)を限度とします。

- (注) 他の保険契約等がないものとして算出したこの特約により支払うべき保険 金の額をいいます。
- (2)(1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第10条(当会社による解決)

被保険者が損害賠償請求権者から損害賠償の請求を受けた場合、当会社は、必要と認めたとき、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第11条(事故発生時の義務)

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。
 - ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
 - ② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
 - ③ 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。
 - ア、事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
 - イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
 - ④ 他人に損害賠償の請求 (注1) をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
 - ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その 全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護 送その他緊急措置を行う場合を除きます。

- (i) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく、当会社に通知すること。
- ⑦ 他の保険契約等の有無および内容 (注2) について、遅滞なく、当会社に通知すること。
- ⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、その通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① (1) ①の場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② (1)②、③、⑥から⑧までの場合は、それによって当会社が被った損害の 額
 - ③ (1) ④の場合は、他人に損害賠償の請求 (注) をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ (1)⑤の場合は、損害賠償責任がないと認められる額
 - (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第12条(先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について 先取特権を有します。
 - (注) 第8条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合(注1)
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が 被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当 会社から被保険者に支払う場合(注2)
 - (注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - (注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権 (注) は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権 (注) を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
 - (注) 第8条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。

第13条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 保険証券
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償金の額を示す示談書 および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書 類
- ④ 他人の身体の障害に対する損害賠償責任に係る保険金の請求に関しては、次の書類または証拠
 - ア. 被害者の死亡に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関して は、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸 籍謄本
 - イ. 被害者の後遺障害に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ウ. 被害者の傷害または疾病に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求 に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示 す事類
- ⑤ 他人の財物の損壊に対する損害賠償責任に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1) および被害が生じた物の写真(注2)
- ⑥ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (注1) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (注2) 画像データを含みます。
- (3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者 (注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない 事情がある場合は、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
 - (注) 第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が 保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険 金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5) の規定に違反した場合または(2)、(3) もしくは(5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払 われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害と の関係、被害者の治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項(注)被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
 - ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、 医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照 会 120日
 - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
 - (注1) 被保険者が前条(2) および(3) の規定による手続を完了した日をいいます。
 - (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
 - (注3) 弁護士法 (昭和24年法律第205号) に基づく照会その他法令に基づく 照会を含みます。
- (3)(1) および(2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保 険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)は、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2) の期間に算入しないものとします。
 - (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4)(1) または(2) の規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者 と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨を もって行うものとします。

第15条(時効)

保険金請求権は、第13条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して 3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第16条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差

し引いた額

- (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、 当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1) または(2) の債権の 保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協 力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用 は、当会社の負担とします。

第17条(この特約が付帯された保険契約との関係)

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。
- (3) この特約が付帯された保険契約が取り消された場合は、この特約も同時に取り消されるものとします。

第18条 (重大事由解除に関する特則)

当会社は、この特約が①に掲げる普通保険約款に付帯される場合、その普通保険約款の①に掲げる規定を②のとおり読み替えてこの特約に適用します。

① 読み替える規定

普通保険約款	読み替える規定
火災保険普通保険約款(一般物件用)ま たは火災保険普通保険約款(工場物件用)	第18条(重大事由による解除)
住宅火災保険普通保険約款	第18条(重大事由による解除)
店舗総合保険普通保険約款	第25条(重大事由による解除)
家庭総合保険普通保険約款	基本条項第13条(重大事由による解除)

② 読み替え内容

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対す る書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力 (注) に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等 の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力 (注) と社会的に非難されるべき関係を有している と認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から ③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損な い、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
 - (注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を 含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいい ます。

- (2) 当会社は、被保険者が(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。
 - (注)被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。
- (3)(1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、保険契約解除の効力に関する規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
 - ① (1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた 損害
 - ② (1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第19条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通 保険約款および他の特約の規定を準用します。

39. 賠償事故解決に関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
保険金額	第2条(賠償事故の範囲)に掲げる補償条項および特約の 規定に基づく損害ごとに、それぞれ保険証券記載のものまた はこの特約が付帯された補償条項および特約で定められたも のをいいます。
免責金額	第2条(賠償事故の範囲)に掲げる補償条項および特約の 規定に基づく損害ごとに、それぞれ保険証券記載のものまた はこの特約が付帯された補償条項および特約で定められたも のをいいます。

第2条 (賠償事故の範囲)

この特約における賠償事故とは、次に掲げる補償条項および特約において、被保 険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して当会社が保 険金を支払うことを定めた場合のその損害の原因となる事故をいいます。

個人賠償責任補償特約、個人賠償責任保険包括契約に関する特約

第3条(当会社による援助)

- (1) 当会社は、この特約により、被保険者が日本国内において発生した賠償事故(注
- 1) にかかわる損害賠償の請求を受けた場合は、被保険者の負担する法律上の賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(注2) について協力または援助を行います。
 - (注1) 被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。以下この特約において同様とします。
 - (注2) 弁護十の選任を含みます。

(2)(1)に規定する協力または援助は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

第4条(当会社による解決)

(1)被保険者が日本国内において発生した賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合は、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(注)を行います。

(注) 弁護士の選仟を含みます。

- (2)(1)の場合は、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。
 - ① 1回の事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の 損害賠償責任の総額が、保険金額を明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当会社と日本国内で直接、折衝することに同意しない 場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
 - ④ 保険証券に免責金額の記載がある場合は、1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の免責金額を下回る場合
- (4)(1)に規定する折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(注)は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。
 - (注) 弁護十の選任を含みます。

第5条 (損害賠償請求権者の直接請求権)

- (1)日本国内において発生した賠償事故によって被保険者の負担する法律上の損害 賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払 責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求 することができます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3) に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき、当会社が賠償事故について被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと
 - (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(3) この特約において損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

被保険者が損害 賠償請求権者に 対して負担する 法律上の損害賠 償責任の額

被保険者が損害賠償 請求権者に対して既 に支払った損害賠償 金の額



- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5)(2) または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注)が保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
 - ① (2)の④のいずれかに規定する事実があった場合
 - ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合
 - ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
 - (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。
- (7)(6)の②または③のいずれかに該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社が賠償事故について被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。
 - (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第6条(損害賠償額の請求および支払)

- (1) 損害賠償請求権者が前条の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 損害賠償額の請求書
 - ② 死亡に関して支払われる損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ③ 後遺障害に関して支払われる損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書 および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ④ 傷害または疾病に関して支払われる損害賠償額の請求に関しては、診断書、 治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を 示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑥ 他人の財物の損壊に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1) および被害が生じた物の写真(注2)
 - ⑦ その他当会社が(4)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない 書類または証拠として、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において 定めたもの
 - (注1) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2) 画像データを含みます。

- (2) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害 賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる 者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の 承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することが できます。
 - ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害 賠償額を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注)または②以外 の3親等内の親族

(注) この(2) においては、法律上の配偶者に限ります。

- (3)(2)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (4) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、 (1) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または(1)、
- (2) もしくは(4) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは 証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (6) 当会社は、前条(2) または(6) のいずれかに該当する場合は、請求完了日 (注) からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要 な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。
 - ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、 事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保 険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無およ び内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項 (注)損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日を いいます。
- (7)(6)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、
- (6) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1) からその日を含めて次に掲げる日数(注2) を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。
 - ① (6)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会(注3) 180日
 - ② (6) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の 専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

- ③ (6)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、 医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照 会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(6)の事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (6)の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 損害賠償請求権者が(1) および(2) の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法 (昭和24年法律第205号) に基づく照会その他法令に基づく 照会を含みます。
- (8)(6) および(7) に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)は、これにより確認が遅延した期間については、(6) または(7) の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第7条(仮払金および供託金の貸付け等)

- (1) 第3条(当会社による援助)または第4条(当会社による解決)(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合は、当会社は、1回の事故につき、保険金額(注)の範囲内で、次のいずれかの貸付けまたは供託を行います。
 - ① 仮処分命令に基づく仮払金の、無利息による被保険者への貸付け
 - ② 仮差押えを免れるための供託金または上訴の場合の仮執行を免れるための供託金の、当会社の名による供託
 - ③ ②の供託金の、その供託金に付されると同率の利息による被保険者への貸付け
 - (注) 同一の事故につき既に当会社が支払った保険金または第5条(損害賠償請求権者の直接請求権)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (2)(1)の③により当会社が供託金を貸し付ける場合は、被保険者は、当会社のために供託金(注)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
 - (注) 利息を含みます。
- (3)(1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の①または②の規定は、その貸付金または供託金(注)を既に支払った保険金とみなして適用します。
 - ① 第5条 (損害賠償請求権者の直接請求権)(2) のただし書
 - ② 第5条(7)のただし書
 - (注) 利息を含みます。
- (4)(1)の供託金(注1)が第三者に還付された場合は、その還付された供託金(注
- 1)の限度で、(1)の当会社の名による供託金(注1)または貸付金(注2)が保険金として支払われたものとみなします。
 - (注1) 利息を含みます。
 - (注2) 利息を含みます。
- (5)第2条(賠償事故の範囲)に掲げる補償条項および特約の保険金の請求に関する規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する 貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第8条 (損害賠償請求権の行使期限)

第5条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定による請求権は、次のいずれか に該当する場合は、これを行使することはできません。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額に

- ついて、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上 の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を 経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第9条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この 特約が付帯された普通保険約款および特約の規定を準用します。

40. 電車等運行不能に対する賠償責任追加補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布(注)のみに起因するものを除きます。 (注)特定の者への伝達を含みます。
軌道上を走行する陸 上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ローブウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス (注) をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ローブトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。 (注)専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。ただし、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
事故	賠償責任補償に関する特約等で規定する事故をいいます。
賠償責任補償に関す る特約等	第2条(賠償責任補償に関する特約等)に掲げる補償条項 および特約をいいます。

第2条 (賠償責任補償に関する特約等)

この特約において、賠償責任補償に関する特約等とは、法律上の損害賠償責任を 負担することによって被る損害に対して保険金を支払う次に掲げる補償条項および 特約をいいます。

個人賠償責任補償特約、個人賠償責任保険包括契約に関する特約

第3条(保険金を支払う場合)

この特約により、賠償責任補償に関する特約等で規定する損害に、日本国内において生じた事故により軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を含みます。

第4条(事故発生時の義務)

保険契約者または被保険者は、事故により軌道上を走行する陸上の乗用具の運行 不能が発生したことを知った場合は、賠償責任補償に関する特約等に規定する事故 発生時の義務を履行しなければなりません。

第5条(保険金または損害賠償額の請求)

- (1) 第3条(保険金を支払う場合)に定める損害について、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、賠償責任補償に関する特約等に定める保険金の請求に必要な書類または証拠のほか、当会社の求めに応じて、損害が発生した事実を確認できる書類およびその損害の類を確認できる書類を提出しなければなりません。
- (2) 第3条(保険金を支払う場合)に定める損害について、賠償事故解決に関する

特約に基づき、損害賠償請求権者が損害賠償額の支払を請求する場合は、同特約に定める損害賠償額の請求に必要な書類または証拠のほか、当会社の求めに応じて、損害が発生した事実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類を提出しなければなりません。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この 特約が付帯された普通保険約款および特約の規定を準用します。

41. 受託品に対する賠償責任追加補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物	賠償責任補償に関する特約等で規定する財物をいいます。
事故	賠償責任補償に関する特約等で規定する事故をいいます。
受託品	被保険者が日本国内において他人(注)から受託した財物のうち、被保険者が使用または管理する動産をいいます。ただし、不動産に付随して受託され、かつ、不動産に備え付けられた動産を除きます。 (注)賠償責任補償に関する特約等で規定する他人に限ります。
受託品の損壊	受託品の滅失 (注)、汚損または損傷をいい、これらに起 因するその受託品の使用不能損害を含みます。 (注) 紛失、盗難および詐取を含みません。
賠償責任補償に関す る特約等	第2条(賠償責任補償に関する特約等)に掲げる補償条項 および特約をいいます。
被保険者	賠償責任補償に関する特約等で規定する被保険者をいいます。

第2条 (賠償責任補償に関する特約等)

この特約において、賠償責任補償に関する特約等とは、法律上の損害賠償責任を 負担することによって被る損害に対して保険金を支払う次に掲げる補償条項および 特約をいいます。

個人賠償責任補償特約、個人賠償責任保険包括契約に関する特約

第3条(保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、賠償責任補償に関する特約等で規定する損害に、日本国内において生じた事故により受託品の損壊または盗取について、その受託品につき正当な権利を有する者に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を含みます。

第4条(保険金を支払わない場合)

(1) この特約により、賠償責任補償に関する特約等で規定する保険金を支払わない場合について、下表の「読み替え前」欄の規定を「読み替え後」欄のとおり読み替えて適用します。

読み替え前	読み替え後
被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害 賠償責任	被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊(注)について、その財物が受託品でない場合は、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 (注)賠償責任補償に関する特約等で規定する財物の損壊をいいます。

- (2) 当会社は、賠償責任補償に関する特約等に掲げる損害のほか、次のいずれかに該当する受託品の損壊または盗取によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 通貨、有価証券、預貯金証書 (注1)、印紙、切手、小切手、手形、乗車券、電子マネーその他これらに準ずる物
 - ② 定期券、クレジットカード、クーポン券、航空券、旅券その他これらに準ず る物
 - ③ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
 - ④ 貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに準ずる物
 - ⑤ 被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
 - ⑥ 眼鏡、コンタクトレンズ、義歯、義肢その他これらに準ずる物
 - ① ハンググライダー、ウィンドサーフィン、サーフィン、パラセール、スキュー バダイビング用具その他これらに準ずる物
 - ⑧ 航空機および船舶・車両(注2)ならびにこれらの付属品
 - ⑨ 動物、植物等の生物
 - ⑩ 移動体通信端末機器および携帯式電子事務機器 (注3) ならびにこれらの付属品
 - 1) ドローンその他の無人航空機およびラジオコントロール模型ならびにこれらの付属品
 - ② 銃砲、刀剣その他これらに準ずる物
 - (3) 公序良俗に反する物
 - ⑭ 法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物
 - (5) 受託した地および時における受託品の価額が1個、1組または1対で100万円を超える物(注4)
 - (16) 商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等
 - 業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物
 - (18) その他下欄記載の物

(注1) 通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

(注2) 船舶・車両には、ヨット、モーターボートおよびボートを含み、ゴルフ 場敷地内におけるゴルフ・カート、身体障害者用車いす、歩行補助車および原 動力が専ら人力であるものを含みません。

(注3)「移動体通信端末機器および携帯式電子事務機器」とは、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、ワーブロ、電子手帳等をいいます。

(注4) ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する事由による受託品に生じた事故について、

被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ② 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格 (注1) を持たないで自動車等を運転している 間
 - イ. 酒気を帯びて(注2) 自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物 (注3) 等の影響に より正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ③ 被保険者が受託品について、通常必要とされる取扱上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託品を使用したこと。
- ④ 次の事由またはその他の自然の劣化消耗
 - ア. 受託品の自然の消耗、摩滅、劣化
 - イ. 受託品の性質による腐蝕、さび、かび、変色
 - ウ. 受託品のねずみ食いまたは虫食い等
- ⑤ 被保険者に引き渡される以前から受託品に存在した欠陥
- ⑥ 差押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火 炎消防または避難に必要な処置としてなされた場合には、保険金を支払います。
- ⑦ 偶然な外来の事故に直接起因しない受託品の電気的事故または機械的事故
- ⑧ 受託品の置き忘れまたは紛失
- ⑨ 建物外部から内部への雨、雪、雹、みぞれ、あられまたは融雪水の浸入または吹き込み
- ⑩ 詐欺または横領
- (注1) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注2) 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第65条 (酒気帯び運転等の禁止) 第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。
- (注3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物をいいます。
- (4) 当会社は、事故によって生じた次のいずれかに該当する損害に対しては、保険 金を支払いません。
 - ① 受託品に対する加工、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害。ただし、これらの事由に起因して火災または破裂、爆発が発生した場合を除きます。
 - ② 受託品である液体の流出に起因する損害。ただし、その結果として他の受託品が損壊したことに起因する損害については、この規定は適用しません。
 - ③ 受託品のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、受託品の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。
 - ④ 受託品のうち、楽器について次の事由が生じたことに起因する損害 ア.弦(注)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、受託品の他の部分と 同時に損害を受けた場合は除きます。
 - イ. 音色または音質の変化
 - (注) ピアノ線を含みます。
- (5) 当会社は、受託品の損壊または盗取について、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 受託品が権利者に返還された後に発見された受託品の事故に起因する損害賠償責任
 - ② 直接であると間接であるとを問わず、被保険者がその受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任(注)
 - (注) 収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。
- (6) 当会社は、受託品が被保険者以外の者に転貸されている間に生じた事故については、保険金を支払いません。

第5条 (事故発生時の義務)

- (1)保険契約者または被保険者は、事故により受託品の損壊または盗取が発生した ことを知った場合は、賠償責任補償に関する特約等に定める事故発生時の義務とと もに次のことを履行しなければなりません。
 - ① 受託品の名称および損害状況を遅滞なく、当会社に通知すること。
 - ② 受託品に盗難があった場合には、遅滞なく、警察に届け出ること。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく、(1)の規定に違反した場合、その通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、賠償責任補償に関する特約等に定める金額のほか、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第6条(保険金または損害賠償額の請求)

- (1) 第3条(保険金を支払う場合)に定める損害について、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、賠償責任補償に関する特約等に定める保険金の請求に必要な書類または証拠のほか、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 受託品の損壊または盗取に対する損害賠償責任に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1) および被害が生じた物の写真(注2)
 - ② 盗難による損害の場合は警察署の盗難届出証明書
 - (注1) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2)画像データを含みます。

- (2) 第3条(保険金を支払う場合)に定める損害について、賠償事故解決に関する 特約に基づき、損害賠償請求権者が損害賠償額の支払を請求する場合は、同特約に 定める損害賠償額の請求に必要な書類または証拠のほか、当会社の求めに応じて、 損害が発生した事実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類を提出 しなければなりません。
- (3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(1) および (2) に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3) の規定に違反した場合または(1) から(3) までの書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条 (保険金の支払時期)

賠償責任補償に関する特約等に定める請求完了日には、被保険者が前条(1)の 規定による手続を完了した日を含めるものとします。

第8条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この 特約が付帯された普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

別表 第4条 (保険金を支払わない場合)(2) ⑤の運動等

山岳登はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

42. 長期保険保険料一括払特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義						
住火約款	住宅火災保険普通保険約款をいいます。						
店総約款	店舗総合保険普通保険約款をいいます。						
普火約款	普火(一般)約款、普火(工場)約款および普火(倉庫) 約款をいいます。						
普火(一般)約款	火災保険普通保険約款(一般物件用)をいいます。						
普火(工場)約款	火災保険普通保険約款(工場物件用)をいいます。						
普火(倉庫)約款	火災保険普通保険約款(倉庫物件用)をいいます。						
普通約款	この保険契約に適用される普通保険約款をいいます。						

第2条(保険料の返還または請求-通知義務等の場合)

- (1) この特約が付帯された普通約款の次の①の規定に掲げる事実が生じた場合において、保険料を変更する必要があるときは、次の②に掲げる規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額に対し、次の①の規定に掲げる事実が生じた時以降の期間に対応する当会社の定める長期保険未経過料率(以下「未経過料率」といいます。)を乗じて計算した保険料を返還または請求します。
 - ① 保険料を変更するべき事実に関する規定

住火約款第10条(通知義務)(1)

店総約款第16条(通知義務)(1)

普火約款第9条(通知義務)(1)

② 普通約款における保険料の返還または請求に関する規定

住火約款第20条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合) (2)

店総約款第27条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合) (2)

普火約款第20条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合) (2)

(2) 保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社 に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変 更する必要があるときは、次に掲げる規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険 料と変更後の保険料との差額について、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて 計算した保険料を返還または請求します。

住火約款第20条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合) (6)

店総約款第27条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合) (6) 普火約款第20条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合) (6)

第3条 (保険料の返還-失効の場合)

保険契約が失効となる場合には、次に掲げる規定にかかわらず、当会社は、この 保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期 間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料(未払込保険料がある場合は、そ の保険料を差し引きます。)を返還します。

住火約款第21条(保険料の返還-無効または失効の場合)(2)

店総約款第28条 (保険料の返還-無効または失効の場合)(2)

普火約款第21条(保険料の返還-無効または失効の場合)(2)

第4条(保険料の返還-保険金額の調整の場合)

この特約が付帯された普通約款の次の①に掲げる規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、次の②に掲げる規定にかかわらず、当会社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料を返還します。

① 将来に対する保険金額の調整規定

住火約款第16条 (保険金額の調整)(2)

店総約款第23条(保険金額の調整)(2)

普火約款第16条 (保険金額の調整)(2)

② 普通約款における保険料の返還または請求に関する規定

住火約款第23条(保険料の返還-保険金額の調整の場合)(2)

店総約款第30条 (保険料の返還-保険金額の調整の場合)(2)

普火 (一般) 約款第23条 (保険料の返還-保険金額の調整の場合)(2)

普火(工場)約款第23条(保険料の返還-保険金額の調整の場合)

普火(倉庫)約款第23条(保険料の返還-保険金額の調整の場合)

第5条 (保険料の返還-解除の場合)

普通約款の規定に従い当会社が保険契約を解除した場合または保険契約者が保険 契約を解除した場合には、次に掲げる規定にかかわらず、当会社は、この保険契約 が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対 応する未経過料率を乗じて計算した保険料(未払込保険料がある場合は、その保険 料を差し引きます。)を返還します。

住火約款第24条 (保険料の返還-解除の場合)

店総約款第31条(保険料の返還-解除の場合)

普火約款第24条 (保険料の返還-解除の場合)

第6条(保険料の返還または請求-保険料または料率改定の場合)

この保険契約に適用されている保険料または料率が、保険期間の中途で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第7条(保険料の返還-損害保険金を支払った場合)

普通約款の次に掲げる規定により保険契約が終了した場合には、当会社は、この 保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、この保険 契約の終了の原因となった損害が生じた日の属する契約年度(注)を経過した以後 の期間に対応する未経過料率を乗じて計算した保険料を返還します。 住火約款第32条 (保険金支払後の保険契約)

店総約款第39条(保険金支払後の保険契約)

普火約款第32条 (保険金支払後の保険契約)

(注) 保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。 第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通 約款および他の特約の規定を準用します。

43. 長期保険保険料年払特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約年度	保険期間の初日からその日を含めて計算して満1か年を1年目の契約年度といいます。以降、保険期間の初日の応当日から順次2年目の契約年度、3年目の契約年度となります。
年額保険料	この保険契約の各契約年度に対する保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条 (保険料の払込方法)

当会社は、この特約に従い、保険契約者が、年額保険料を、初年度については保険契約の締結と同時に、次年度以降については払込期日までに、払い込むことを承認します。

第3条 (保険料領収前の事故)

当会社は、保険期間が始まった後であっても、前条の初年度の年額保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条(次年度以降の年額保険料不払の場合の免責)

- (1) 当会社は、第2条(保険料の払込方法)の規定にかかわらず、次年度以降の年額保険料について、その年額保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに払い込むことを怠った場合は、その払込期日の翌日以降に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2)次年度以降の年額保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が (1)の年額保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払 込期日の属する月の翌々月末日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。
- (3) 保険契約者が事故の発生の日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき次年度以降の年額保険料の払込みを怠っていた場合には、被保険者が保険金の支払を受ける前に、保険契約者は払込みを怠っていた年額保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

第5条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)

(1) 普通約款の告知義務に関する規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、告知事項(注)についての訂正の申出を当会社が承認し、かつ、保険料を変更する必要があるときは、普通約款の保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合に関する規定にかかわらず、当会社は、承認した日の属する契約年度未までの各契約年度の年額保険料の差額については、変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差額を返還または請求し、承認した日の属する契約年度の翌契約

年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。

- (注) 普通約款の告知義務に関する規定において、保険契約締結の際、保険契約 申込書の記載事項を正確に告げなければならないとしている保険契約において は保険契約申込書の記載事項とします。
- (2) 普通約款の通知義務に関する規定における危険増加(注)が生じた場合または 危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、普通約款の保 険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合に関する規定にかかわらず、 当会社は、危険増加(注)または危険の減少が生じた時の属する契約年度の年額保 険料の差額については、保険契約者または被保険者の申出に基づく危険増加(注)または危険の減少が生じた時以降の期間に対して、次の規定に従い、返還または請 求し、危険増加(注)または危険の減少が生じた時の属する契約年度の翌契約年度 以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。
 - ① 変更後の保険料が、変更前の保険料よりも高い場合は、その差額に対して、 未経過期間に対する月割(1か月に満たない期間は1か月とします。以下同様 とします。)をもって計算した保険料を請求します。
 - ② 変更後の保険料が、変更前の保険料よりも低い場合は、その差額に対して、 既経過期間に対する月割をもって計算した保険料を差し引いた額を返還します。
 - (注) 普通約款の通知義務に関する規定に定める事実の発生によってこの保険契約を解除することができる保険契約においてはその事実とします。
- (3) 当会社は、保険契約者が(1) または(2) の規定による追加保険料の支払を 怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約 を解除することができます。
 - (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (4)(1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の 規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。 この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求 することができます。
- (5)(4)の規定は、危険増加(注)が生じた場合における、その危険増加(注)が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。
 - (注) 普通約款の通知義務に関する規定に定める事実の発生によってこの保険契約を解除することができる保険契約においてはその事実とします。
- (6)(1) および(2) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、普通約款の保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合に関する規定にかかわらず、当会社は、承認した日の属する契約年度の年額保険料の差額については、(2)①および②の規定に従い、保険料を返還または請求し、承認した日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。
- (7)(6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通約款および特約に従い、保険金を支払います。
- (8)(1)、(2)または(6)の年額保険料の差額について、当会社が保険料を請求した場合は、保険契約者はその全額を一時に払い込まなければなりません。

第6条(保険料の返還-保険金額の調整の場合)

(1) 普通約款の保険契約締結の際における保険金額の調整に関する規定により、保 険契約者が保険契約を取り消した場合には、保険契約者が超過部分についての保険 契約の取り消しを請求した日の属する契約年度までの各契約年度については、変更 前の年額保険料と変更後の年額保険料との差額を返還し、保険契約者が超過部分に ついての保険契約の取り消しを請求した日の属する契約年度の翌契約年度以降、変 更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。

- (2) 普通約款の保険契約締結の後における保険金額の調整に関する規定により、保 険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、保険契約者が保険金額の減額を請求した日の属する契約年度の年額保険料の差額については、当会社は、次の①の額 から②の額を差し引いてその残額を返還することとし、保険契約者が保険金額の減 額を請求した日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険契約の条件によ る年額保険料に変更します。
 - ① 減額前の保険金額に対する保険料から、減額後の保険金額に対する保険料を 差し引いた残額
 - ② ①の保険料の既経過期間に対し月割をもって計算した保険料

第7条(保険料または保険料率の改定による年額保険料の変更)

保険期間の中途において、保険料または保険料率が改定された場合においても、当会社はこの保険契約の年額保険料の変更は行いません。

第8条 (保険金の支払および未払込年額保険料の払込み)

当会社は、保険金支払の原因となった事故が払込期日の翌日から払込期日の属する月の翌月末日までの期間内に生じ、その事故による損害に対して保険金を支払う場合において、年額保険料が支払われていないときは、支払保険金からその金額を差し引きます。

第9条 (解除-年額保険料不払の場合)

当会社は、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末日までに年額保険料を払い込まなかった場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。なお、この場合の解除は、払込期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第10条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通 約款および他の特約の規定を準用します。

44. 保険料分割払特約(一般)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	払込期日の翌月の払込期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の□座振替の取扱いを提携している金融機 関等をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割したも のをいいます。
未払込保険料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引い た残額をいいます。

第2条 (保険料の分割払)

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条(分割保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第 2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。
- (2)第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3)第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の払込期日が保険期間の初日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割保険料の払込期日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。なお、この場合であっても第2回分割保険料以外の払込期日は変更しません。

第4条(第1回分割保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条の第1回分割保険料領収前に 生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条(追加保険料の払込み)

(1) 当会社が第9条(保険料の返還または請求)の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。 (2) 保険契約者が(1) の追加保険料の払込みを怠った場合の取扱いについては、当会社は、普通約款の追加保険料ごとの規定を適用します。

第6条 (第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責)

- (1) 当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末を経過した後もその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2)第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が (1)の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第7条(保険契約が終了する場合の保険料払込み)

年額保険料の払込みを完了する前に、普通約款の規定に従い、保険金の支払によりこの保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険金の支払いを受ける以前に 未払込保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第8条 (解除-分割保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による 通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割 保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがな く、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料 の払込みがない場合
- (2)(1)の解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
 - ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
 - ② (1)②による解除の場合は、次回払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
- (3)(1)の規定により当会社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。

- ① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年額保険料から既経過期間に対する保険料を差し引いた額
- ② 未払込保険料がある場合は、その未払込保険料の額

第9条(保険料の返還または請求)

普通約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

45. 保険料分割払特約(大口)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	払込期日の翌月の払込期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の□座振替の取扱いを提携している金融機 関等をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数 および金額に分割したものをいいます。
未払込保険料	この保険契約の総保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた残額をいいます。

第2条 (保険料の分割払)

当会社は、この特約により、この保険契約の総保険料が当会社が別に定める額を 超える場合に限り、保険契約者がこの保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条(分割保険料の払込方法等)

- (1)保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第 2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。
- (2)第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日に分割保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3)第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の払込期日が保険期間の初日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割保険料の払込期日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。なお、この場合であっても第2回分割保険料以外の払込期日は変更しません。

第4条 (第1回分割保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条の第1回分割保険料領収前に 生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条(追加保険料の払込み)

(1) 当会社が第9条(保険料の返還または請求)の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。 (2) 保険契約者が(1) の追加保険料の払込みを怠った場合の取扱いについては、 当会社は、普通約款の追加保険料ごとの規定を適用します。

第6条 (第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責)

- (1) 当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末を経過した後もその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が (1) の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかっ たと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込 期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第7条(保険契約が終了する場合の保険料払込み)

この保険契約の総保険料の払込みを完了する前に、普通約款の規定に従い、保険 金の支払によりこの保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険金の支払いを 受ける以前に未払込保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第8条 (解除-分割保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による 通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割 保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- (2)(1)の解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
 - ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
 - ② (1)②による解除の場合は、次回払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
- (3)(1)の規定により当会社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。
 - ① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づくこの保険契約の総保険料から既経過期間に対する保険料を差し引いた額
 - ② 未払込保険料がある場合は、その未払込保険料の額

第9条 (保険料の返還または請求)

普通約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

46. 保険料クレジットカード払特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等を いいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
保険料	保険契約締結後に払い込む追加保険料およびこの保険契約 に適用される特約の規定により当会社が請求する保険料を含 みます。

第2条(クレジットカードによる保険料払込みの承認)

当会社は、この特約に従い、保険契約者がクレジットカードを使用して、この保 険契約の保険料を払い込むことを承認します。

第3条 (保険料の払込み)

- (1)保険契約者から、この保険契約の保険料をクレジットカードを使用して払い込む旨の申出があった場合は、当会社は、クレジットカード発行会社に対して、払込みに使用されるクレジットカードが有効であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードを使用した保険料の払込みを承認した時をもって、保険料が払い込まれたものとみなします。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、(1) の規定は適用しません。
 - ① 当会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を領収できない場合。 ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対して払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいる場合を除きます。
 - ② 会員規約等に定める手続が行われない場合

第4条(保険料の直接請求および請求保険料払込み後の取扱い)

- (1) 前条(2) ①の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者にこの保険契約の保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対して保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいる場合は、当会社は、その払い込んだ保険料相当額については、保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、 (1) の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を 払い込んだときは、前条(1) の規定を適用します。
- (3) 保険契約者が(2) の保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。
- (4)(3)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条 (保険料の返還の特則)

この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、クレジットカード発行会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に払い込んでいる場合を除きます。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この 保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

47. 初回保険料の口座振替特約(翌月振替用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定□座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	次の保険料をいいます。 ① 保険料を一括して払い込む場合 この保険契約に定められた総保険料

	② 年額保険料(注)を分割して払い込む場合第1回目に払い込むべき分割保険料③ 長期保険保険料年払特約が付帯されている場合初年度の年額保険料(注)(注)この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
初回保険料払込期日	保険期間の初日の属する月の翌月の提携金融機関ごとに当 会社の定める日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機 関等をいいます。
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

- (1) この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ 初回保険料を口座振替によって払い込むことについての合意がある場合に適用され ます。
- (2) この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。
 - ① 保険契約締結の時に、指定口座が提携金融機関に設定されていること。
 - ② この保険契約の締結および当会社の定める損害保険料口座振替依頼の手続きが、保険期間の初日までになされていること。

第3条(初回保険料の払込み)

- (1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2)初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回保 険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、初回保険料払 込期日に初回保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3)保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座 に預け入れておかなければなりません。
- (4)(1)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、初回保険料払込期日の属する月の翌月の応当日をその初回保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。なお、この場合であっても初回保険料以外の払込期日は変更しません。

第4条(初回保険料領収前の事故)

- (1)初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料領収前の事故による損害または損失に対して、普通約款および他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定は適用しません。
- (3)(2)の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者 (注)が、初回保険料領収前の事故による損害または損失に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。
 - (注) 被保険者または保険金を受け取るべき者の代理人を含みます。
- (4)保険契約者が(2)の初回保険料の払込みを怠った場合で、その払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めたときは、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末」を「初回保険料払込期日の属する

月の翌々月末 | に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第5条 (解除-初回保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)(1)の解除は保険期間の初日からその効力を生じます。

第6条 (継続に関する特約との関係)

この保険契約がこれに付帯された特約の規定により継続される場合 (注) は、継続された保険契約に対してはこの特約は適用されません。

(注) 自動継続特約 (地震保険用) により、地震保険のみが継続される場合を含みます。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通 約款および他の特約の規定を準用します。

48. 初回保険料の払込取扱票・請求書払特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
用語	定義
初回保険料	次の保険料をいいます。 ① 保険料を一括して払い込む場合 この保険契約に定められた総保険料 ② 年額保険料(注)を分割して払い込む場合 第1回目に払い込むべき分割保険料 ③ 長期保険保険料年払特約が付帯されている場合 初年度の年額保険料(注) (注)この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
払込期日	保険期間の初日の属する月の翌月末日をいいます。
払込取扱票	次のいずれかによるものをいいます。 ① 当会社所定の書面による払込取扱票 ② 当会社が定める情報処理機器等の通信手段により提示する払込取扱票
普通約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を払込取扱票等によって払い込むことについての合意がある場合に適用されます。

第3条(初回保険料の払込み)

- (1)保険契約者は、この特約により、初回保険料の払込みを次のいずれかの方法によって行うものとします。
 - ① 払込期日までに、保険契約締結後に当会社より送付または提示する払込取扱票を使用して払い込むこと。
 - ② 払込期日までに、①以外の当会社が指定する方法により払い込むこと。
- (2)(1)①により初回保険料を払い込む場合は、当会社は、保険契約者が保険料払込みの窓口で払込みを行った時点で初回保険料の払込みがあったものとみなします。

第4条(初回保険料領収前の事故)

- (1) 払込期日までに初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を払込期日の属する月の翌月末までに払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い 込んだ場合には、初回保険料領収前の事故による損害または損失に対して、普通約 款および他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定は適用 しません。
- (3)(2)の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者 (注)が、初回 保険料領収前の事故による損害または損失に対して保険金の支払を受ける場合に は、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まなければ なりません。
 - (注)被保険者または保険金を受け取るべき者の代理人を含みます。

第5条 (解除-初回保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、払込期日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)(1)の解除は、保険期間の初日からその効力を生じます。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通 約款および他の特約の規定を準用します。

49. 適用保険料に関する特約

- (1) この保険契約に適用するべき保険料は、保険期間開始の時に使用されている保険料または保険料率により、計算するものとします。
- (2) この保険契約に適用されている保険料または保険料率が保険期間の中途で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

50. 長期保険保険料払込特約(地震保険用)

第1条(保険料の返還または請求-通知義務の場合)

危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、地震保険普通保険約款第21条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(2)の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(注)に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が 生じた時以降の期間をいいます。

第2条 (保険料の返還-失効等の場合)

- (1)保険契約が失効となる場合には、地震保険普通保険約款第22条(保険料の返還-無効、失効等の場合)(3)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。
- (2) 地震保険普通保険約款第33条(付帯される保険契約との関係)(2) の規定によりこの保険契約が終了する場合には、地震保険普通保険約款第22条(保険料の返還一無効、失効等の場合)(4) の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第3条 (保険料の返還-保険金額の調整の場合)

地震保険普通保険約款第17条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、地震保険普通保険約款第24条(保険料の返還一保険金額の調整の場合)(2)の規定にかかわらず、当会社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条 (保険料の返還-解除の場合)

地震保険普通保険約款第10条(告知義務)(2)、第11条(通知義務)(2)もしくは(6)、第19条(重大事由による解除)(1)または第21条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または地震保険普通保険約款第18条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、地震保険普通保険約款第25条(保険料の返還一解除の場合)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第5条(保険料の返還または請求-料率改定の場合)

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第6条(保険料の返還-保険金を支払った場合)

地震保険普通保険約款第32条 (保険金支払後の保険契約)(1) の規定により保険契約が終了した場合には、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、地震保険普通保険約款第2条 (保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度(注)を経過した以後の期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

(注) 保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震 保険普通保険約款の規定を準用します。

別表 未経過料率係数表

経過年数	2年	契約	3	年契約	iÓ	4年契約				5年契約				
経過月数	0年	1年	0年	1年	2年	0年	1年	2年	3年	0年	1年	2年	3年	4年
1か月まで	92%	44%	95%	62%	30%	96%	71%	47%	22%	97%	77%	57%	38%	18%
2か月まで	88%	40%	92%	59%	27%	94%	69%	45%	20%	95%	75%	56%	36%	16%
3か月まで	84%	36%	89%	57%	24%	92%	67%	43%	18%	93%	74%	54%	34%	15%
4か月まで	80%	32%	86%	54%	22%	90%	65%	41%	16%	92%	72%	52%	33%	13%
5か月まで	76%	28%	84%	51%	19%	88%	63%	39%	14%	90%	70%	51%	31%	11%
6か月まで	72%	24%	81%	49%	16%	86%	61%	37%	12%	88%	69%	49%	29%	10%
7か月まで	68%	20%	78%	46%	14%	84%	59%	35%	10%	87%	67%	48%	28%	8%
8か月まで	64%	16%	76%	43%	11%	82%	57%	33%	8%	85%	66%	46%	26%	7%
9か月まで	60%	12%	73%	41%	8%	80%	55%	31%	6%	84%	64%	44%	25%	5%
10か月まで	56%	8%	70%	38%	5%	78%	53%	29%	4%	82%	62%	43%	23%	3%

11 か月まで	52%	4%	68%	35%	3%	75%	51%	27%	2%	80%	61%	41%	21%	2%
12か月まで	48%	0%	65%	32%	0%	73%	49%	24%	0%	79%	59%	39%	20%	0%

(注) 経過月数につき1か月未満の端日数は、1か月として計算します。

51. 長期保険保険料年払特約(地震保険用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義		
契約年度	保険期間の初日からその日を含めて計算して満1か年を1年目の契約年度といいます。以降、保険期間の初日の応当日から順次2年目の契約年度、3年目の契約年度となります。		
年額保険料	この保険契約の各契約年度に対する保険料をいいます。		
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。		
普通約款	この特約が付帯された地震保険普通保険約款をいいます。		

第2条 (保険料の払込方法)

当会社は、この特約に従い、保険契約者が、年額保険料を、初年度については保険契約の締結と同時に、次年度以降については払込期日までに、払い込むことを承認します。

第3条 (保険料領収前の事故)

当会社は、保険期間が始まった後であっても、前条の初年度の年額保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条(次年度以降の年額保険料不払の場合の免責)

- (1) 当会社は、第2条(保険料の払込方法)の規定にかかわらず、次年度以降の年額保険料について、その年額保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに払い込むことを怠った場合は、その払込期日の翌日以降に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 次年度以降の年額保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が (1) の年額保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかっ たと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払 込期日の属する月の翌々月末日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。
- (3)保険契約者が事故の発生の日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき次年度以降の年額保険料の払込みを怠っていた場合には、被保険者が保険金の支払を受ける前に、保険契約者は払込みを怠っていた年額保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

第5条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 普通約款第10条(告知義務)(1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、告知事項についての訂正の申出を当会社が承認し、かつ、保険料を変更する必要があるときは、普通約款第21条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(1) の規定にかかわらず、当会社は、承認した日の属する契約年度末までの各契約年度の年額保険料の差額については、変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差額を返還または請求し、承認した日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する 必要があるときは、普通約款第21条(保険料の返還または請求一告知義務・通知 義務等の場合)(2) の規定にかかわらず、当会社は、危険増加または危険の減少が 生じた時の属する契約年度の年額保険料の差額については、変更前の保険料と変更

- 後の保険料との差額について、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間
- (注)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求し、危険増加または危険の減少が生じた時の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。
 - (注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が 生じた時以降の期間をいいます。
- (3) 当会社は、保険契約者が(1) または(2) の規定による追加保険料の支払を 怠った場合(注) は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約 を解除することができます。
 - (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (4)(1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の 規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。 この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求 することができます。
- (5)(4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。
- (6)(1) および(2) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、普通約款第21条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(6)の規定にかかわらず、当会社は、承認した日の属する契約年度の年額保険料の差額については、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求し、承認した日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。
- (7)(6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通約款および特約に従い、保険金を支払います。
- (8)(1)、(2)または(6)の年額保険料の差額について、当会社が保険料を請求した場合は、保険契約者はその全額を一時に払い込まなければなりません。

第6条 (保険料の返還-保険金額の調整の場合)

- (1) 普通約款第17条(保険金額の調整)(1) の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、保険契約者が超過部分についての保険契約の取り消しを請求した日の属する契約年度までの各契約年度については、変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差額を返還し、保険契約者が超過部分についての保険契約の取り消しを請求した日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。
- (2) 普通約款第17条(保険金額の調整)(2) の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、保険契約者が保険金額の減額を請求した日の属する契約年度の年額保険料の差額については、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し普通約款別表に掲げる短期率を乗じた保険料を差し引いてその残額を返還することとし、保険契約者が保険金額の減額を請求した日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。

第7条(保険料率の改定による年額保険料の変更)

保険期間の中途において、保険料が改定された場合においても、当会社はこの保険契約の年額保険料の変更は行いません。

第8条(保険金の支払および未払込年額保険料の払込み)

当会社は、保険金支払の原因となった事故が払込期日の翌日から払込期日の属する月の翌月末日までの期間内に生じ、その事故による損害に対して保険金を支払う

場合において、年額保険料が支払われていないときは、支払保険金からその金額を 差し引きます。

第9条 (解除-年額保険料不払の場合)

当会社は、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末日までに年額保険料を払い 込まなかった場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約 を解除することができます。なお、この場合の解除は、払込期日から将来に向かっ てのみその効力を生じます。

第10条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通 約款の規定を準用します。

52. 代位求償権不行使特約

この特約が付帯された普通保険約款の代位に関する規定により、被保険者が借家人 (賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物を占有する者をいい、転貸人および転借人を含みます。以下同様とします。)に対して有する権利を、当会社が取得した場合は、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、借家人の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合を除きます。

53. 共同保険に関する特約

第1条(独立責任)

この保険契約は、保険証券記載の保険会社(以下「引受保険会社」といいます。) による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条(幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更に係る書類等の受領もしくは承認または保険契約の解除
- (4) 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領または承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認また は保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の 受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書等の発行および交付または保険証券に対する裏書 等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条 (幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条に掲げる事項は、すべての引受保 険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条 (保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

MEMO

MEMO

MEMO

保険証券に表示された特約の略称は、この約款・特約集の中で下記のものをいいます。

コードNo.	略 称	正 式 名 称	コード№	略 称	正 式 名 称
F5	追加補償特約	追加補償特約(工場物件用)	06	通知(基本方式)	火災通知保険特約(普火・店総用)
F1	地火費対象外特約	地震火災費用保険金補償対象外特約(普火工場物件用)	80	付保割合条件付実損	付保割合条件付実損払特約(普火用)
74	地震危険補償特約	地震危険補償特約	65	新価保険特約	新価保険特約
A8	地震補償縮小	地震危険補償特約(縮小支払方式)	А3	特殊包括	特殊包括契約に関する特約
JO	地震補償支払限度額	地震危険補償特約(支払限度額方式)	69	特包(複数敷地内)	特殊包括契約に関する特約
13	地震衝擊危険対象外	地震衝撃危険補償対象外特約	E4	支払限度額特約	支払限度額特約
14	地震破裂爆発補償	地震破裂爆発危険補償特約	E5	免責金額設定特約	免責金額特約
15	地震水災危険補償	地震水災危険補償特約	70	個人賠償責任補償	個人賠償責任補償特約
77	噴火危険補償	噴火危険補償特約	02	長期保険 (一括払)	長期保険保険料一括払特約
92	フィラメント対象外	フィラメント風災・雹災危険補償対象外特約	21	長期保険年払特約	長期保険保険料年払特約
72	水災危険補償特約	水災危険補償特約	08	保険料分割払特約 (一般)	保険料分割払特約 (一般)
94	ガラス損害補償	ガラス損害補償特約	A7	保険料分割払特約(大口)	保険料分割払特約(大口)
67	冷凍(冷蔵)対象外	冷凍(冷蔵)損害補償対象外特約	C8	カード支払特約	保険料クレジットカード払特約
68	冷凍(冷蔵)補償	冷凍(冷蔵)損害補償特約	H1	初回口振特約	初回保険料の口座振替特約(翌月振替用)
59	ボイラ等破爆対象外	ボイラ等破裂・爆発損害補償対象外特約	M1	初回払込票請求書払	初回保険料の払込取扱票・請求書払特約
93	トランクルーム	トランクルーム拡張危険補償特約	05	適用保険料特約	適用保険料に関する特約
H8	テロ危険等対象外	テロ危険補償対象外特約	25	長期保険(地震用)	長期保険保険料払込特約(地震保険用)
45	作業特約(倉庫)	作業特約	L9	長期年払 (地震用)	長期保険保険料年払特約(地震保険用)
54	火気禁止特約	火気禁止特約(工場物件用)	12	代位求償権不行使	代位求償権不行使特約
54	火気禁止特約	火気禁止特約(倉庫物件用)	G2	共同保険特約	共同保険に関する特約

事故の受付窓口

電話で事故連絡

事故受付センター

0120-210-545 (通話料無料)

受付時間:24時間・365日 *携帯電話からもご利用になれます。

ネットで事故連絡(二次元コード)



簡単にお手続きいただけ ます。

ご相談・苦情受付窓口

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

当社へのお問い合わせ・ご相談・苦情は、以下にご連絡ください。

お客様相談室

0120-333-962 (通話料無料)

受付時間:9:00~12:00 13:00~18:00

[月~金曜日(祝日・休日および年末年始を除く)]

当社との間で問題を解決できない場合は

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 03-4332-5241 (全国共通)

(受付時間:午前9時15分~午後5時(土日祝日・年末年始を除く))

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.jp/)

信頼される安心を、社会へ。

SECOM セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町2丁目6番2号 セコム損保ビル https://www.secom-sonpo.co.jp/